

市町に対する国県支出金等の調べ

兵庫県 企画県民部 企画財政局 市町振興課 編

目

次

1 企画県民部所管	
1 [知事公室、政策創生部長、県民生活部長関係※]	4
※ ビジョン局、地域創生局、科学情報局、県民生活局、女性青年局	
2 [政策調整局、企画財政局、管理局関係]	7
3 [防災企画局、災害対策局関係]	10
2 健康福祉部所管	
1 [社会福祉局関係]	12
2 [障害福祉局関係]	17
3 [少子高齢局関係]	21
4 [健康局関係]	39
3 産業労働部所管	
1 [政策労働局、産業振興局、国際監、観光局関係]	47
4 農政環境部所管	
1 [農政企画局関係]	49
2 [農林水産局関係]	56
3 [環境創造局、環境管理局関係]	75
5 県土整備部所管	
1 [県土企画局、土木局関係]	82
2 [まちづくり局、住宅建築局関係]	86
6 教育委員会所管	92

1 作成の趣旨

この小冊子は、市町に対し交付されている補助金の種類、対象事務・事業の内容、負担割合、交付の方法並びに地方負担額に対する財政措置(地方債)の概要を明らかにし、「地方財政状況調査」及び国・県支出金制度の概要把握に際し、参考にさせていただくことを目的として作成した。

2 調査対象

国・県補助金等のうち、市町を対象とするもので、令和元年度以前から継続しているもの及び令和2年度に新たに措置されたもの、制度改正があったものを対象とした。

3 調査票の見方(留意事項)

(1) 補助金等の名称

国又は県の予算による名称等を記載した。

(2) 交付の方法

「交付の方法」の欄は、次の分類で表した。

ア 国の補助金等のうち県の予算を通さず直接市町に交付されるもの(直接補助金)

- ① 県が追加交付しないもの ○印
- ② 県が法令の規定に基づき追加交付するもの ☆印
- ③ 県が任意に追加交付するもの ◇印

イ 国の補助金等のうち県の予算を通して市町に交付されるもの(間接補助金)

- ① 県が追加交付しないもの及び法令の規定に基づき追加交付するもの △印
- ② 県が任意に追加交付するもの □印

ウ 国の補助金等を財源に県が基金を造成し、基金から市町へ交付するもの ▲印

エ 県の補助金等のうち県が単独で交付するもの ×印

(3) 主 管 課

令和2年度の県の取扱い主管(部局)課名とし、令和元年度の主管課は()書きとした。

(4) 地方負担額に対する財政措置

令和2年度の地方債措置を対象とし、従たるものは()書きとした。

なお、ここに記述した地方債は、制度的に対象になりうることを示す。

(5) 備考欄(地方財政状況調査参考事項)

ア 歳出目的別分類

原則として地方自治法施行規則別記予算調整の様式により分類し、一部、令和2年度地方財政状況調査要領の歳出目的分類に従って分類した。

イ 経常・臨時、一般・特定の別

区分はアと同じく令和2年度地方財政状況調査要領により分類した。

(別表)

歳出の目的別分類

款	項	項	項	項	項	項	項
一 議会費							
二 総務費	1 総務管理費	2 徴税費	3 戸籍・住民基本台帳費	4 選挙費	5 統計調査費	6 監査委員費	
三 民生費	1 社会福祉費	2※老人福祉費	3 児童福祉費	4 生活保護費	5 災害救助費		
四 衛生費	1 保健衛生費	2※結核対策費	3※保健所費	4 清掃費			
五 労働費	1 失業対策費	2 労働諸費					
六 農林水産業費	1 農業費	2※畜産業費	3※農地費	4 林業費	5 水産業費		
七 商工費							
八 土木費	1 土木管理費	2 道路橋りょう費	3 河川費	4 港湾費	5 都市計画費	6 住宅費	7※空港費
九 消防費							
十 教育費	1 教育総務費	2 小学校費	3 中学校費	4 高等学校費	5※特別支援学校費	6 幼稚園費	7 社会教育費
	8 保健体育費	9※大学費					
十一 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	2※公共土木施設災害復旧費	3※その他				
十二 公債費							
十三 諸支出金	1 普通財産取得費	2 公営企業費	3 市町村たばこ税都道府県交付金				
十四 前年度繰上充用金							

(注) ※印は地方自治法施行規則別表によらず、決算統計の分類に従ったもの。

1 企画県民部所管（1）〔知事公室、政策創生部長、県民生活部長関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
電源立地地域対策事業費補助金（電源立地地域対策事業交付金）	公共用施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業の実施	運転開始から15年以上が経過し、評価出力の合計が1,000kw以上。かつ、評価発電電力量の合計が500万kwh以上の水力発電施設、または当該発電施設の減水区間が存する市町におけるもの	10/10				△	・電源立地地域対策交付金交付規則 ・平成31年度兵庫県企画県民部補助金交付要綱（電源立地地域対策事業費補助金）	ビジョン課	—	各該当項目	臨時一般
離島航路事業の支援（兵庫県市町振興支援交付金）	離島航路運行確保費補助事業	市が離島航路事業者に対して行う補助額の20%		1/2 (H22 までは 2/3)	1/2 (H22 までは 1/3)		×	令和2年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	地域創生局（地域振興担当）・市町振興課	—	総務費・統計調査費	臨時一般
地域創生推進事業（旧ふるさと創生推進事業）		各県民局・県民センターの補助要綱による					×		地域創生局	—	各該当項目	臨時特定
地方創生推進交付金	地方公共団体が作成する地域再生計画に掲げる交付対象事業	制度要綱による	1/2		1/2		○	地方創生推進交付金交付要綱	地域創生局	一般補助施設整備等事業債	各該当項目	臨時特定
地方創生拠点整備交付金	地方公共団体が作成する施設整備計画に掲げる交付対象事業	制度要綱による	1/2		1/2		○	地方創生拠点整備交付金交付要綱	地域創生局	一般補助施設整備等事業債	各該当項目	臨時特定
ひょうご地域創生交付金	県地域創生戦略又は市町版地域創生戦略に基づく市町単独事業	調査費・自立活性化推進費・市町村等事務費		1/2 (政令・ 中核市は 2/3)	1/2 (政令・ 中核市は 2/3)		×	・ひょうご地域創生交付金制度要綱 ・令和2年度企画県民部補助金交付要綱	地域創生局	—	総務費・企画費	臨時特定
市町別毎月人口推計調査委託料	市町別毎月人口推計調査（県及び市町の毎月における人口移動状況調査）	均一割・人口割		10/10			×	委託契約市町別毎月人口推計調査実施要領	統計課	—	総務費・統計調査費	経常特定
統計調査員確保対策事業委託費	統計調査員確保対策事業	均一割・調査員登録基準数割	10/10				△	統計調査員確保対策事業委託要綱	統計課	—	総務費・統計調査費	経常特定
令和2年度教育統計調査市町交付金	学校基本調査	均一割・学校数割	10/10				△	・基幹統計調査事務市町交付金取扱要綱 ・統計法 ・同法施行令	統計課	—	総務費・統計調査費	経常特定
令和2年工業統計調査市町交付金	工業統計調査	均一割・指導員・調査員数割・事業所数割	10/10				△	・基幹統計調査事務市町交付金取扱要綱 ・統計法 ・同法施行令 ・工業統計調査規則	統計課	—	総務費・統計調査費	経常特定

1 企画県民部所管（1）〔知事公室、政策創生部長、県民生活部長関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
経済センサス調査区管理市町交付金	経済センサス-基礎調査・活動調査	均一割・調査区数割	10/10				△	・基幹統計調査事務市町交付金取扱要綱 ・統計法 ・同法施行令 ・経済センサス基礎調査規則 ・経済センサス活動調査規則	統計課	—	総務費・統計調査費	經常特定
令和2年国勢調査経費市町交付金	国勢調査	均一割・指導員、調査員割・調査区割	10/10				△	・基幹統計調査事務市町交付金取扱要綱 ・統計法 ・国勢調査令・国勢調査施行規則	統計課 周期調査	—	総務費・統計調査費	臨時特定
2020年農林業センサス市町交付金	農林業センサス	均一割・調査客体数割	10/10				△	・基幹統計調査事務市町交付金取扱要綱 ・統計法 ・同法施行令 ・農林業センサス規則	統計課 周期調査	—	総務費・統計調査費	臨時特定
経済センサス-活動調査準備経費市町交付金	経済センサス-活動調査	指導員、調査員数割・調査区数割	10/10				△	・基幹統計調査事務市町交付金取扱要綱 ・統計法 ・同法施行令 ・経済センサス基礎調査規則	統計課 周期調査	—	総務費・統計調査費	臨時特定
金融広報活動事業市町交付金	市町の実施する金融に関する講習会等の啓発事業9市町	均等割（1市町：70千円以内）	定 額				△	令和2年度金融広報活動事業・市町交付金事業交付要綱	消費生活課	—	総務費・総務管理費	臨時特定
消費者行政推進・強化事業補助金	消費生活相談窓口の強化及び重要な消費者政策の推進等に係る事業（消費生活相談員養成事業を除く）	消費者庁の定める「地方消費者行政推進事業実施要領」「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」及び「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」に定める経費	10/10				△	地方消費者行政推進事業実施要領	消費生活課	—	総務費	臨時特定
			10/10				▲	地方消費者行政活性化基金管理運営要領				
			1/2 または 1/3		1/2 または 1/3		△	・地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領 ・令和2年度企画県民部補助金交付要綱				
外国人登録事務委託費	外国人登録事務	「過疎地域等」「事業者が1社も参入していない」「市町からの要望がある国の補助事業が活用できる」「事業者が後年度維持管理費の負担」に同意している	10/10				○	・外国人登録法 ・地方財政法第10条の4	—	—	総務費・戸籍住民基本台帳費	經常特定
中長期在留者居住地届出等事務委託費	外国人登録事務	旅費・需用費	10/10				○	外国人登録法	—	—	総務費・戸籍住民基本台帳費	經常特定

1 企画県民部所管（1）〔知事公室、政策創生部長、県民生活部長関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金	飛行場・演習場等が周辺住民のくらしに影響を及ぼす場合、公園・道路・体育館・公民館や、ごみ・し尿処理施設等の生活環境施設や農業施設、漁業施設等の事業経営の安定に寄与する施設の整備に対する助成	全体計画調査費・工事費	10/10				○	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱	—	—	各該当項目	臨時特定
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律による社会保障や税番号制度の導入に係る地方公共団体の情報システムの整備に要する経費について補助	中間サーバー・企画、開発費・設備費	10/10				○	・社会保障 ・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	情報企画課	—	各該当項目	臨時特定
集約都市形成支援事業費補助金	拡散した都市機能を集約し、生活圏の再構築を進めていくにあたって、医療など生活に必要な機能を都市の中心拠点へ移転した際、旧建物の除却処分費用等へ助成を行う。	計画策定支援・コーディネート支援・施設の移転促進・建築物跡地等の適正管理支援	1/2		1/2		○	集約都市形成支援事業費補助金交付要綱	—	—	総務費・総務管理費	臨時特定
母親クラブ(地域組織)育成費補助事業	家庭児童の健全な育成を図るために活動する地域組織	基準額 1クラブ/@136千円		1/2	1/2		×	企画県民部補助金交付要綱	男女家庭課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
地域女性活躍推進交付金	地域の实情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組	交付要綱別表に定める経費	1/2		1/2		○	地域女性活躍推進交付金交付要綱	男女家庭課	—	民生費・社会福祉費	臨時特定
インターネット利用基準作成遵守支援事業	小学校及び中学校に通学する児童・生徒がインターネットの利用に関する基準の作成や遵守を行うことを支援するための事業	1校あたり30千円以内を上限		1/2	1/2		×	2019年度(平成31年度)企画県民部補助金交付要綱	青少年課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
戦略的移住推進モデル事業(住環境整備)	地域が戦略的に若手移住者等を受け入れるための住環境の整備を支援	市が住民団体に対して行う空き家改修補助額の2/3を補助(上限2,000千円)		2/3	1/3		×	令和2年度兵庫県企画県民部補助金交付要綱(戦略的移住推進モデル事業(住環境整備支援))	地域創生局(地域振興担当)	—	総務費一企画費	臨時一般
“ひょうごで暮らし”体験キャンペーン事業(市町お試し住宅活用)	お試し移住の取組についてモデル的に支援し、多自然地域等における本格的な移住を推進	移住体験者のお試し移住に対して市町が助成する宿泊費及び移動費で予算の範囲内		1/4	1/4	1/2	□	令和2年度企画県民部補助金交付要綱	地域創生局	—	総務費 企画費	臨時 特定

1 企画県民部所管（2）〔政策調整局、企画財政局、管理局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
県民税徴収事務費市町交付金	個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため交付	【算出式】 (1)納税義務者数×@3千円 (2)18年度以前課税収入額×7% (3)還付加算金、過誤納還付金等相当額		10/10			×	地方税法第47条	税務課		総務費・徴税费	經常特定
県有資産所在市町交付金	県有資産所在市町交付金の交付	【算出式】 交付金算定標準額×1.4/100 ※交付金算定標準額は、下記 (1)(2)により算出した額 (1)住宅交付金台帳価格×2/5 (2)住宅用地交付金台帳価格×1/3 ※ただし小規模住宅用地は 交付金台帳価格×1/6 ※上記以外の土地及び建物は 交付金台帳価格×10/10		10/10			×	国有資産等所在市町村交付金法	管財課	-	総務費・総務監理費	經常一般
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業（経済対策に対応した事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業など	事業に要する経費	10/10				○		市町振興課	-	各該当項目	臨時一般 臨時特定 (令和3年6月2日付総務省事務連絡)「新型コロナウイルス感染症対策に係る歳入歳出等の取扱いについて」参照)
自衛隊員募集事務費市町交付金	自衛隊員募集事務	(1)均等割 (2)人口割 (3)会議参加制 (4)重点市町制 (5)前年度入隊者制	10/10				○	自衛隊法第97条	市町振興課	-	総務費。総務管理費	經常特定
個人番号カード交付事業費補助金	個人番号カードの交付等を円滑に行うための事業費を補助する。	事業の事務に要する経費	10/10				○	・個人番号カード交付事業費 ・補助金交付要綱	市町振興課	-	総務費・戸籍住民基本台帳費	經常特定
個人番号カード交付事務費補助金	個人番号カードの交付等を円滑に行うための事務費を補助する。	事業に要する経費	10/10				○	・個人番号カード交付事業費 ・補助金交付要綱	市町振興課	-	総務費・戸籍住民基本台帳費・商工費など	經常特定

1 企画県民部所管（2）〔政策調整局、企画財政局、管理局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
明るい選挙推進費補助金	明るい選挙推進事業			1/2	1/2		×	公職選挙法	市町振興課	—	総務費・選挙費	経常特定
在外選挙人名簿登録事務費市町交付金	在外選挙人名簿登録に要する経費	(1)在外選挙人名簿の登録を申請した者 1.最終住所地登録 1,514円/人 2.本籍地登録 428円/人 (2)記載事項変更の届出をした者 1.選挙人申請 2,146円/人	10/10				△	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律	市町振興課	—	総務費・選挙費	経常特定
兵庫県移譲事務市町交付金	・知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例により市町が処理することとされた事務 ・心身障害者扶養共済制度に係る事務 ・その他の事務（※）	【算出式】 経常経費（均等割+件数割） ・初年度経費	1/2	1/2			△	・地方財政法第28条 ・兵庫県移譲事務市町交付金交付要綱	市町振興課	—	各該当項目	経常特定
参議院議員総選挙事務交付金	市区町の選挙管理委員会が管理する参議院議員選挙の執行に要する経費	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律準用	10/10				△	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律	市町振興課	—	総務費・選挙費	臨時特定
兵庫県議会議員選挙事務費市町交付金	市区町の選挙管理委員会が管理する県議会議員の選挙執行に要する経費	制度要綱による		10/10			×		市町振興課	—	総務費・選挙費	臨時特定
プレミアム付商品券事業費補助金	消費税率の引上げに伴う低所得者及び子育て世帯への影響緩和を図るために実施するプレミアム付商品券事業に必要な経費	事業に必要な経費	10/10				○	平成31年度プレミアム付商品券事業費補助金交付要綱	市町振興課	—	各該当項目	臨時特定
プレミアム付商品券事業費補助金	消費税率の引上げに伴う低所得者及び子育て世帯への影響緩和を図るために実施するプレミアム付商品券事業に必要な経費	限度額：800万円 ※先進性、汎用性、事業の継続性等により評価	10/10				○	平成31年度プレミアム付商品券事業費補助金交付要綱	市町振興課	—	各該当項目	臨時特定

1 企画県民部所管（2）〔政策調整局、企画財政局、管理局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
機能連携広域経営推進調査事業	市町村域を越えた圏域において、産学金官民が連携し人・モノ・金等の流れを生みだし圏域の活性化を図る取組へ委託することで、他の地域が取り組むにあたって先進的かつ汎用性のある事例を構築する	制度要綱による	10/10				○	機能連携広域経営推進調査事業募集要綱	-	-	各該当項目	臨時特定
過疎地域等自立活性化推進交付金	過疎地域等自立活性化推進事業	移転の円滑化に要する経費・団地造成費・移転先住宅建設等助成費・生活関連施設整備費・産業基盤施設整備費・空き家改修費	定額				○	・過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱 ・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱	地域振興課			
	過疎地域集落再編整備事業	主要施設改修費・機能拡張にかかる付帯施設・設備費	1/2		1/2		○					
	過疎地域遊休施設再整備事業	実施要綱第8に定める事業実施計画に基づく事業で、産業振興、生活の安全・安心確保対策、都市と地域の交流・移住促進対策、地域文化伝承対策、その他適当と認められるもの	1/3		2/3		○					
	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	定住促進事業に要する経費・交流促進事業に要する経費・安全安心向上事業に要する経費（各事業で施設整備を実施する場合は、工事費、測量設計費、事務費、機械器具費、工事雑費、指導監督費）	定額				○					
離島活性化交付金	離島活性化事業計画に基づき実施する定住促進事業、交流促進事業、安全安心向上事業	※民間実施の場合は補助率が異なる	1/2		1/2		○	・離島活性化交付金交付要綱 ・離島活性化交付金事業実施要綱 ・離島活性化交付金事業実施	地域振興課			
マイナポイント事業費補助金	マイナポイントの付与に要する経費及びその環境整備等に要する経費に補助する。	左記に要する経費	10/10				○	マイナポイント事業費補助金交付要綱	市町振興課		総務費・戸籍住民基本台帳費・商工費など	経常特定
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	社会保障・税番号制度の導入等に伴う情報システムの整備に要する経費に補助する。	左記に要する経費	10/10				○	社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	市町振興課		総務費・戸籍住民基本台帳費など	経常特定
特別定額給付金給付事業	特別定額給付金を給付した場合において、市町村が当該請求に応じて支払う金額	給付対象者1人につき10万円	10/10				○	特別定額給付金給付事業費補助金交付要綱	市町振興課		総務費・総務管理費	臨時特定
特別定額給付金給付事業	特別定額給付金給付事業に伴う都道府県及び市町村の実施事務に必要な経費	特別定額給付金給付事業に伴う地方公共団体の実施事務に必要なものとして補助要綱別紙に定める経費	10/10				○	特別定額給付金給付事務費補助金交付要綱	市町振興課		総務費・総務管理費	臨時特定

1 企画県民部所管（3）〔防災企画局、災害対策局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
マイ避難カード作成支援モデル事業補助	「マイ避難カード」作成を推進するため、ワークショップや避難訓練の実践・検証するモデル事業の経費を補助する。	ワークショップ、避難訓練、実践・検証に要する経費		10/10			×	令和2年度企画県民部補助金交付要綱	災害対策課	-	消防費・民生費・災害対策費	經常一般
消防防災施設整備費補助金	消防防災施設整備事業	基準額 一般地域分 離島分 過疎分 山村振興法関連分 (財政力指数 0.44以下) 地震防災対策特別措置法関連分					○	・消防施設強化促進法 ・消防防災施設整備費補助金交付要綱	消防課	一般補助施設整備等事業債（過疎対策事業債・辺地対策事業債）	消防費	臨時特定
緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊設備整備事業	-	1/2		1/2		○	・消防組織法緊急消防援助隊に関する政令 ・緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱	消防課	一般補助施設整備等事業債（過疎対策事業債・辺地対策事業債）	消防費	臨時特定
消防団活性化支援事業補助	消防団が自主防災組織等と連携して行う実践的な訓練や研修	1 消防団あたり上限50千円 ※ただし、補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額が50千円に満たない場合は、当該算出額。（千円未満の端数は切り捨て）		1/2	1/2		×	令和2年度企画県民部補助金交付要綱	消防課	-	消防費	臨時特定
自主防災組織体制強化推進事業	下記(1)(2)の事業に要する経費を支援 (1)二つ以上の自主防災組織が連携して行う防災訓練 (2)前年度に本補助事業により支援を受けた過去3年間訓練実施をしていなかった自主防災組織が行う防災訓練	(1)1件あたり40千円 なお、以下の①②いずれか又はいずれにも該当する場合20千円を加算 ただし、40千円(加算ありの場合は60千円)を満たない場合は、当該支出額 ①三つ以上の自主防災組織が連携して行う場合 ②災害時要援護者訓練を行う場合 (2)1件あたり20千円 ただし、20千円に満たない場合は、当該支出額		定額			×	令和2年度企画県民部補助金交付要綱	消防課	-	消防費	臨時特定
消防団設備整備費補助金	消防団救助能力向上資機材緊急整備事業	-	1/3		2/3		○	消防団設備整備費補助金交付要綱(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)	消防課	-	消防費	臨時特定
石油貯蔵施設立地対策等交付金	石油貯蔵施設周辺地域の福祉向上を図るための公共用施設整備経費	(1)石油精製業者等が保有する石油貯蔵施設の貯蔵量が10万kℓ以上ある市町 →交付額の7割 (2)上記市町に隣接する市町 → 交付額の2割	10/10				△	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則	産業保安課	-	-	臨時一般

1 企画県民部所管（3）〔防災企画局、災害対策局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
兵庫県被災者生活再建 支援金事業補助金	平成30年7月豪雨災害・台風第20号災害・台風第21号災害において被災者生活再建支援法（国制度）の支給対象とならない全壊、大規模半壊、半壊、損害割合10%以上20%未満で、住宅の建設・購入又は補修を行う世帯に対し支援金を支給する。	平成30年7月豪雨災害・台風第20号災害・台風第21号災害によりその生活基盤に被害を受けた住民に対し、早期の生活の再建を支援し、被災地域の早期再生を図るため、市町が交付する支援金		2/3	1/3		×	令和2年度企画県民部補助金 交付要綱	復興支援課	—	災害復旧費	臨時特定
神戸市における新型コロナウイルス感染症の 軽症者等の宿泊療養事業 実施負担金 （新型コロナウイルス 宿泊療養施設確保事業）	無症状者及び軽症者が療養する宿泊施設を確保するための経費を負担する	施設借上費用、感染者食費、感染者搬送経費（病院～宿泊施設）、感染者管理用品（マスク、体温計等）整備費等	10/10				△	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」及び「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（いずれも令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）	復興支援課		公衆衛生費	臨時特定
複合災害に備えた避難所の 体制強化事業補助	避難所運営がドラインに基づき、避難所が感染症クラスターとならないよう感染症防止対策として、避難所に指定されている空調設備のない学校の体育館等について、換気設備の導入支援を行う。	換気設備の設置に要する経費		1/2	1/2		×	令和2年度企画県民部補助金 交付要綱	災害対策課		消防費・民生費・	臨時特定
企業防災協力隊支援事業 補助	企業防災協力隊と消防団・自主防災組織等が連携して行う訓練・研修	1件あたり上限100千円 ※ただし、補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額が100千円に満たない場合は、当該算出額。（千円未満の端数は切り捨て）		1/3	2/3		×	令和2年度企画県民部補助金 交付要綱	消防課	—	消防費	臨時特定

2 健康福祉部所管（1）〔社会福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
隣保館運営費補助金	隣保館運営費等	基準額	1/2	1/4	1/4		△	地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要綱及び健康福祉部補助金交付要綱	人権推進課	—	民生費・社会福祉費	經常特定
人権文化県民運動推進補助金	人権啓発に要する事業費	基準額		1/3	2/3		×	健康福祉部補助金交付要綱	人権推進課	—	民生費・社会福祉費	經常特定
人権啓発活動地方委託費	人権啓発事業委託	啓発に必要な事業費	10/10				△	人権啓発活動地方委託要綱	人権推進課	—	民生費・社会福祉費	經常特定
社会福祉施設等施設整備費補助金 隣保館施設整備費補助金	施設整備費 ・創設・改築等 ・大規模修繕等	基準額	1/2	1/4	1/4		△	地方改善施設整備費補助金交付要綱及び健康福祉部補助金交付要綱	人権推進課	一般補助施設整備等 事業債	民生費・社会福祉費	臨時特定
社会福祉施設等における 防犯対策等強化整備 事業	社会福祉施設等の防犯対策 及び安全対策を強化するため、 非常通報装置・防犯カメラの 設置、外構の修復やブロック塀 等の改修費用の一部を補助	基準額	1/2	1/4	1/4	1/4	△	健康福祉部補助金交付金要綱 ※障害者支援施設、児童養護施設 ※幼稚園型認定こども園	障害福祉課・児童課 ・こども政策課	一般補助施設整備等事業 債	民生費・社会福祉費 ・児童福祉費	臨時特定
乳幼児等医療費補助及び 事務費補助金	9歳に達する日以降の最初の 3月31日を経過していない 乳幼児等	(1)乳幼児医療費の助成に必要な 扶助費 (2)事業実施に必要な事務費		1/2	1/2		×	健康福祉部補助金交付要綱	国保医療課	—	民生費・児童福祉費	經常特定
母子家庭等医療給付事業 費補助金	・18歳に達する年度の末までの 児童又は20歳未満の高校在 学中の児童を監護する母又は 父及びその児童 ・遺児（年齢は同上）	母子家庭等医療費の助成に必要 な扶助費 【財政力指数（3カ年平均）】 ■1.0超 ■0.64超1.0以下 ■0.37超0.64以下 ■0.37以下		1/3	2/3		×	健康福祉部補助金交付要綱	国保医療課	—		經常特定
重度障害者医療費補助 及び事務費補助金	・重度身体障害者身体障害者 福祉法による障害程度1級及び 2級 ・重度知的障害者（児）療育 手帳A判定 ・重度精神障害者精神障害者 福祉保健福祉手帳1級	(1)重度障害者医療費の助成に 必要な扶助費 (2)事業実施に必要な事務費		1/2	1/2		×	健康福祉部補助金交付要綱	国保医療課	—	民生費・社会福祉費	經常特定
高齢期移行助成事業補助 及び事務費補助金		(1)高齢期移行者医療費の助成 に必要な扶助費 (2)事業実施に必要な事務費		1/2	1/2		×	健康福祉部補助金交付要綱	国保医療課	—	民生費・老人福祉費	經常特定

2 健康福祉部所管（1）〔社会福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
高齢重度障害者医療費補助及び事務費補助金	・ 重度身体障害者身体障害者福祉法による障害程度1級及び2級 ・ 重度知的障害者（児）療育手帳A判定 ・ 重度精神障害者精神障害者福祉保健福祉手帳1級	(1) 高齢重度障害者医療費の助成に必要な扶助費 (2) 事業実施に必要な事務費		1/2	1/2		×	健康福祉部補助金交付要綱	国保医療課	—	民生費・老人福祉費	経常特定
子ども医療費補助及び事務費補助金	9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者	1. 子ども医療費の助成に必要な扶助費 2. 事業実施に必要な事務費		※入院 10/10 ※通院 1/2	※通院 1/2		×	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	国保医療課	—	民生費・児童福祉費	経常特定
保険基盤安定負担金 ※内訳 県・国民健康保険 保険基盤安定負担金	市町が行う国民健康保険料（税）軽減相当額の国民健康保険特別会計への繰り入れ	低所得者に対する保険料（税）の軽減相当額及び軽減対象者数に応じた額		(軽減分) 3/4	1/4		×	・ 国民健康保険法第72条の3第2項 ・ 第72条の4第2項及び第3項附則第24項3項 ・ 国民健康保険基盤安定負担金交付要綱	国保医療課	—	民生費・社会福祉費	経常特定
後期高齢者医療保険基盤安定負担金	市町が行う保険料軽減相当額の後期高齢者医療特別会計への繰り入れ	低所得者に対する保険料の軽減相当額に応じた額		3/4	1/4		×	・ 高齢者の医療の確保に関する法律第99条第3項 ・ 兵庫県後期高齢者医療保険基盤安定負担金交付要綱	国保医療課	—	民生費・老人福祉費	経常特定
厚生労働統計調査委託費（旧保健・旧福祉）	国民生活基礎調査、人口動態調査、社会福祉施設等調査等に要する経費	基準額	10/10				△	・ 統計法 ・ 統計報告調整法等国民生活基礎調査規則等	情報事務センター	—	総務費・統計調査費	経常特定
社会福祉統計事務費市町交付金	地域児童福祉事業等調査	基準額	10/10				△	健康福祉部補助金交付要綱	情報事務センター	—	総務費・統計調査費	経常特定
保健福祉調査地方公共団体委託費	社会保障制度企画調査	基準額	10/10				△	統計法等	情報事務センター	—	総務費・統計調査費	臨時特定
試験研究費	社会保障・人口問題基本調査	基準額	10/10				○	統計法等	情報事務センター	—	総務費・統計調査費	臨時特定
公的扶助資料調査委託費	社会保障生計調査（家計簿調査）	基準額	10/10				△	統計法等	情報事務センター	—	総務費・統計調査費	経常特定
災害弔慰金補助金	一定規模以上の自然災害により死亡した遺族に対し市町が支給する弔慰金	基準額	1/2	1/4	1/4		△	災害弔慰金の支給等に関する法律	地域福祉課	—	民生費・災害救済費	臨時特定
民生委員・児童委員活動費用弁償費等補助金	民生委員・児童委員弁償費 民生委員・児童委員の活動（資質向上のための研修及び地域の実態把握のための社会調査等を含む）費用弁償に要する経費	基準額 委員1人あたり：60,200円/年額 基準額 民生委員協議会会長：11千円/年額		10/10			×	健康福祉部補助金交付要綱	地域福祉課	—	民生費・社会福祉費	経常特定
				10/10			×	健康福祉部補助金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉費	経常特定
民生・児童協力委員活動支援事業補助金	市町民生・児童協力委員の設置に要した経費	基準額 委員1人あたり：500円/年額		10/10			×	健康福祉部補助金交付要綱	地域福祉課	—	民生費・社会福祉費・児童福祉費	経常特定

2 健康福祉部所管（1）〔社会福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
災害援護資金償還指導 事業費補助金	阪神・淡路大震災の被災者 に対して貸し付けた災害援 護資金について市に償還指 導員を設置し、滞納者等に 対する償還指導、償還能力 の調査及び行方不明者の所 在確認等を行うことにより 貸付金の円滑な回収並びに 適正な管理に努める	基準額		1/2	1/2		×	健康福祉部補助金交付要綱	地域福祉課	—	民生費・社会福祉 費	臨時特定
生活保護費等国庫 ※うち、(県費)負担 金	市が支弁した生活保護費等	基準額 (居住地不明分) (配偶者支援金)	3/4 3/4 4/4		1/4		○ ☆ ○	・生活保護法 ・中国残留邦人等支援法 ・生活扶助費等国庫負担金 ・医療扶助費等国庫負担金及 び介護扶助費等国庫負担金交 付要綱	地域福祉課	— うち、中国残留邦人へ の 生活支援給付費・ 配偶者支援金	民生費 生活保護費・民生 費・社会福祉費	經常特定
行旅病人及び行旅死亡 人の取扱費用弁償金	行旅病人及び行旅死亡人取 扱法により、市町が引取者 のいないものに対して行っ た救護について一時繰り替 えた経費	行旅病人等の救護または行旅死亡 人の取扱に要した経費（行旅病人 及び行旅死亡人取扱法第15条の 規定により、市町費をもって一時繰 り替支弁をしなければならない費用）		10/10			×	行旅病人及び行旅死亡人取扱 法・4行旅病人及び行旅死亡 人の費用弁償等に関する規則	地域福祉課	—	民生費・社会福祉 費	臨時特定
援護事務市町交付金	援護年金等、特別弔慰金及 び各種給付金市町取扱事務	基準額		10/10			×	健康福祉部交付金交付要綱	地域福祉課	—	民生費・社会福祉 費	經常特定
生活困窮者自立相談支 援事業費等国庫負担金	(1)生活困窮者自立相談支 援事業 生活困窮者からの相談に対 応するとともに自立に向けた プランの作成等を支援	生活困窮者自立支援法による	3/4		1/4		○	生活困窮者自立支援法	地域福祉課	—	各該当項目	經常特定
	(2)被保護者就労支援事業 被保護者からの相談に応 じ、就労支援に関する必要 な状況の提供及び助言を行 う	事業実施に必要な経費	3/4		1/4		○	生活保護法	地域福祉課			經常特定
	(3)生活困窮者住居確保給 付金支給事業 離職により住宅を失う等 の生活困窮者に対し、家賃 を給付	生活困窮者自立支援法による	3/4		1/4		○	生活困窮者自立支援法	地域福祉課	—		經常特定
	(4)被保護者健康管理支援 事業 福祉事務所がデータに基づ き被保護者の生活習慣病の 発症予防や重症化予防等を 推進	事業実施に必要な経費	3/4		1/4		○	生活保護法	地域福祉課	—		經常特定

2 健康福祉部所管（1）〔社会福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	(1) 生活困窮者就労準備支援事業一般就労に従事する準備としての基礎的能力の形成を支援	生活困窮者自立支援法による	2/3		1/3		○	生活困窮者自立支援法	地域福祉課	—		經常特定
	(2) 生活困窮者家計改善支援事業家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計改善に関する支援を行う	生活困窮者自立支援法による	2/3		1/3		○	生活困窮者自立支援法	地域福祉課	—		經常特定
	(3) 被保護者就労準備支援事業一般就労に従事する準備として、日常生活習慣改善等の支援を行う	事業実施に必要な経費	2/3		1/3		○	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	地域福祉課	—		經常特定
	(4) 生活困窮者一時生活支援事業緊急に衣食住に必要な生活困窮者に対して支援	生活困窮者自立支援法による	2/3		1/3		○	生活困窮者自立支援法	地域福祉課	—		經常特定
	(5) 生活困窮者子どもの学習支援事業。生活に困窮する世帯の子どもや親に対し支援	生活困窮者自立支援法による	1/2		1/2		○	生活困窮者自立支援法	地域福祉課	—		經常特定
	(6) 福祉事務所未設置町村による相談事業。生活困窮者からの相談に応じ生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る	相談事業実施に必要な経費	3/4		1/4		○	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	地域福祉課	—		經常特定
地域子供の未来応援交付金	ひとり親家庭など、経済的に厳しい状況に置かれている子供たちに対する学習支援や居場所づくりなどの支援の実効性を高めるために地域の実情を踏まえて、地域ネットワークの形成を支援することを目的とする。	基準額 (1) ①実態調査・分析 ②整備計画の策定 (2) 体制整備 (3) 研修事業	1/2		1/2		◇	地域子供の未来応援交付金交付要綱	地域福祉課	—	民生費・社会福祉費・児童福祉費	臨時特定
保健福祉調査地方公共団体委託費	ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）	基準額 ①企画調整委員：@17,700円/1日 調査員：@7,140円/1日 ②調査活動費：@3,490円/1日 ③調査諸費 200千円の範囲内で厚生労働省支出負担行為担当官民生主管部(局)長が必要と認める額	10/10				△	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	生活支援課	—		臨時特定
援護関係事務委託費（中国残留邦人等支援事業分）	市で雇用している支援・相談員の人件費等	事業実施に必要な事務費	10/10				○	・援護費及び事務委託費の経理取扱要領 ・各市支援・相談員設置要綱	地域福祉課	—	民生費・社会福祉費	經常特定

2 健康福祉部所管（1）〔社会福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金	年金生活者支援給付金の支給に係る経費	厚生労働大臣が必要と認めた額	10/10				○	平成29年度年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金交付要綱	—	—	民生費・社会福祉費	經常特定
国民年金市町村事務取扱交付金	市区町村が行う国民年金に関する事務（特定障害者に対する特別障害給付金に関する事務を含む。）に必要な費用	厚生労働大臣が必要と認めた額	10/10				○	国民年金法第86条	—	—	民生費・社会福祉費	經常特定
引揚者等援護事務費委託金	支援・相談員の配置経費等		10/10				○	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律・支援・相談員の配置等に関する実施要領	—	—	民生費・社会福祉費	經常特定
法人後見・市民後見推進事業	市民後見人養成研修及び法人後見・市民後見体制の整備・強化に要する経費への補助	基準額	2/4	1/4	1/4		▲	健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課 (地域福祉課)	—	民生費・社会福祉費	臨時特定
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方々を対象とする支援について、県内市町の取組を包括的に支援	事業実施に必要な経費	3/4		1/4		△	令和2年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金交付要綱	地域福祉課	—	民生費	臨 時 特 定

2 健康福祉部所管（2）〔障害福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分類 (款) (項)
無年金外国籍障害者等福祉給付金支給事業費補助金	市町が行う無年金外国籍障害者等に対する福祉給付金支給事業に要する経費	基準額（月額/一人当たり） 【算出式】 障害基礎年金額(1級年額)×1/12×1/2		1/2	1/2		×	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	障害福祉課	—	民生費・社会福祉費	經常特定
重度心身障害者(児)介護手当費補助金	市町が実施する重度心身障害者(児)の介護手当支給事務に助成する。 身体障害者1級～2級又は重度知的障害者で6ヶ月以上ねたきりの状態にある者の介護者。	基本額（介護手当） 年額/一人当たり 100千円		1/2	1/2		×	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	障害福祉課	—	民生費・社会福祉費・児童福祉費	經常特定
特別障害者手当等給付負担金	市における特別障害者手当等給付費	基準額（1人当たり） ■特別障害者手当 27,350円/月額 ■障害児福祉手当 14,880円/月額 ■福祉手当 14,880円/月額	3/4 3/4	1/4	1/4	(市のみ) (町のみ)	○ ☆	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第25条	障害福祉課	—	民生費・社会福祉費	經常特定
地域生活支援事業費等補助金	(1)地域生活支援事業 (2)地域生活支援促進事業	事業費補助方式	1/2以内	1/4以内	1/4		☆	・障害者総合支援法第95条第2項第2号(国) ・障害者総合支援法第94条第2項(県) ・地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱	障害福祉課	—	民生費・社会福祉費	經常特定
障害者自立支援給付費等負担金	障害者自立支援給付費負担金	基準額	1/2	1/4	1/4		☆	・障害者総合支援法第95条第1項(国) ・障害者総合支援法第94条第1項(県)	障害福祉課	—	民生費・社会福祉費	經常特定
障害者総合支援事業費補助金（障害者自立支援給付審査支払等システム事業）	(1)消費税率の引上げに伴う報酬改定等に伴う改修 (2)就学前の障害児の発達支援の無償化に伴う改修	基準額	(1) 1/2 (2) 10/10				(1) ○ (政令市・中核市) (2) △ (上記以外の市町)	地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱	障害福祉課	—	民生費・社会福祉費	臨時特定
障害者医療費負担金	育成医療費、更生医療費療養介護医療及び基準該当療養介護医療費、やむを得ない事由による措置費（療養介護医療に係るものに限る）	基準額自立支援医療費（育成医療、更生医療）、療養介護医療費の額から法第7条に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額	1/2	1/4	1/4		☆	障害者総合支援法第94・95条	障害福祉課	—	民生費・社会福祉費	經常特定
軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業	軽・中度難聴児の補聴器購入費用等を助成する事業	基準額		10/10			×	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	障害福祉課	—	民生費・社会福祉費	經常特定
県利用者負担軽減事業等補助金	障害者グループホームの家賃を助成する事業	基準額		1/2	1/2		×	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱、地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)交付要綱	障害福祉課	—	民生費・社会福祉費	經常特定
自殺対策強化市町補助事業	市町が実施する自殺対策事業に対し、補助を行う	事業費補助方式	10/10、1/2、2/3	(事業により補助率が異なる)			△	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	障害福祉課・いのち対策室	—	民生費・社会福祉費	臨時特定

2 健康福祉部所管（2）〔障害福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特 定 の 別
在宅重症心身障害児(者)訪問看護利用支援事業	重症心身障害児者が利用する訪問看護利用料の一部及び肢体不自由の重度身体障害児者が利用する訪問リハビリ利用料の一部を助成	基準額	訪看 1/4	訪看 1/4 訪リハ 1/2	1/2		訪看 △ 訪リハ ×	令和2年度健康福祉部補助金 交付要綱	障害福祉課	—	民生費・社会福祉費・児童福祉費	臨時特定
グループホーム新規開設サポート事業	グループホーム開設時の初期費用を助成する事業	基準額		1/3	1/3	1/3	×	令和2年度健康福祉部補助金 交付要綱	障害福祉課	—	民生費・社会福祉費	臨時特定
障害児入所通所給付費等国庫負担	障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所及び指定医療機関における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児入所施設等において受けた指定入所及び指定通所支援に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図る	基準額	【入所】 政令市以外 1/2 政令市 1/2 【通所】 1/2	1/2	1/2	1/4	1/4	☆	障害児入所給付費等国庫負担金及び、障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱	—	民生費・児童福祉費	経常特定
障害児施設措置費（給付費等）県費負担	障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所及び指定医療機関における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児入所施設等において受けた指定入所及び指定通所支援に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図る	基準額	【入所】 政令市以外 1/2 政令市 1/2 【通所】 1/2	1/2	1/2	1/4	1/4	☆	障害児施設措置費（給付費等）県費負担金交付要綱	—	民生費・児童福祉費	経常特定
障害児入所通所医療費等国庫負担	障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所及び指定医療機関における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児入所施設等において受けた指定入所及び指定通所支援に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図る	基準額	【入所】 政令市以外 1/2 政令市 1/2 【通所】 1/2	1/2	1/2	1/4	1/4	☆	障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱	—	民生費・児童福祉費	経常特定
地域活動支援センター基礎的事業及び障害者小規模通所援護事業	市町が実施する事業に要する経費又は事業を実施する者に対して、市町が助成するのに要する経費	基準額		2/10	8/10		×	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・地域活動支援センター基礎的事業実施要綱 ・障害者小規模通所援護事業実施要綱	ユニバーサル推進課	—	民生費・社会福祉費	経常特定

2 健康福祉部所管（2）〔障害福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
令和2年度新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化及び訪問入浴サービス等体制強化事業県費補助金	新型コロナウイルス感染症の発生により、市町が実施する地域生活支援事業における地域活動支援センター及び日中一時支援、訪問入浴サービス、意思疎通支援事業、移動支援事業のニーズが増加したこと等に伴う職員の増員や、衛生管理のために必要な消毒用品の購入等の経費を補助	事業費補助方式	1/2以内	1/4以内	1/4		☆	・障害者総合支援法第95条第2項第2号（国） ・障害者総合支援法第94条第2項（県） ・地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱	障害福祉課	—	民生費・社会福祉費	臨 時 特 定
医療支援型グループホーム運営支援事業	医療支援型グループホームの運営に要する経費に対する補助	45,000円×市町が医療支援型グループホームにおけるサービスについて支給決定をした者の各月初日在籍日数の合計数		1/2	1/2		×	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	障害福祉課	—	民生費・社会福祉費	臨 時 特 定
特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業	特別支援学校等が臨時休業する中で、新型コロナウイルス感染症防止対策等のため、サービス提供事業所が電話等による代替的な方法で提供するなど利用者負担の増加について補助	要綱に基づき、本事業を実施するのに市町が要する経費	1/2	1/4	1/4		△	特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業実施要綱	障害福祉課	—	民生費・社会福祉費	— 般
令和2年度新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業費（都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区が精神保健福祉センター、保健所等により実施する、住民への心のケア、市町村等が行う精神保健上の相談支援に対する後方支援及び技術的助言、関係機関・組織への技術的支援）	厚生労働大臣の定める基準額	3/4		1/4		○	・新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業実施要綱 ・令和2年度新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業費補助金交付要綱	障害福祉課いのち対策室	—	衛生費・公衆衛生費	— 般
遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化事業にかかる機器整備事業	聴覚障害者が行政や保健所等への相談や病院への受診等に際して、遠隔手話サービスを実施するため、市町に設ける手話通訳ブースに設置する機器整備を促進する	基準額	10/10				△	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	ユニバーサル推進課	—	民生費・社会福祉費	経常特定
地域活動支援センター等の受入体制の強化	地域活動支援センター等や訪問入浴サービスにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大によるニーズの増加等に伴い生じるかかりまし経費部分に対して支援	事業費補助方式	1/2	1/4	1/4		☆	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	ユニバーサル推進課	—	民生費・社会福祉費	臨 時 特 定

2 健康福祉部所管（2）〔障害福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
重症心身障害児向け通所支援・居宅訪問型児童発達支援事業所整備事業	重症心身障害児向け通所支援・居宅訪問型児童発達支援事業所が未設置の市町における事業者の新規参入を促進するため、開所当初に利用人数が十分に確保されなかったことによって得られなかった報酬分を助成	重症心身障害児向け通所支援事業所又は居宅訪問型児童発達支援事業所の未設置市町において、初めて当該事業指定を受けた事業所に対する市町が助成した経費		1/2	1/2		×	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	障害福祉課	—	民生費・社会福祉費	臨時特定

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
老人クラブ活動強化推進事業費補助金	(1)子育て支援活動及び地域における見守り活動を支援 (2)健康づくり（健康体操等の実施普及促進活動を支援）	■1老人クラブ当たり (1)→3,500円/月 (2)→ 500円/月		1/2 1/3 (政令・ 中核)	1/2 2/3 (政令・ 中核)		×	健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	經常特定
老人クラブ助成事業補助金	市町が老人クラブの活動費に助成する経費	■1クラブ当たり 3,500円/月額 ■1市町連合会当たり 均等→175千円/年額 会員→65円/人 ※特別事業額は厚生労働大臣が必要と認めた額	1/3	1/3	1/3		△	厚生事務次官通知	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	經常特定
老人クラブによる健康づくり・介護予防支援事業補助金	元気な高齢者が健康を保持し、生きがいを持って、生活することができるよう老人クラブが行う健康づくり・介護予防活動を支援	知事が必要と認めた額	1/3	1/3	1/3		△	・厚生事務次官通知 ・健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	經常特定
無年金外国籍高齢者等福祉給付金支給事業費補助金	国民年金制度上、国籍要件などがあつたために、国民年金の受給資格を得ることができなかった在日外国籍高齢者に対し給付金を支給する市町に助成	基準額 1人月額 16,687円		10/10			×	健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費・社会福祉費	經常特定
老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）	高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業に対する補助	基準額	10/10				○	老人保健事業推進費等補助金交付要綱(老人保健健康増進等事業分)	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定
高齢者の生きがい活動促進事業	高齢者の介護予防や生活支援に関するサービスを提供するために、新たに組織化するNPO法人等に対し助成	基準額 1,000千円/1施設	10/10				○	高齢者生きがい活動促進事業実施要綱	高齢政策課【企画】	—	民生費・社会福祉費	臨時特定
高齢者自立支援ひろば運営支援事業補助金	災害復興公営住宅等に、スタッフを常駐の上、高齢者の見守り、健康づくり機能、コミュニティづくり支援、支援者間のプラットフォームづくりの4つの機能を有する高齢者自立支援ひろばを設置・運営する市に補助	基準額 ひろばスタッフ1名 1箇所あたり 3,666千円		1/2	1/2		×	健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課【企画】	—	民生費・社会福祉費	臨時特定

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金	国、都道府県、市町及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に交付金を充当（一部一般会計で実施する介護予防等の取組への充当も可）して、市町が行う市町村特別給付、地域支援事業及び保健福祉事業等を充実。	基準額	10/10				○	・保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金実施要綱 ・保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金交付要綱	高齢政策課【包括】	—	民生費・社会福祉費	臨時特定
低所得者に対する利用者負担軽減事業	介護サービス事業者による低所得利用者に係る利用者負担軽減制度に要する費用の一部	基準額	1/2	1/4	1/4		△	健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域における公的介護施設等の施設の整備事業を推進することを目的とする。	配分基礎額	10/10				○	地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱及び交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定
地域支援事業交付金 ①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業及び任意事業	市町が保険者として実施する地域支援事業に要する経費のうち、法定で定められた国及び県の負担割合に相当する額を市町に交付。市町は介護保険特別会計で受入れ。	基準額					☆	・介護保険法 ・兵庫県地域支援事業県交付金交付要綱 ・地域支援事業交付金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	經常特定
介護保険災害臨時特例補助金	東日本大震災で被災した被保険者に対して市町（保険者）が行う利用者負担額の軽減等について補助	基準額	100%				○	介護保険災害臨時特例補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定
地域介護拠点整備事業補助金	地域における地域密着型の介護保険施設等の整備事業を推進することを目的とする。	配分基礎単価	2/3	1/3			▲	・地域医療介護総合確保基金管理運営要領 ・健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定
介護給付費負担金	市町が保険者として給付する介護保険に要する経費のうち、法定で定められた国及び県の負担割合に相当する額を市町に交付する。（市町は介護保険特別会計で受入）	基準額						・介護保険法 ・兵庫県介護給付費等負担金交付要綱 ・介護給付費等負担金交付要綱 ・介護給付費調整交付金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	經常特定

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
(施設等分)			20%	17.5%	12.5%	50%	☆					
介護給付費負担金（その他分）		(保険料負担)	25%	12.5%	12.5%							
介護給付費財政調整交付金	第1号保険者の格差を是正するため、後期高齢者割合や所得段階別分布状況に応じて調整交付金を交付		25%	12.5%	12.5%							
介護人材確保に向けた市町・団体支援事業	市町の実情に応じた人材確保事業に要する経費への補助	基準額	2/4	1/4	1/4		▲	健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—		臨時特定
低所得者保険料軽減負担金	市町が行う低所得者の第一号介護保険料の負担軽減事業に要する経費のうち、法定で定められた国及び県の負担割合に相当する額を市民生費・老人福祉費町に交付する。（市町は一般会計で受入）	市町軽減負担額 (保険料基準額の0.05)×対象者数	50%	25%	25%		☆	・介護保険法 ・兵庫県介護給付費等負担金交付要綱 ・介護給付費等負担金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	経常特定
定期巡回サービス事業者参入促進事業補助金	定期巡回・随時対応サービスに新たに参入する事業者を対象に、事業者の参入障壁となっている人件費を助成	基準額 (1)R2年度以降に指定を受けた事業所 5,724～11,448千円 (2)R2年度以前に指定を受けた事業所		1/2	1/2		○	健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定
定期巡回サービス事業者参入促進事業補助金	定期巡回・随時対応サービスの開設に必要な事務所に係る賃借料を補助	基準額 (1)事業所あたり (2)520千円（開設から3年間を限度）		1/2	1/2		○	健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定
老人クラブ活動強化推進事業費補助金	高齢者のワールドマスターズゲームズ参加促進事業	基準額 定額25千円×2事業＝1市町あたり50千円		10/10			×	・健康福祉部補助金交付要綱 ・老人クラブ活動等社会活動促進事業運営要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	経常特定
訪問看護師・訪問介護員安全確保離職防止対策事業補助金	訪問看護師・訪問介護員がサービスを提供する際、利用者等からの暴力行為などの対策として2人体制での訪問が必要となるケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助	基準額 【算出式】 (市町が認めた2人体制でのサービス提供回数)×補助基準単価		1/3	1/3	1/3	○	健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	災害等により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	7/10		2/15	1/6	○	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	高齢政策課	災害復旧事業債	民生費・老人福祉費	臨時特定

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センターに対する補助 小学校の臨時休校に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料を支援した場合に生じる費用について補助 研修受講、かかり増し経費及びマスクの購入等新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費を補助	基準額	1/3	1/3	1/3		☆	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	經常特定
地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点事業の実施に要する経費の一部をを補助	基準額	1/3	1/3	1/3		☆	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	經常特定 (ハード分以外) 臨時特定 (ハード分)
ひょうご放課後プラン 推進事業（児童クラブ型） ※放課後児童健全育成事業	(1)放課後児童健全育成事業	基準額 (1)放課後児童健全育成事業 ■250日以上 ①1～19人 2,510千円-(19人-支援単位構成児童数)×28千円 ②20～35人 4,577千円-(36人-支援単位構成児童数)×26千円 ③36～45人 4,577千円 ④46～70人 4,577千円-(支援単位構成児童数-45人)×63千円 ⑤71人以上 2,917千円 ⑥開設日数加算 (年間開所日数-250日)×18千円 (1日8時間以上開所する場合) (年間開所日数は上限300日) ⑦長時間開設加算 (7) 平日分 (1日6時間を超え18時を越えて開 399千円×時間 (4)長期休暇分 (1日8時間を超えて開設) 179千円×時間 ■200～249日 ①運営費補助 20人以上→ 3,011千円 1～19人→ 1,701千円 ②時間開設加算 (1日6時間を超え18時を越えて開 399千円×時間	1/3	1/3	1/3		☆	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	經常特定(ただし、放課後子ども環境整備事業は臨時特定)

2 健康福祉部所管(3) [少子高齢局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考		
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別	
	新型コロナウイルス感染症 対策支援事業	④普及定着促進費 (7)改修費等 4,000千円 (1)礼金・賃借料 600千円 (事業開始の前年度又は 事業開始年度1回限り) (3)体調不良児対応型 4,472千円 (実施期間が6月未満 2,236千 (4)非施設型(訪問型) 7,280千円 (実施期間が6月未満 3,479千 (5)送迎対応 (1)、(2)及び(3)において、看護 師等又保育士を配置し、保育所等 において保育中に「体調不良」と なった児童に付設された専用ス ペース、又は本事業のための専用施 設で一時的に保育することを可能 とする。 新型コロナウイルス感染症対策支 援事業 300千円	1/3	1/3	1/3		☆						
ひょうご保育料軽減事 業補助	保育料の軽減に要する経費 の一部を助成する	補助基準額 ■第3子以降 (1)R1.9まで ①0～2歳児 月額7千円を上限 ②3～5歳児 月額5,500円を上限 (2)R1.10以降0～2歳児 月額15千円を上限。 ただし、保育料の1/2と補助基準額 の低い方を限度とする。 ■第2子 (1)R1.9まで ①0～2歳児 月額6千円を上限 ②3～5歳児 月額4,500円を上限 (2)R1.10以降0～2歳児 月額15千円を上限。 ただし、保育料の1/2と補助基準額 の低い方を限度とする。 ■第1子 R1.10以降0～2歳児 月額10千円を上限。 ただし、保育料の1/2と補助基準額 の低い方を限度とする。		10/10			×	令和2年度健康福祉部補助金 交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉 費 (1)教育費・幼稚 園費 (2)教育費・幼稚 園費・教育総務費	経常特定	
					1/2	1/2		×	令和2年度健康福祉部補助金 交付要綱	こども政策課	—	民生費 (1)教育費・児童 福祉費 (2)教育費・幼稚 園費・教育総務費	経常特定
				1/2	1/2			×	令和2年度健康福祉部補助金 交付要綱	こども政策課	—	民生費 教育費・児童福祉 費・幼稚園費	経常特定
認定こども園整備事業	認定こども園の整備に必要 な経費の補助	基準額	1/2 または 2/3		1/4 または 1/12		1/4	▲ ・令和2年度健康福祉部補助 金交付要綱 ・安心こども基金管理運営要 綱	こども政策課	社会福祉施設整備事業 債・一般補助施設整備事 業債	民生費・児童福祉 費	臨時特定	

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
保育所緊急整備事業 (安心こども基金)	待機児童解消等のための創設や老朽改築による保育環境整備に要する費用の一部を補助	基準額	1/2 または 2/3		1/4 または 1/12	1/4	▲	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・安心こども基金管理運営要領	こども政策課	社会福祉施設整備事業債・一般補助施設整備事業債	民生費・児童福祉費	臨時特定
保育所等整備交付金	保育所待機児童の解消を図るため、保育所等の整備に対し交付金を交付。	基準額	1/2 (2/3)		1/4 (1/12)	1/4 (1/4)	○	保育所等整備交付金交付要綱	こども政策課	社会福祉施設整備事業債	民生費・児童福祉費	臨時特定
			※待機児童解消加速化プランに参加する市町村が実施する事業については補助率2/3。									
賃貸物件による保育所等整備支援事業	定員増を図る施設において賃借料の実勢価格と公定価格と公定価格の賃借料加算の収入額が乖離している保育所等に乖離分を補助することで安定的な運営を図る。	基準額と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。		1/3	1/3	1/3	×	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
放課後児童クラブ整備費補助事業	放課後児童クラブを実施するために必要な建物の創設、大規模改修等、倉庫設備設置のための経費を補助	基準額	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)		☆	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援整備交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
			※一定の条件を満たす場合、国の補助率が嵩上げ。 (定員増を伴う整備等)									
病児・病後児保育施設	病児・病後児保育事業を実施するための施設整備（創設・改築・拡張・大規模修繕）	基準額	1/3	1/3	1/3		☆	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援整備交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児又は幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。 研修受講、かかり増し経費及びマスクの購入等新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費を補助	補助基準額	1/3	1/3	1/3		☆	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費 教育費・幼稚園費・教育総務費	経常特定
延長保育事業	市町以外の者が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所等における開所時間を超えた保育の実施に要する経費の一部を助成。 研修受講、かかり増し経費及びマスクの購入等新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費を補助	基準額 ①一般型（短時間・標準時間） ②訪問型（短時間・標準時間） 延長時間数で区分	1/3	1/3	1/3		☆	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	経常特定

2 健康福祉部所管(3) [少子高齢局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考		
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施 ICT環境整備経費、研修のオンライン化に必要なシステム導入経費の補助 研修受講、かかり増し経費及びマスクの購入等新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費を補助	補助基準額 (1)基本型 年額 7,505千円/1か所 (2)特定型 年額 3,006千円/1か所 (3)母子保健型 1市町あたり保健師等専門職員(専任)9,274千円(兼任)4,497千円 (4)開設準備経費(改修費等)4,000千円/1か所	1/3	1/3	1/3		☆	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	経常特定	
保育体制強化事業	保育支援者を保育にかかる周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減するとともに、児童の園外活動時の安全管理を図る	補助基準額 (1)保育支援者の配置100千円/月(1箇所につき) (2)児童の園外活動の見守り等50千円/月(1箇所につき)	1/2	1/4	1/4		◇	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定	
保育士資格取得支援事業(保育対策総合支援事業)※厚労省分	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な経費を助成	(1)認可外保育施設保育士資格取得支援	3/4		1/4		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・各メニューの実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定	
		(2)保育教諭確保のための保育士資格取得支援 ※政令指定都市及び中核市以外の市町は公立認定こども園のみ。私立認定こども園は、直接運営法人に助成。	(政令指定都市及び中核市)	1/2		1/2							○
		(3)幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援 ※政令指定都市及び中核市のみ	(政令指定都市及び中核市以外の市町)	1/2	1/2								△
		(4)保育所等保育士資格取得支援		1/2		1/2							○
幼稚園教諭免許状取得支援事業(教育支援体制整備事業費交付金)※文科省分	幼稚園教諭免許状取得支援事業を実施するために必要な経費を助成。	(1)保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援 ※政令指定都市及び中核市以外の市町は公立認定こども園のみ。私立認定こども園は、直接運営法人に助成。	(政令指定都市及び中核市)	1/2		1/2		教育支援体制整備事業費交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定	
		(政令指定都市及び中核市以外の市町)					△						
			1/2	1/2			△						
保育士・保育所支援センター設置運営事業(保育対策総合支援事業)	保育士や保育所支援センターの設置に要する経費を支援することで、保育の環境整備をはかる。	基準額と対象経費の実支出額を比較。 少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定	
保育士宿舍借り上げ支援事業(保育対策総合支援事業)	保育士宿舍の借り上げに要する経費を支援することで、保育の環境整備をはかる。	基準額と対象経費の実支出額を比較。 少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定	

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
保育士試験による資格取得支援事業（保育対策総合支援事業）	資格取得に要する経費を支援することで、保育の環境整備をはかる。	基準額と対象経費の実支出額を比較。少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/2		○	・ 度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・ 保育士試験による資格取得支援事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
広域的保育所等利用事業（保育対策総合支援事業）	利用費等を支援することで、保育の環境整備をはかる。	基準額と対象経費の実支出額を比較。少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/2		○	・ 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・ 広域的保育所等利用事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
家庭支援推進保育事業（保育対策総合支援事業）	家庭支援推進を支援することで、保育の環境整備をはかる。	基準額と対象経費の実支出額を比較。少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/2		○	・ 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・ 家庭支援推進保育事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
保育環境改善等事業（環境改善事業（病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業））（保育対策総合推進事業）	改善事業を支援することで、保育の環境整備をはかる。	(1) 基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較し、少ない方の額を選定。 (2) 上記(1)で選定した額に、補助率を乗じた額と都道府県が補助した額を比較。少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。	(政令指定都市及び中核市) 1/3 2/3 (政令指定都市及び中核市以外の市町) 1/3 1/3 1/3			○ △	・ 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・ 保育環境改善等事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定	
子育て支援員研修事業（子ども・子育て支援体制整備総合推進事業）	保育分野及び地域子育て支援分野に関わる現任の職員質の向上を図る。	(1) 基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) 上記1により選定した額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。	1/2		1/2		○	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
職員の資質向上・人材確保等研修事業（子ども・子育て支援体制整備総合推進事業）	保育分野及び地域子育て支援分野に関わる現任の職員の質の向上を図る。	(1)基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2)上記1により選定した額に補助 【交付対象事業】 ア.保育の質の向上のための研修イ.保育士等キャリアアップ研修ウ.新規卒業者の確保、就業継続支援事業 エ.多様な保育研修事業 オ.放課後児童支援員等研修事業カ.ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業 キ.認可外の居宅訪問型保育研修事業	1/2		1/2		○	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
施設型給付事業（子どものための教育・保育給付費負担金）	認定こども園、幼稚園、保育所	給付費 公定価格(国基準による算定額) —利用者負担額(保護者の所得・入所(園)児童の年齢に応じて徴収する徴収金)	2/4	1/4	1/4		☆	子ども・子育て支援法	こども政策課	—	民生費・児童福祉費・教育費・幼稚園費・教育総務費	經常特定
地域型保育給付事業（子どものための教育・保育給付費負担金）	小規模保育事業などの運営費の一部を負担	給付費 公定価格(国基準による算定額) —利用者負担額(保護者の所得・入所(園)児童の年齢に応じて徴収する徴収金)	2/4	1/4	1/4		☆	子ども・子育て支援法	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	經常特定
実費徴収に係る補給給付を行う事業	幼稚園・保育所等の利用に際し要する実費への補助	基準額 ①給食費(新制度未移行園) 4,500円/月額 ②教材費・行事費等(1～3号認定)	1/3	1/3	1/3		☆	・令和2年度健康福祉部補助金要綱 ・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費・教育費・幼稚園費・教育総務費	臨時特定
多様な主体の参入促進・能力活用事業（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）	特別な支援を必要とする子どもを、認定こども園で受け入れる場合に要する経費への補助	基準額 【算出式】 65,300円×月初在籍対象児童数	1/3	1/3	1/3		☆	・令和2年度健康福祉部補助金要綱 ・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
多様な主体の参入促進・能力活用事業（新規参入事業者に対して、事業経験者を活用した巡回支援に要する経費への補助）	教育・保育施設等への新規参入事業者に対して、事業経験者を活用した巡回支援に要する経費への補助	基準額 1施設 400千円/年額	1/3	1/3	1/3		☆	・令和2年度健康福祉部補助金要綱 ・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等整備に要する経費（地域子育て支援拠点事業所、子育て支援のための拠点施設、利用者支援事業所）児童厚生施設整備に要する経費	基準額 一般	1/2		1/2		○	厚生労働事務次官通知（次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱）	こども政策課	社会福祉施設整備事業債	民生費・児童福祉費	臨時特定

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
地域少子化対策重点推進交付金	市町が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの地方自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援。	基準額 (1) 政令指定都市・中核市・特別区 一市区あたり/1,500万円 (2) (1)以外の市町 一市町あたり/ 750万円	1/2		1/2		令和2年度健康福祉部補助金	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定	
結婚新生活支援事業	市町が実施する、経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策に係る経費の一部を補助	基準額 300千円/1世帯あたり	1/2		1/2		・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・令和2年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・社会福祉費	臨時特定	
認定こども園整備事業（認定こども園施設整備交付金）	認定こども園の整備に必要な経費の補助	基準額	1/2		1/4	1/4	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・認定こども園施設整備交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・社会福祉費	臨時特定	
被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（保育料減免事業）	東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町への補助	定額（保育料相当額）	10/10				被災者支援総合交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定	
保育所等改修費等支援事業（保育対策総合支援事業）	賃貸物件による保育所、小規模保育及び家庭的保育事業等の改修等を支援することで、保育の受け皿の拡充及び環境整備を図る。	基準額と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較。少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2 (2/3)		1/4 (1/12)	1/4 (1/4)	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・保育等改修費等支援事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定	
DV・女性保護対策等支援事業費補助金	婦人相談活動費・婦人相談員手当	基準額	1/2		1/2		売春防止法第40条配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条の2	児童課	—	民生費・社会福祉費	經常特定	
母子父子寡婦福祉資金償還事務費市交付金	条例による事務処理の特例により市が処理する事業費	基準額 638千円		10/10			令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉費	經常特定	
特別児童扶養手当事務取扱交付金	条例による事務処理の特例により市が処理する事業費	基準額 1,852円	10/10				特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条	児童課	—	民生費・児童福祉費	經常特定	
児童入所施設措置費等国庫(県費)負担金	母子生活支援施設、助産施設入所（措置）児童の保護費	基準額	1/2	1/4	1/4		児童福祉法第53条、第55条	児童課	—	民生費・児童福祉費	經常特定	
児童手当交付金（国） 児童手当県費負担金	児童手当支給に要する費用	(1) 0歳～3歳未満 1. 被用者に対する交付 2. 被用者でない者に対する交付 ※事業主負担を含む (2) 3歳以上～ 中学校修了前 (3) 所得制限限度額以上	※37/45 2/3	4/45 1/6	4/45 1/6		児童手当法第18条、児童手当県費負担金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉費	經常特定	

2 健康福祉部所管 (3) [少子高齢局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
児童扶養手当支給費国 庫負担金	児童扶養手当支給に要する 経費	(1)第1子(全部支給) # (一部支給) 10,120~42,900 (2)第2子加算(全部支給) # 加算(一部支給) 5,070~10,130 (3)第3子加算(全部支給) # 加算(一部支給) 3,040~6,070	1/3		2/3		○	児童扶養手当法第21条, 児童 扶養手当交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉 費	經常特定
母子家庭等対策総合支 援事業	母子家庭等の子育て生活、 就業支援等に要する経費 (1)母子家庭等就業・自立 支援事業 (2)ひとり親家庭等日常生 活支援事業 (3)高等職業訓練促進給付 金等事業 (4)ひとり親家庭高等学校 卒業程度認定試験合格支援 事業 (5)母子・父子自立支援プ ログラム策定事業 (6)ひとり親家庭への総合 的な支援のための相談窓口 の強化事業 (7)離婚前後親支援モデル 事業 (8)社会保障・税番号制度 に係る情報連携体制整備事 業 (9)感染防止に配慮したひ たり親家庭等相談支援体制 強化事業 (10)ひとり親家庭等に対 するワンストップ相談体制強 化事業 (11)ひとり親家庭等生活向 上事業(子どもの生活・学 習支援事業(新型コロナウイルスの感染拡大防止対策 を目的とするものに限 る。)(追加分))	基準額				○	母子家庭等対策総合支援事業 費国庫補助金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉 費	經常特定	
			1/2		1/2							
			1/2	1/4	1/4							
			3/4		1/4							
			3/4		1/4							
			10/10									
			1/2		1/2							
			1/2		1/2							
			2/3		1/3							
			1/2		1/2							
			10/10		0							
			1/2		1/2							

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
子育て短期支援事業	家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由などで緊急一時的に母子を保護することが必要な場合、児童養護施設やその他の施設にて養育・保護を一定期間行う。	(1)「対象経費の支出額」から「寄付金その他の収入額」を控除した額を算出。 (2)(1)により算出した額と「子育て支援特別対策事業実施要綱」の別表「特別対策事業」の2の別紙6の8「子育て短期支援事業」の「4補助基準額」に定める額を比較し少ない方の額の2分の1の額を補助するものとし、かつ予算の範囲内とする。	1/3	1/3	1/3		◇	・令和元年度健康福祉部補助金交付要綱 ・令和元年度子ども・子育て支援交付金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
児童虐待防止対策支援事業	児童相談所等における児童の安全確認等のための体制強化、児童虐待防止対策強化のための広報啓発、児童虐待防止対策強化のための資質向上を図る。	基準額	1/2		1/2		○	・児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱 ・令和元年度健康福祉部補助金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉費	システム改修以外→経常特定 システム改修分→臨時特定
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の調整機関や、構成する関係機関の専門性強化、連携強化を図ること等により児童虐待の発生の予防、早期発見・対応に資する。	基準額	1/3	1/3	1/3		◇	令和元年度健康福祉部補助金交付要綱、令和元年度子ども・子育て支援交付金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉費	経常特定
業務効率化推進事業 (保育等におけるICT化推進事業) ※保育対策総合支援事業	保育所等におけるICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図る。	保育業務支援システム導入経費 1,000千円以内/1か所当たり	1/2		1/4	1/4	○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
都市部における保育所等への賃借料支援事業 ※保育対策総合支援事業	賃借料の実勢価格と公定価格の賃借料加算の収入額が乖離している保育所等に乖離分を補助することで安定的な運営を図る。	基準額と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/4	1/4	△	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
保育人材等就職・交流支援事業 ※保育対策総合支援事業	新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援を行い保育人材等の確保を図る。	基準額 11,667千円/1市町村当たり	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・保育人材等就職・交流支援事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
若手保育士や保育従事者への巡回支援事業 ※保育対策総合支援事業	若手保育士及び保育事業者を対象とした巡回相談を行うことで、保育人材の確保を図る。	基準額 (1)若手保育士への巡回支援 4,064千円/1市町当たり (2)保育事業者への巡回支援 4,064千円/1市町当たり	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・若手保育士や保育従事者への巡回支援事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
保育環境改善事業	既存施設が定員拡大に要する備品等の経費を補助することで、安心して保育できる環境の維持・向上を図る。	基準額 2,000千円/1か所当たり		1/3	1/3	1/3	×	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
保育定員弾力化緊急支援事業	既存施設の定員の弾力化により、受入人員の拡大を行う場合に必要の備品購入などの経費の補助を行う。	基準額 受入人員1人当たり@200千円 ※但し10人を上限とする		1/3	1/3	1/3	×	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
3歳児受入れ等連携支援事業 ※保育対策総合支援事業	保育所等と家庭的保育事業者等との連携を図り、3歳児到達時の児童の保育所等への円滑な入所を図る。	基準額 4,549千円/1か所当たり	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・3歳児受入れ等連携支援事業実施要領	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
保育環境改善等事業（環境改善事業（安全対策事業）） ※保育対策総合支援事業	改善事業を支援することで、保育の環境整備をはかる。	基準額 500千円以内/1施設あたり	1/2		1/4	1/4	○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・保育環境改善等事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
企業主導型保育事業促進事業	地域枠定員を2人以上設ける場合に必要の保育用品の購入に要する経費を補助	(1)基準額（地域枠定員1人当たり200千円（但し10人を上限））に4/5を乗じて得た額と、市町が補助した額を比較して少ない方の額を選定。 (2)選定された額に1/2（補助率2/5相当）を乗じて得た額とする。		2/5	2/5	1/5	×	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
子育てのための施設等利用給付費負担金（子育てのための施設等利用給付費交付金）	子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費を支給 (1)新制度未移行幼稚園・特別支援学校 (2)預かり保育施設 (3)認可外保育事業 (4)一時預かり事業 (5)病児保育事業 (6)子育て援助活動支援事業	(1)上限 25,700円（3～5歳） (2)上限 11,300円（3～5歳） (3)～(6)上限 37千円（3～5歳） 上限 42千円（0～2歳）	2/4	1/4	1/4		☆	子ども・子育て支援法	こども政策課	—	民生費・児童福祉費・教育費・幼稚園費・教育総務費	経常特定
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業（保育対策総合支援事業）	保育所等の質の確保・重大事故の防止を図るための研修の実施及び巡回支援指導員を配置することで安全安心な保育を確保する。	基準額 研修開催経費 302千円/1研修	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・保育所等の質の確保・向上のための取り組み強化事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
		巡回指導員配置 4,602千円/1人ごと	1/2	1/4	1/4		△					
幼児教育・保育無償化実施円滑化事業	幼児教育・保育の無償化の導入に伴い発生する市町の事務費およびシステム改修費を補助	知事が認めた額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較。少ない方の額を補助額とする。	10/10				△	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費・教育費・教育総務費	臨時特定
子ども・子育て支援交付金	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために必要な経費を補助	補助基準額	10/10				○	・子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費・教育費・幼稚園費・教育総務費	経常特定

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
介護施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業補助金	介護施設等において新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、介護施設等の消毒・洗浄、高齢障害者等向けの感染症予防の広報・啓発に係る費用を支援することを目的とす	配分基準額	2/3	1/3			▲	・地域医療介護総合確保基金 管理運営要領 ・令和2年度健康福祉部補助金要綱	高齢政策課	-	民生費・老人福祉費	臨 時 特 定
保育補助者雇上強化事業 ※保育対策総合支援事業	保育補助者を雇い上げることにより保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を図る。	基準額と対象経費の実支出額を比較。少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助	3/4		1/4		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・保育補助者雇上強化事業実施要綱	こども政策課	-	民生費・児童福祉費	臨 時 特 定
保育利用支援事業 ※保育対策総合支援事業	育児休業終了後の入所予約の仕組みを設ける。	基準額と対象経費の実支出額を比較。少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・保育利用支援事業実施要綱	こども政策課	-	民生費・児童福祉費	臨 時 特 定
保育環境改善等事業 (安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)	保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための消耗品購入、施設等の消毒等を行う。	基準額 1施設当たり500,000円以内	10/10				○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・保育環境改善等事業実施要綱	こども政策課	-	民生費・児童福祉費	臨 時 特 定
保育環境改善等事業 (安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策として行う場合)	保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための消耗品購入、施設等の消毒等を行う。	基準額 1施設当たり500,000円以内	10/10				○	・保育対策総合支援事業費補助金（保育改善等環境等事業（令和2年度補正予算分））交付要綱 ・保育環境改善等事業実施要綱	こども政策課	-	民生費・児童福祉費	臨 時 特 定
保育環境改善等事業 (安全対策事業のうち新型コロナウイルス感染症対策支援事業) ※保育対策総合支援事業	保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための消耗品購入、施設等の消毒等、かかり増し経費に対する支援を行う。	基準額 施設規模に応じ1施設当たり500,000円以内ほか	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補助金（保育改善等環境等事業等（令和2年度第3次補正予算分））交付要綱 ・保育環境改善等事業実施要綱	こども政策課	-	民生費・児童福祉費	臨 時 特 定
保育所等業務効率化指針事業（保育所等におけるICT化推進等事業） ※保育対策総合支援事業	保育所等における業務のICT化、病児保育事業等における予約手続き等のICT化等を図る。	基準額 ・保育所等のICT化 1施設当たり1,000千円 ・通訳・翻訳機器購入 1施設当たり150千円 ・病児保育のICT化 1施設当たり1,000千円	1/2		1/4 (公立施設1/2)	1/4	○	・保育対策総合支援事業費補助金（保育改善等環境等事業等（令和2年度第3次補正予算分））交付要綱 ・保育所等業務効率化指針事業（保育所等におけるICT化推進等事業）（令和2年度第3次補正予算分）実施要綱	こども政策課	-	民生費・児童福祉費	臨 時 特 定

2 健康福祉部所管(3) [少子高齢局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
新型コロナウイルス感染症包括支援事業(児童福祉施設等分) ※令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	1 児童福祉施設等の感染防止対策のための相談・支援事業(相談窓口設置・派遣指導等の実施) 2 新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策事業(施設内の感染防止対策の実施) 3 一時保護所及び児童養護施設等における医療連携体制強化事業(保護者が感染者となった児童の一時保護体制の整備)	基準額 1 1市町当たり16,797千円 2 1か所等当たり500千円 3 1自治体当たり13,308千円	10/10				△	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱 ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(児童福祉施設等分)実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨 時 特 定
保育所等用地取得資金利子補助事業	用地を取得して施設を整備する保育所等に対して、用地取得による利子負担への支援を行う。	福祉医療機構の土地取得資金の借入により生じる固定金利期間の利子返済総額		1/3	1/3	1/3	×	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨 時 特 定
兵庫県病児保育士処遇改善事業	病児保育に関する研修を受講した病児保育士の処遇改善を実施する市町へ必要経費の一部を補助	○保育士が2名以上の場合：施設1箇所あたり10,000円/月 ○保育士1名の場合：施設1箇所あたり5,000円/月		1/2	1/2		×	病児保育実施要綱、兵庫県病児保育士処遇改善事業要綱、令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	経 常 特 定
令和2年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費分)	ひとり親世帯臨時特別給付金支給に要する費用	支給要領に基づき支給決定を行った額の合計額	10/10				○	令和2年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費分)交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
令和2年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費分)	ひとり親世帯臨時特別給付金支給に要する経費	基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定し、それと、総事業費から寄付金等の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額	10/10				○	令和2年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費分)交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金	ひとり親世帯臨時特別給付金支給に要する経費	基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定し、それと、総事業費から寄付金等の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額	10/10				△	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金	子育て世帯臨時特別給付金支給に要する費用	支給要領に基づき支給決定を行った額の合計額	10/10				○	令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	子育て世帯臨時特別給付金支給に要する経費	基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定し、それと、総事業費から寄付金等の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額	10/10				○	令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定

2 健康福祉部所管（４）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
へき地診療所運営費補助金	へき地診療所の運営費に対する補助	【算出式】 事務費〔基準額＋診療日数×単価〕＋研究費＋医療費の合計から、診療収入を控除した額と総事業費から総収入額を控除した額のいずれか少ない額。	2/3		1/3		△	健康福祉部補助金交付要綱	医務課	—	衛生費・保健衛生費	經常特定
へき地診療所設備整備補助金	へき地診療所の設備整備費に対する補助	基準額を対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とする選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を交付額とする。	1/2		1/2		△	健康福祉部補助金交付要綱	医務課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
臨床研修費補助金	公私立大学付属病院及び臨床研修指定病院が行う臨床研修事業に対する補助	基準額を対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とする選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。	10/10				○	医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	医務課	—	衛生費・保健衛生費 (企業会計)	臨時特定 —
歯科医師臨床研修費補助金	公私立大学歯学部、若しくは医学部付属病院及び歯科医師臨床研修指定施設が行う、歯科医師臨床研修事業に対する補助	基準額を対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とする。選定額と総事業費から、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。	10/10				○	医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	医務課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
小児科救急対応病院群輪番制運営費補助金	小児科のみの病院群輪番制方式による参加病院に対し、医療従事者の報酬等の一部を助成する。	対象経費の実支給額と基準額を比較して、少ない方の額を選定額とする。選定額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする（1円単位）。	4/9	2/9	1/3		△	健康福祉部補助金交付要綱	医務課	—	衛生費・保健衛生費	經常特定 —
周産期医療協力病院支援事業補助金	周産期医療協力病院の運営に必要な経費の一部を補助する形でインセンティブを設定。協力病院の量的確保に繋げることで、安心して子どもを産み育てられるよう周産期医療体制を整備する。	対象経費の実支出額と基準額を比較して、少ない方の額を選定額とする。選定額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする（1千円未満切捨て）。	2/3	1/3			▲	健康福祉部補助金交付要綱	医務課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
小児救急医療相談窓口運営費補助事業補助金	小児科医師及び看護師が、小児救急患者家族からの電話相談を受け、受診の必要性や応急処置をアドバイスする。あわせて、症状に応じた適切な医療機関の紹介を行うことにより、休日夜間の県下小児救急医療体制の充実を図る。	【算出式】 対象経費の実支出額と基準額（基準単価×実施日数）を比較して、少ない方の額を選定額とする。選定額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じた額を交付額とする（1千円未満切捨て）。	4/9	2/9	1/3		▲	健康福祉部補助金交付要綱	医務課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定

2 健康福祉部所管（4）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
感染症指定医療機関運営費補助金	感染症指定医療機関運営事業に対する補助	基準額と対象経費の実支出額とを比較。少ない方の額を選定したものと総事業費から寄附金等の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額を選定額とする。	1/2	1/2			△	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・健康福祉部補助金交付要綱	感染症対策課	—	衛生費・保健衛生費	經常特定
感染症予防事業費負担金（感染症予防事業費）	感染症予防事業	基準額と対象経費の実支出額とを比較。少ない方の額を選定したものと総事業費から寄附金等の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額に補助率を乗じて得た額。	1/3	1/3	1/3		△	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱	感染症対策課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
予防接種健康被害処理費補助金（予防接種事故救済給付金、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業費、予防接種事故発生調査費）	予防接種健康被害救済措置及び健康被害調査事業	基準額と対象経費の少ない額を選定。その額と、総事業費から寄附金等の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額を選定額とする。	1/2	1/4	1/4		△	・予防接種法 ・健康福祉部補助金交付要綱	感染症対策課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
結核医療費国庫負担（補助）金	感染症法第37条、37条の2に規定する医療費の公費負担	事業ごとに算出する基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定。その額と、総事業費から寄附金等の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額に補助率を乗じて得た額。	※3/4 ※1/2		※1/4 ※1/2		○	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・結核医療費国庫負担（補助）金交付要綱	感染症対策課	—	衛生費・結核対策費	經常特定
			（※該当→神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）									
感染症予防事業費等国庫負担（補助）金	①感染症発生動向調査事業 ②エイズ対策促進事業 ③感染症対策特別促進事業	事業ごとに算出する基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定。その額と、総事業費から寄附金等の収入額を控除した額を比較し、少ない方の額に補助率を乗じて得た額。	①1/2 ②1/2 ③1/2		①1/2 ②1/2 ③1/2		○	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱 ・アレルギー疾患対策基本法	感染症対策課	—	衛生費・保健衛生費・結核対策費	經常特定

2 健康福祉部所管（４）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
	(結核対策特別促進) (新型インフルエンザ対策 推進事業) ④感染症予防事業 ⑤密入国検疫等事業 ⑥特定感染症検査等事業 ⑦感染症患者入院医療費 ⑧リウマチ・アレルギー特別 対策事業		④1/2 ⑤10/10 ⑥1/2 ⑦3/4 ⑧1/2		④1/2 ⑥1/2 ⑦1/4 ⑧1/2							
(全て神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市のみ 該当)												
石綿（アスベスト）健康 管理支援事業補助金	石綿関連疾患の所見により 経過観察が必要な者に対し、 フォローアップ検査に要する 費用を補助する。	総事業費から寄付金その他の収入 額を控除した実支出額と対象経費 毎に定めた基準額の合計額のい ずれか少ない額に2分の1を乗じ て得た額。		1/2	1/2		×	・健康福祉部補助金交付要綱 ・石綿（アスベスト）健康管 理支援事業実施要綱	疾病対策課	—	衛生費・保健衛生 費	臨時特定
感染症予防事業費等国 庫負担（補助）金	感染症対策、地域保健医療 推進対策等の事業を行うこと により、地域住民の健康 増進並びに疾病の予防及び 治療を行う。予防接種による 健康被害者を救済し、かつ公 衆衛生の向上に寄与すること により、国民が安心・信頼し てかかれる医療の確保と国民 の健康づくりの確保と国民の 健康づくりを推進する。	厚生労働大臣が必要と認めた額	1/2	1/2			☆	感染症予防事業費等国庫負担 (補助) 金交付要綱	疾病対策課	—	衛生費・保健衛生 費	臨時特定
新たなステージに入った がん検診の総合支援 事業	子宮頸がん、乳がん検診の 対象者のがん検診受診台帳を 整備。検診手帳・クーポン券 受診案内を一括して送付する とともに、クーポン券により がん検診に必要な費用を補助 する。胃、大腸、肺、乳、子 宮頸がん受診者の特定年齢の 者で、検診未受診者、および 要精検未受診者に対する個別 勧奨・再勧奨を行う。	厚生労働大臣が必要と認めた額 新たなステージに入ったがん 検診の総合支援事業実施に必 要な経費	1/2		1/2		○	・新たなステージに入ったが ん検診の総合支援事業 ・感染症予防事業費等国庫負 担（補助）金交付要綱	疾病対策課	—	衛生費・保健衛生 費	臨時特定
小児慢性特定疾病医療 費負担金	小児慢性特定疾病医療支援 が必要な小児慢性特定疾病 児童等について、その医療 費の一部を助成し、小児 児童等の家庭の医療費の負担 軽減を図り、小児児童等の 健全育成及び福祉の向上を 図る。	小児慢性特定疾病医療費の支給に 要する費用	1/2		1/2 ※政令市・ 中核市		○	・児童福祉法 ・小児慢性特定疾病医療費国 庫負担金交付要綱	疾病対策課	—	衛生費・保健衛生 費	臨時特定

2 健康福祉部所管（４）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
小児慢性特定疾病対策補助金	特種寝台等の日常生活用具を給付することにより、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図る	小児慢性特定疾病対策総合支援事業に基づき実施する事業	1/2 1/2 1/2	1/4	1/2 1/4 1/2 ※政令市・中核市	(市) (町)	△ ○	小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱・小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱・健康福祉部補助金要綱	疾病対策課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童等及び家族の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言やその他の事業を行うことにより、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立の促進を図る。	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に基づき実施する事業	1/2		1/2 ※政令市・中核市		○	・児童福祉法 ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費国庫負担金交付要綱 ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱	疾病対策課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
若年者の在宅ターミナルケア支援事業	若年の末期がん患者の在宅療養支援のための、訪問介護サービスの利用に伴う経費への補助	訪問介護サービス利用料相当額 ※1人週3回まで 上限60千円/月	30/100	15/100	45/100	10/100	▲	健康福祉部補助金要綱	疾病対策課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
令和2年度石綿読影の精度確保等調査事業	石綿ばく露者の健康管理に関して、実施主体、既存検診との連携、対象者対象地域の考え方、費用等について検討を行う	左記事業に要した費用	10/10				○	石綿読影の精度確保等調査委託について	疾病対策課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
難病医療費等国庫負担金	難病の患者について、その医療費の一部を助成し、良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図る	難病医療費の支給に要する費用	1/2		1/2 ※政令市		○	・難病法 ・難病医療費等国庫負担金交付要綱	疾病対策課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
受胎調節実地指導員証交付等関係事務交付金	母体保護法に基づく事務のうち受胎調節実施指導員の指定証交付（再）、標識交付（再）	当該年度に係る県収入額×交付要綱に定める率		10/10			×	健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課	—	衛生費・保健衛生費	経常特定
国民健康・栄養調査委託費	国民健康・栄養調査の実施	政令・中核市等（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市）	10/10				○	・健康増進法 ・国民健康・栄養調査委託費交付要綱	健康増進課	—	衛生費・保健衛生費	経常特定
市町健康増進事業費補助	市町健康増進事業に対して補助することで、壮年期からの健康づくり・脳卒中・心臓病等の生活習慣病の予防・早期発見・早期治療を図り、県民の健康増進に資する。	厚生労働省の定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」による国庫補助基本額に補助率を乗じた額	1/3 一部10/10	1/3	1/3		△	健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課	—	衛生費・保健衛生費	経常特定

2 健康福祉部所管（４）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
医療施設運営費等補助金	地域住民の歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持を推進。その観点から、地域の状況に応じた歯科口腔保健施策の推進のため歯科口腔保健の推進に関する法律第15条に規定される口腔保健支援センターの設置の推進を図る。	「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき口腔保健推進事業を実施する政令市及び特別区	1/2		1/2		○	・医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱 ・8020運動・口腔保健推進事業実施要綱	健康増進課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
乳児家庭全戸訪問事業	①乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、養育環境の把握、相談、助言等を行う。 ②①の事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の防止対策を行う。	乳児家庭全戸訪問事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定される事業）を実施している市町	1/3	1/3	1/3		☆	・（国）子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・（県）県健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課	—	衛生費・保健衛生費	經常特定
養育支援訪問事業	①養育を支援することが特に必要と認められる保護者等に対し、当該居宅において養育に関する相談、指導、助言等を行う。 ②①の事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の防止対策を行う。	養育支援訪問事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定される事業）を実施している市町	1/3	1/3	1/3		☆	（国）子ども・子育て支援交付金交付要綱 （県）健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課	—	衛生費・保健衛生費	經常特定
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費に要する費用を助成し、経済的負担の軽減を図る。	特定不妊治療費給付事業を実施している指定都市・中核市	1/2		1/2		○	・（国）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	健康増進課	—	衛生費・保健衛生費	經常特定
養育医療給付事業	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、医療の給付を行う。	養育医療給付事業（母子保健法第20条）を実施している市町	1/2	1/4	1/4		☆	（国）未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱、 （県）養育医療給付事業県費負担金交付要綱	健康増進課	—	衛生費・保健衛生費	經常特定
不育症治療支援事業	不育症の検査・治療に要する費用の一部を助成を行う。	「不育症治療支援事業実施要綱」に定める医療保険が適用されない不育症の検査・治療に要した経費費用に対して市町が助成した額（検査・治療に要した費用の1/2を上限とする。）		1/2	1/2		×	・健康福祉部補助金交付要綱 ・不育症治療支援事業実施要綱	健康増進課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定
妊娠・出産包括支援事業	妊産婦等が抱える妊婦・出産や子育てに関する悩み等について相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。	妊娠・出産包括支援事業を実施している市町	1/2		1/2		○	（国）母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	健康増進課	—	衛生費	臨時特定

2 健康福祉部所管（4）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
認知症地域医療連携体制強化事業	各圏域において認知症疾患医療センターを含めた認知症対応医療機関間の医療連携がスムーズに行われるよう、研修会・事例検討会等の開催により連携体制を強化する。	基準額	2/3	1/3			健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定	
認知症早期受診促進事業	健診等の場を活用し認知症チェックを実施し、医療につながる市町の取組みを推進する	65歳以上の受診者1人あたり1千円	1/4	1/4	1/2		・健康福祉部補助金交付要綱 ・介護保険事業費補助金交付要綱	健康増進課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定	
薬事経済調査等委託事業	材料価格調査客体精密化調査の実施を委託	基準額	10/10				薬事経済調査等実施要綱	薬務課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定	
公衆浴場施設整備資金 利子補給補助金	日本政策金融公庫から貸付を受けた一般貸付（特別利率のみ）、災害貸付け及び生活衛生関係営業経営改善特別貸付の利子補給事業	利子補給金交付要綱による年利率4%を上限に補助。1%超分を対象とする。 1施設対象借入限度額@45,000千円		1/2	1/2		健康福祉部補助金交付要綱	生活衛生課	—	衛生費・保健衛生費	臨時特定	
保健衛生施設等施設・ 設備整備費国庫補助金	1.牛海綿状脳症（BSE）検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費	1.①検査キット（冷蔵品） 198千円× 厚生労働大臣が必要と認めた員数 ②検査キット（常温品） 66千円× 厚生労働大臣が必要と認めた員数 ③採材用シリンダー 16,500円× 厚生労働大臣が必要と認めた員数	10/10				保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	生活衛生課	（と畜場整備事業債）	衛生費・保健衛生費	臨時特定	
	2.その他設備費（食肉衛生検査所、市場食肉衛生検査所）	2.厚生労働大臣が必要と認めた額	1/3		2/3							
兵庫県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）	新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等の従事者に対する慰労金の交付	令和2年3月1日から同年6月30日までの期間中、感染症対策に一定の役割を担い、10日以上勤務していた者で、県の区域内に所在する医療機関等において医療に係る業務に従事していた者等	10/10				△ 兵庫県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に係る慰労金交付要綱 兵庫県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）交付要領	医務課	—	衛生費・保健衛生費 （企業会計）	臨 時 特 定 —	
新型コロナウイルス入院医療機関支援事業	新型コロナウイルス感染症及び疑似症患者の入院受入れに伴う医療機関の運営費	新型コロナウイルス感染症及び疑似症患者に対して入院治療を行う医療機関	10/10				△ 令和2年度兵庫県健康福祉部補助金交付要綱	医務課	—	衛生費・保健衛生費	臨 時 特 定	

2 健康福祉部所管（４）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
新型コロナウイルス感染症包括支援事業（児童福祉施設等分）乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業を行うにあたって、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行う。	乳児家庭全戸訪問事業を行う市町。1市町当たり500千円を上限とする。	10/10				△	令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱 令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課		民生費・社会福祉費	— 一般
新型コロナウイルス感染症包括支援事業（児童福祉施設等分）養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を行うにあたって、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行う。	養育支援訪問事業を行う市町。1市町当たり500千円を上限とする。	10/10				△	令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱 令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課		民生費・社会福祉費	— 一般
新型コロナウイルス感染症包括支援事業（児童福祉施設等分）産後ケア事業	産後ケア事業を行うにあたって、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行う。	産後ケア事業を行う市町。1施設当たり500千円を上限とする。	10/10				△	令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱 令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課		民生費・社会福祉費	— 一般
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	帰国者・接触者相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置について支援を行うことにより、公衆衛生の向上を図る	基準額を対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とする選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を交付額とする。	10/10				△	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱	健康増進課	—	衛生費・保健衛生費	— 臨時特定
自宅待機者に対するフォローアップ体制の強化	新型コロナウイルス感染症患者等の自宅待機（療養）者に対する健康管理を行うことにより、公衆衛生の向上を図る	基準額を対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とする選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を交付額とする。	10/10				△	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱	健康増進課	—	衛生費・保健衛生費	— 臨時特定
兵庫県特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療は治療費が高額であり、その経済的負担が重いため、十分な治療を受けることができず子どもを産むことを諦めざるを得ない夫婦も少なくないことから、その経済的負担の軽減を図る	基準額を対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とする選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を交付額とする。	1/2		1/2		△	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱	健康増進課	—	衛生費・保健衛生費	— 経常特定
骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業	骨髄移植等により、獲得していた免疫が低下若しくは消失した者の予防接種（再接種）費用を助成する。	再接種に対する助成事業を実施するために市町が要した経費		1/2	1/2		×	令和2年度兵庫県骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業実施要綱	感染症対策課	—	衛生費・保健衛生費	— 臨時特定
若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業	将来子どもを産み育てることを望むがん患者に対し、がん治療に際して行う妊孕性温存治療に伴う経費を補助	対象治療毎に定めた基準額と補助事業の対象となる経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を市町が補助した額に、補助率を乗じた額		1/2	1/2		×	・令和2年度健康福祉部補助金要綱 ・若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業実施要綱	疾病対策課	—	衛生費・保健衛生費	— 経常特定
新型コロナウイルス感染症対策専門家派遣等事業	感染症専門家派遣等に対する補助		10/10 ※政令市				△	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱	感染症対策課			— 臨時特定

2 健康福祉部所管（4）〔健康局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者外来等設備整備事業	新型コロナウイルスの疑いを診察する帰国者・接触者外来等の設備整備に対する補助		10/10 ※政令市				△	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱	感染症対策課			臨 時 特 定
感染症検査機関設備整備補助事業	地方衛生研究所等における検査機器導入を支援		10/10 ※政令市				△	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱	感染症対策課			臨 時 特 定
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	市町が実施する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に要する経費を補助する。	基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定とする。選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。	10/10				○	令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱	ワクチン対策課	—	衛生費・保健衛生費	臨 時 特 定
新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	市町が支弁する新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用を負担する。	基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定とする。選定額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。	10/10				○	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱	ワクチン対策課	—	衛生費・保健衛生費	臨 時 特 定

3 産業労働部所管（1）〔政策労働局、産業振興局、国際監、観光局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
皮革排水特別対策費補助金	皮革等製品工場から排水される汚水を下水道に受け入れ処理を行っている関係市町に対し、県が補助することで事業の実施に伴う市町財政負担の軽減を図る	終末処理場の維持管理費等に対する繰出金の一部に対し補助		10/10			×	令和2年度産業労働部補助金交付要綱	工業振興課	—	商工費	臨時特定
ひょうご次世代産業高度化プロジェクト「ものづくり中小企業IoT・ロボット及びデザイン開発支援事業費補助」	ものづくり中小企業へのIoT・ロボット及びデザイン開発の支援事業に要する経費を補助することで、安定的かつ良質な雇用の創造を図ることを目的とする	神戸市が行う補助対象事務に要する経費であって、知事が必要かつ適当と認めるもの	8/10		2/10		△	令和2年度産業労働部補助金交付要綱	工業振興課		商工費・工鉱業費	臨時特定
商店街お買い物券・ポイントシール事業	商店街お買い物券・ポイントシール事業		10	0	0	0	△	令和2年度産業労働部補助金交付要綱別表	経営商業課		商工費	臨時特定
在住外国人生活支援事業費補助	近年外国人が急増するモデル地域で双方向コミュニケーションの取組みや関係団体とのネットワーク共有のしくみを支援することにより、在住外国人と地域住民とのコミュニケーション不足の解消を図り、県内各地の在住外国人における生活支援方策を検証する	補助対象事業に要する経費であって、知事が適当かつ必要と認めたもの		1/2	1/2		×	令和2年度産業労働部補助金交付要綱	国際交流課	—	総務費	経 常 一 般
就職氷河期世代支援加速交付金市町補助金	就職氷河期世代に特化した相談支援、多様な働き方や社会参加の場の創出、地域の創意工夫を活かした就職説明会の開催、社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減	県内市町が就職氷河期世代に対して実施する先進的・積極的な支援施策に要するもの	3/4		1/4		△	令和2年度産業労働部補助金交付要綱	労政福祉課	—	労働費 労政費	臨 時 ・ 一 般
移住支援事業費補助	県内市町が東京23区からの移住者に対して支給する移住支援金の経費を補助することにより、県内への人口流入を図る	地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して実施する移住支援事業に基づく移住支援金	1/2	1/4	1/4		△	令和2年度産業労働部補助金交付要綱	労政福祉課	—	総務費 企画費	臨 時 ・ 一 般
地方大学・地域産業創生交付金「先端医療・高度技術関連事業費補助」	神戸医療産業都市構想	「地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会」（事務局：内閣府）による採択	2/3		1/3		○	地方大学・地域産業創生交付金制度要綱交付要綱	新産業課		総務費 企画費	臨 時 ・ 一 般

3 産業労働部所管（1）〔政策労働局、産業振興局、国際監、観光局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
地方創生推進交付金 (広域連携)	起業プラザひょうご姫路の 運営		1/2		1/2		○	令和2年度産業労働部補助金 交付要綱	新産業課		総務費 企画費	臨 時 ・ 一 般
地方創生推進交付金 (広域連携)	GIC JAPANの運営		1/2		1/2		○	令和2年度産業労働部補助金 交付要綱	新産業課		総務費 企画費	臨 時 ・ 一 般

4 農政環境部所管（1）〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
ひょうご市民農園整備 事業（レベルアップ 型）	交流・連携推進や作物残さ の堆肥化、地域の環境と調 和した修景等を行い、楽農 生活を実践する場として市 民農園をレベルアップする	整備により交流・連携の推進、作 物残渣等の堆肥化による資源循環 等の機能を有すると認められるこ と		1/2	1/2		×	ひょうご市民農園（レベルア ップ型）整備事業実施要領	総合農政課	一 般 単 独 事 業 債	農林水産業費・農 業 費	臨 時 特 定
新山村振興等農林漁業 特別対策事業費補助	山村振興法、過疎地域自立 促進特別措置法、離島振興 法、特定農山村法で指定さ れた地域等の活性化のため の定住と地域間交流促進及 び農業者等の所得向上の推 進のために要する経費	(1)生産基盤及び施設の整備 55 13.5/100 31.5/100 55 7/100 38/100 50 13.5/100 36.5/100 50 7/100 43/100 50 0 50/100 45 0 55/100 40 7/100 53/100 1/3 0 2/3 (2)生活環境施設の整備 55 7/100 38/100 50 0 50 (3)地域間交流拠点の整備 50 7/100 43/100 50 0 50 (4)その他 55 13.5/100 31.5/100 50 13.5/100 36.5/100 50 7/100 43/100 50 0 50/100 (5)創意工夫発揮事業 本体事業と同率				□	・山村振興法 ・過疎地域自立促進特別措置 法 ・特定農山村地域における農 林業等の活性化のための基盤 整備の促進に関する法律 ・離島振興法 ・農山漁村の活性化のための 定住等及び地域間交流の促進 に関する法律 ・農山漁村振興交付金実施要 綱（平成28年4月1日27農振第 2325号農林水産事務次官依命 通知） ・中山間地域所得向上支援事 業実施要綱（平成28年10月11 日28農振第1336号農林水産事 務次官依命通知）	総合農政課	一般補助施設整備等事業 債(過疎対策事業債)(辺地 対策事業債)	農林水産業費・農 業 費	臨時特定	
中山間地域等直接支払 交付金	中山間地域等における農業 生産条件の不利補正により 適正な農業生産活動等の継 続を通じて耕作放棄地の発 生防止を図り、食料安定供 給機能及び多面的機能の確 保に資する	(1)対象地域 ①一般基準 離島振興法、山村振興法 特定農 山村法、過疎法、棚田地域振興法 の指定地域 ②特認基準 4法指定地域外で知事が定める基準 を満たす地域 (2)対象農地用 農業の生産条件が不利な1ha 以上 の一団の農用地 (3)対象行為 農業者等の締結する集落協定又は 個別協定に基づき、5年以上継続さ れる農業生産活動等	1/2	1/4	1/4	—	△	中山間地域等直接支払交付金 実施要領(H12.4.1 12構改B 第38号農林水産事務次官依命 通知)	総合農政課	—	農林水産業費・農 業 費	経常特定

4 農政環境部所管（1）〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
中山間地域等直接支払推進事業	中山間地域等直接支払制度の定着に向けて、県及び市町が行う交付金交付等の適適性かつ円滑な実施の促進に資する	交付金を実施する又は実施することが確実な県または市町	1/1	—	—	—	△	日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）	総合農政課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
「農」イノベーション：ひょうご6次産業化ネットワーク活動事業	農林漁業者等が多様な業種との連携のもとで実施する新商品開発・販路開拓などの取組や、農林漁業者等が多様な業種と連携して実施する取組が必要となる加工施設・機械等の導入に対して支援を行う。	<p>■多様な事業者が連携するネットワークを構築し、実施する取組で</p> <p>(1) 推進事業</p> <p>①インバウンドを中心とする観光消費の促進</p> <p>②経済活動としての農福連携の発展</p> <p>③2次・3次産業と連携した加工・直売の推進</p> <p>④新商品開発・販路開拓の実施など</p> <p>※6次産業化・地産地消法等に基づく認定を受けた事業計画に従って実施する取組であること等</p>	1/2	—	1/2	1/2	<p>・食料産業・6次産業化交付金実施要綱【H30.3.30付29食産第5353号】</p> <p>・食料産業・6次産業化交付金交付要綱【H30.3.30付29食産第5355号】</p>	総合農政課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定	
			1/3	—	2/3	2/3						
			3/10	—	7/10	7/10						
			1/2	—	1/2	1/2						
		<p>(2) 整備事業</p> <p>①農林水産物等の集出荷のために必要な施設</p> <p>②農林水産物等の処理加工のために必要な施設</p> <p>③農林水産物等の総合的な販売に必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設</p> <p>④農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の生産・加工体験提供のために必要な施設</p> <p>⑤捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設</p> <p>⑥収穫後用病害虫防除のための必要な施設</p> <p>⑦未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通販売等施設へ供給するために必要な施設（充電を目的とする取組を除く。）</p> <p>⑧①～⑦に該当する附帯施設など</p> <p>■食料産業・6次産業化交付金で定める市町戦略を定めた市町が実施する以下の取組等</p>										

4 農政環境部所管（1）〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
		(3) 支援体制整備事業 ① 6次産業化等に関する戦略の策定 ② 人材育成研修会の開催	10/10									
都市農業機能発揮モデル事業	都市農業の多様な機能の発揮に寄与する取り組みに要する経費	1. 対象地域 市街地及びその周辺の農地 2. 対象事業 (1) 防災機能の発揮 (2) 福祉的活用の促進 (3) 学習機会の充実 (4) 良好な景観形成の促進		10/10			×	都市農業機能発揮モデル事業実施要領	総合農政課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
地域における食育・地産地消活動支援事業（食料産業・6次産業化交付金（地域での食育の推進事業））	兵庫県食育推進計画(第3次)の目標達成に向けて、市町や民間団体が行う日本型食生活の普及促進、農作業体験の実施等の食育に関する取組を支援することにより、地域における食育活動の充実や団体間の連携強化等、食育推進体制の充実を図る。	1. 食育推進検討会の開催 2. 課題解決に向けたシンポジウム等の開催 3. 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 4. 食文化の保護・継承のための取り組み支援 5. 農林漁業体験の機会の提供 6. 和食給食の普及 7. 共食の場における食育活動 8. 食品ロスの削減に向けた取組	1/2		1/2	1/2	△	食料産業・6次産業化交付金実施要綱(平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知)	総合農政課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
地域楽農生活センター開設支援事業	兵庫県楽農生活センターとの連携のもと、楽農生活に係る情報発信や農業体験イベント、栽培講座の実施に要する経費	「農」の学びや体験の場の展開など地域における楽農生活の推進が認められること		1/2	1/2	1/2	×	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	総合農政課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
数量調整円滑化推進事業費補助	米の数量調整を円滑に推進するために実施する、啓発活動、指導、確認事務	1. 推進活動 2. 助言・指導 3. 実施状況確認		定額			×	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	農業経営課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
耕作放棄地活用総合対策事業費補助	市町等が解消計画に基づき耕作放棄地の利活用のため地域での取組活動支援に要する経費	1. 耕作放棄地整備事業		1/2	1/2	1/2	×	耕作放棄地活用総合対策事業実施要領(H17.4.1農営第1043号)	農業経営課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
国有農地等管理処分事業事務取扱交付金	1. 農地等の使用料等の徴収事務 2. 国有農地等の維持管理事務 3. その他自作農財産の維持管理に関する事務	1. 当該事務を行う市町→4,000円 納入通知書1件→400円 2. 所在する市町→4,000円 管理筆数1筆→400円 3. 別に定める額	10/10				△	国有農地等管理処分事業事務取扱交付金交付要綱	農業経営課	—	農林水産業費・農地費	臨時特定
農業委員会交付金	市町農業委員会の運営及び所掌する事務を遂行するための経費に対して交付金を交付する	1. 委員手当 2. 職員設置費 3. 農地調査、資料整備費	10/10				△	・農業委員会等に関する法律(S26.3.31法律第88号) ・農業委員会交付金等交付要綱(H17.4.116経営第8328号) ・農業委員会交付金等交付規則(S36.8.30規則第75号)	農業経営課	—	農林水産業費・農業費	經常特定

4 農政環境部所管（1）〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
農業委員会補助金	担い手への農地集積・集約化のため、農地中間管理機構と連携・協力関係にある農業委員会が効果的かつ効率的に業務を遂行できるよう、その活動経費を助成する。	■機構集積支援事業 1. 農地等の利用状況調査・農地等の台帳の調査等 2. 農業委員の資質向上等	10/10				△	・農地集積・集約化対策事業実施要綱 ・農地集積・集約化対策事業費補助金実施要綱（H31.3.28 30経営第2525号） ・農業委員会交付金等交付規則（S36.8.30 規則第75号）	農業経営課	—	農林水産業費・農業費	經常特定
強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ 融資主体型）	実質化された人・農地プランが作成されている地域等の担い手の育成・確保のため、農業用機械・施設等の導入を支援する。	1. 生産基盤 2. 近代化施設 3. 近代化施設（機械） 4. 環境施設（生産基盤的） 5. 環境施設（生活改善的） 6. その他	3/10 3/10 3/10 3/10 3/10	13.5/100 7/100	56.5/100 63/100 7/10 63/100 7/10 7/10		□ □ △ □ △ △	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱【H31.4.1付30生産第2218号】	農業経営課	—	農林水産業費	臨時特定
強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ 条件不利型）	経営規模が小規模・零細な地域において、今後の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るため、農業用機械・施設等の導入を支援する。	1. 生産基盤 2. 近代化施設 3. 近代化施設（機械）	1/2 1/2 1/2	13.5/100 7/100	36.5/100 43/100 1/2		□ □ △	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱【H31.4.1付30生産第2218号】	農業経営課	—	農林水産業費	臨時特定
経営所得安定対策直接支払推進事業	経営所得安定対策の実施に必要な推進活動に対する助成	経営所得安定対策の実施に必要な推進活動のうち、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要な経費	定額				△	経営所得安定対策等推進事業	農業経営課	—	農林水産業費・農業費	經常特定
農地集積・集約化対策事業（機構集積協力金交付事業）	経営転換、相続、高齢によるリタイア等を契機として、農地中間管理機構を通じて、新たに地域の担い手となる経営体に農地を貸し付けた場合、市町等がそれに協力するものに対し機構集積協力金を交付する。 また、地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対し、機構の活用率に応じて協力金を交付する。	新たに機構を通じて非担い手から担い手に貸し付けた農地面積に応じて協力金を交付 1. 経営転換協力金 ①農業部門の減少により経営転換する場合。 ②農業からリタイアする場合。 ③農地を相続しない場合、全ての自作地について、機構に対し10年以上の貸付、当該農地が受け手に貸付けられた際に協力金を交付。 2. 地域集積協力金 機構にまとまった農地を貸付けた地域に対し、機構の活用率に応じて協力金を交付	定額				▲	農地集積・集約化対策事業実施要綱（H26.2.6経営第3139号）	農業経営課	—	農林水産業費	臨時特定

4 農政環境部所管（1）〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
人・農地プラン・農地集積促進事業（人・農地プラン作成事業）	集落レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）、そこへの農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方等を記載した人・農地プランを作成するための取組に対して支援することで、産業としての力強い農業の実現、食料の安定供給、多面的機能や地域社会の維持を図る	人・農地プランを作成するため取組みに必要な経費	定額				△	人・農地問題解決加速化支援事業実施要領（H24.2.8 23経営第2955号）	農業経営課	—	農林水産業費	臨時特定
新規就農者確保事業	経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する農業次世代人材投資資金を交付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る	1. 農業次世代人材投資資金（経営開始型） 2. 市町推進事務費	定額				△	・平成31年度農政環境部補助金交付要綱 ・農業人材力強化総合支援事業実施要綱（H24.4.6.23経営第3543号）	農業経営課	—	農林水産業費	臨時特定
担い手確保・経営強化支援事業	地域ぐるみで地域の農業構造を改革するため、地域農業に関わる幅広い関係者の合意を基本として、人・農地プランを作成し、地域の担い手となる中心経営体等の育成に資するよう、農業用機械・施設の導入、土地基盤の整備といったハード面に対する支援を総合的に行う	1. 生産基盤 2. 近代化施設 3. 近代化施設（機械） 4. 環境施設（生産基盤的） 5. 環境施設（生活改善的） 6. その他	1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2	13.5/100 7/100 7/100	36.5/100 43/100 1/2 43/100 1/2 1/2		□ □ △ □ △ △	担い手確保経営強化支援事業実施要綱（H28.1.20 27経営第2612号）	農業経営課	—	農林水産業費	臨時特定
農地利用最適化交付金	農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する市町農業委員等の報酬に対して交付する	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による改正後の農業委員会法第8条第1項の規定により任命された委員をもって組織された農業委員会	10/10				△	・農地利用最適化交付金事業実施要綱（H28.3.29 27経営第3278号） ・農地集積・集約化対策推進交付金交付要綱（H31.3.28 30経営第2525号） ・農業委員会交付金等交付規則（S36.8.30 規則第75号）	農業経営課	—	農林水産業費	經常特定
法人化促進総合対策事業補助	法人化や雇用の確保等、経営の高度化・多角化に取り組む経営体が行う、 ①農業機械等の導入 ②新たに行う取り組み ③法人運営等に必要の専門人材の確保を支援する。	①法人化・高度化促進施設整備事業 組織化・法人化や規模拡大等に取り組む経営体が行う農業機械・施設の導入を支援する。 ②法人経営新ビジネス展開支援事業 法人化・雇用の拡大等を行う経営体が新たに取り組む活動を支援する。		1/3	2/3		×	法人化促進総合対策事業実施要領（H30.4.1 農第100号）	農業経営課	—	農林水産業費	

4 農政環境部所管（1）〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
		③法人運営プロフェッショナル雇用事業 法人化・雇用の拡大等を行う 経営体が行う、法人の運営に 必要な専門知識を有する者の確保を支援する。		1/2	1/2							
神戸市中央卸売市場再整備支援事業	平成20年度に整備した神戸市中央卸売市場本場荷捌き通路屋根の施設整備に要する経費に対し助成	荷捌き通路屋根の施設整備費について、建設工事費の3分の1に相当する支払金にかかる元利割賦金に対し、平成21年度から令和15年度までの25年間に分割した、当該年度の元利相当額であること		定額	残額		×	農政環境部補助金交付要綱消費流通課関係補助事業補助金交付の条件	消費流通課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
卸売市場施設整備事業	中央又は地方卸売市場の開設者等であり、施設の改良、造成、取得に要する整備事業費及び附帯事務費に対して補助金を交付する	1. 整備事業費 (1) 売場施設 (2) 貯蔵・保管施設 (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設 (6) 衛生施設 (7) 食肉関連施設 (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 選果・選別施設 (13) 総合食品センター機能付加施設 (14) 附帯施設 (15) 上記の施設内容に準ずる施設 (16) 共同集出荷施設 2. 附帯事務費	4/10 4/10 4/10 1/3 4/10 4/10 4/10 4/10 1/3 1/3 4/10 4/10 1/3 1/3 1/3 1/3	—	6/10 6/10 6/10 2/3 6/10 6/10 6/10 6/10 2/3 2/3 6/10 6/10 2/3 2/3 2/3 2/3	6/10 6/10 6/10 2/3 6/10 6/10 6/10 2/3 2/3 6/10 6/10 2/3 2/3 2/3 2/3	□	強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱【H31.4.1付30生産第2218号】業実施要綱【H28.1.20付27生産第2393号】	消費流通課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
持続可能なバイオマス資源活用推進事業(食料産業・6次産業化交付金(メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業))	メタン発酵消化液及び食品リサイクルたい肥等(以下「消化液等」という。)を肥料として地域で有効利用するため、農林漁業者や農林漁業者の組織する団体等が行う、農林漁業者等への理解醸成の促進の取組を支援する。	(1) 消化液等の利用促進活動の推進 ア 協議会設立・運営 イ 先進地視察 ウ 報告書作成 (2) 農業者等への理解醸成の促進 ア 肥効分析 イ 現地調査・実証 ウ 普及啓発資料作成・サンプル提供 エ 研修会開催 オ 報告書作成	定額 ただし、 (2)の取組のうち、ア、イ、エ及びオは、交付の対象となる経費の1/2以内			(2)の取組のうち、ア、イ、エ及びオは、交付の対象となる経費の補助残額	△	食料産業・6次産業化交付金実施要綱(平成30年3月30日29食産第5353号農林水産事務次官依命通知)	消費流通課		農林水産業費・農業費	臨時特定
農業経営基盤強化資金 利子補給補助金	農業経営基盤強化資金の借受者に対し市町が利子補給した経費に対し助成する	借入資金の利子のうち利率0.5%(上限)の1/2		1/2	1/2		×	農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱(H6.10.19.農経第553号)	農林経済課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定

4 農政環境部所管（1）〔農政企画局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
輸出食品製造施設等導入支援事業 (6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業)	新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響による輸出先国のマーケットニーズの変化や急速なマーケットの回復、さらには、新たな輸出先国向けに必要な対応をするため、輸出を行う食品事業者等に対して、設備の整備や導入、衛生管理強化のためのコンサル費などの支援を行う	①施設等整備事業費 冷凍食品等の家庭食品化又は新たな輸出先国への輸出に必要な規制への対応のために必要な製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備に係る経費 ②効果促進事業費 施設等整備と一体的に実施することにより、輸出促進の効果を高めるために必要なコンサル費等の経費	1/2			1/2	△	6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業実施要綱	消費流通課		農林水産業費・農業費	臨 時 特 定
農業研修用機械・設備の導入支援事業	援農や就農に必要な研修を実施するために必要な農業機械、農業設備の導入にかかる経費	交付限度額	1/2		1/2		△	農業労働力確保緊急支援事業実施要綱（制定 令和2年4月30日付け 2経営第345号 農林水産事務次官依命通知）	農業経営課		農林水産業費	臨 時 特 定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
環境保全型農業直接支払交付金	1. 市町推進交付金 (環境保全型農業直接支払交付金に関する推進指導及び)	地球温暖化防止や生物多様性に効果が高い営農活動に対する支援を行っていること	10/10				△	・環境保全型農業直接支援対策実施要綱(国) ・環境保全型農業直接支払交付金交付要綱	農業改良課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
	2. 環境保全型農業直接支払交付金 (地球温暖化防止や生物多様性に効果が高い営農活動に対する交付金)		1/2	1/4	1/4		△					
ウメ輪紋病緊急防除対策事業 (国)消費・安全対策交付金	市町が実施する「ウメ輪紋病」のまん延防止と早期根絶を、より一層加速化させるための強化対策で再植栽された宿主植物の防除対策への支援	植物防疫法第19条第2項の規定に基づく協力指示書の交付を受けた市町	10/10				△	・植物防疫法 ・消費・安全対策交付金実施要綱	農業改良課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
農村総合整備事業 (国)農業体質強化基盤整備促進事業	農村振興総合整備事業等実施要綱に定める生産基盤事業及び生活環境基盤事業	それぞれの地域における自然的社会的条件をふまえつつ、農業生産基盤の整備及びこれと関連を持つ農村環境の整備を総合的に実施するとともに、併せて都市と農村の交流促進のための条件整備を図るもので、総合整備計画に即して次に掲げる要件を満たすものについて実施する 1. 総合整備計画において整備の基本構想・整備目標が定められていること 2. 計画区域内において、農業生産基盤・農村生活環境の整備を総合的に行うこと 3. 周辺農用地の整備が完了している計画区域又は近い将来整備が完了することが見込まれる区域であり、生活環境整備に係る事業を実施することによって当該地域の安住化及び活性化の促進が図られると認められること	(生活基盤) 50/100 12~14/100 (環境基盤) 50/100 0~7/100 (環境施設) 50/100	36~38/100 43~50/100 50/100		△	農業体質強化基盤整備促進事業実施要綱(H24.2.8 23農振第2269号)	農地整備課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費・農地費	臨時特定	
中山間地域総合整備事業 (国)農山漁村地域整備交付金・農業体質強化基盤整備促進事業	中山間地域総合整備事業実施要綱に定める生産基盤事業及び生活環境基盤整備事業	1. 過疎、山振の指定市町及びそれに準ずる地域で複数集落を対象としていること 2. 農業振興地域を対象としていること 3. 地域の活性化構想を作成し、知事の承認を得ること 4. 総合的に事業を実施し、生産基盤に係る受益面積の合計が 20ha 以上であること	(生産基盤) 55/100 12~15/100 (環境基盤) 55/100 6~7/100 (環境施設) 55/100 0~10/100	30~33/100 38~39/100 35~45/100		△	・土地改良法(昭和24年法律第195号) ・農山漁村地域整備交付金実施要綱(H22.4.1 21農振第2453号) ・農業体質強化基盤整備促進事(H24.2.8 23農振第2269号)	農地整備課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費・農業費	臨時特定	

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分類 (款) (項)
農地災害復旧事業 (国)団体営災害復旧事業	異常な天然現象の発生により被害を受けた農地農業用施設の復旧を行う	1カ所の復旧工事費が40万円以上の 1.農地 2.農地用施設	50/100 65/100		50/100 35/100		△	・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	農地整備課	災害復旧事業債	1.災害復旧費・農林水産施設 2.災害復旧費	臨時特定
農地災害関連区画整備事業 (国)農地災害関連区画整備事業	異常な天然現象の発生により被災した農地と隣接する農地等を含めて区画形質を変更し被災原因の除去を行うことにより、再度災害を防止し、農業経営の安定と国土保全を図る	1.受益戸数が2戸以上 2.工事費が400万円以上 3.他の改良計画がないこと 4.事業効果が大きいこと	1/2		1/2		△	・農地災害関連区画整備事業実施要綱 ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	農地整備課	公共事業等債	農林水産業費・農地費	臨時特定
災害関連農村生活環境施設復旧事業 (国)団体営災害関連農村生活環境施設復旧事業	災害を受けた農村生活環境施設の復旧を速やかに行うことにより、活力ある農村地域社会の維持、形成を図る	1.受益者戸数が2戸以上 2.工事費が200万円以上	1/2		1/2		△	災害関連農村生活環境施設復旧	農地整備課	公共事業等債	農林水産業費・農地費	臨時特定
災害関連ほ場整備事業	豪雨等で甚大な被害を受けた小規模農地の区画整理を行う。	災害復旧と併せて事業実施するもので、5ha未満であるもの		80/100	13/100	7/100		・土地改良法 ・県単独災害関連ほ場整備事業実施要領 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱	農地整備課	一般単独事業債	農林水産業費・農地費	臨時特定
本庄川ダム管理費	多目的ダムとして設置された本庄川ダムの維持管理経費のうち、防災ダム機能に係る経費を負担	ダム建設のアロケーション比率		55.1/100		44.9/100	×	本庄川ダム管理委託協定書	農地整備課	—	農林水産業費・農地費	經常特定
防災施設管理費	福浦海岸に設置された防潮樋門等の維持管理を委託する			10/10			×	海岸法（S31.5.12 法律第101号）	農地整備課	—	農林水産業費	經常特定
地籍調査事業 (国)地籍調査費負担金・社会資本整備総合	地籍調査費 毎筆の土地の境界を調査し、地籍簿、地籍図を作成	国土調査促進特別措置法に基づき国が定めた地域 1.市町営 2.県営	50/100 1/2	25/100 1/2	25/100		△	国土調査法(昭和26年法律第180号)	農地整備課	—	農林水産業費・農地費	臨時特定
担い手育成土地利用調整事業 (国)農山漁村地域整備交付金 (国)農業競争力強化農地整備事業 (国)農地中間管理機構関連農地整備事業	ほ場整備事業を実施する地区の担い手への農用地の利用集積に対して助成 1.土地利用調整推進 2.高生産性農業集積促進	ほ場整備事業（基盤整備関連経営体育成等促進計画が策定されたもの）実施地区及び、採択予定地区	5～5.5/10 5～5.5/10	2.25～2.5/10	2.25～/10	5～4.5/10	△ ×	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 (国)農山漁村地域整備交付金交付要綱 (国)土地改良事業関係補助金交付要綱 (国)農山漁村地域整備交付金実施要綱 (国)農業競争力強化農地整備事業実施要綱 (国)農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産業費・農地費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考		
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別	
ほ場整備事業調査設計 助成費 (国)水利施設等保全高度化事業	市町等が県営ほ場整備事業を申請するのに必要な地形図形成、調査設計に要する費用に対して助成	県営ほ場整備事業として採択予定地	100/100					△	令和2年度農政環境部補助金交付要綱 (国)土地改良事業関係補助金交付要綱 (国)水利施設等保全高度化事業実施要綱	農地整備課	—	農林水産業費・農地費	臨時特定
国営造成施設管理体制整備促進事業助成金	1. 国営造成土地改良施設を管理する土地改良区に対する「管理の合理化・高度化」に係る支援	1.2ともに、国営造成土地改良施設を管理する土地改良区の管理体制整備を図るべく、「管理体制整備の推進活動」「管理体制の整備・強化に対する支援」を実施しようとする市町	50/100	25/100	25/100			□	国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱	農地整備課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
	2. 国営造成土地改良施設を管理する土地改良区に対する「管理の合理化・高度化」に係る体制整備活動		50/100		50/100			△					
県単独小規模農地緊急整備事業	国の補助対象とならない小規模な農地について、防災・遊休農地対策等を目的として基盤整備を行う	以下に掲げる事業を行うものであって、その受益面積が1ha以上5ha未満であるもの ①ほ場整備 ②農道整備 ③用排水施設整備 ④付帯工 ※④は①～③と併せて行う維持管理軽減・防災対策に有効な整備		50/100	50/100			×	・土地改良法 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・県単独小規模農地緊急整備事業実施要領	農地整備課	一般単独事業債	農林水産業費・農地費	臨時特定
農村振興総合整備等実施計画策定費 (国)農山漁村地域整備交付金	農村振興基本計画に基づいて実施する農村総合整備事業等の実施計画を策定	策定後、農村総合整備事業等を実施すること	50～55/100	14/100	31～36/100			□	農山漁村地域整備交付金実施要綱(H22.4.1 21農振第2453号)	農地整備課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定
多面的機能推進事業 (国)多面的機能支払交付金制度	1. 市町推進交付金 市町が行う共同活動支援交付金の交付、活動組織に対する指導並びに実施状況確認等	■支援対象となる「組織」 ①農業者のみで構成される活動組 ②農業者及びその他の者で構成される活動組織 ■支援対象となる「農用地」 ①農振地域内の農用地 ②生産緑地内の農用地 ③条例等により多面的機能の発揮の観点から保全管理が図られる農用地 ④農振地域内と一体的に行われる ※活動期間は原則5年	※1 10/10					△	多面的機能支払交付金交付要	農地整備課	—	農林水産業費・農地費	臨時特定
	2. 多面的機能支払交付金 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動を支援		※2 1/2	1/4	1/4			△					

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
(国) 農山漁村振興交付金 1. 県営ふるさと水と土 ふれあい事業	農山漁村振興交付金実施要綱のうち次に係る事業小規模農林地等保全整備（要件類別1）	【共通】 活性化計画の作成 【ふるさと水と土 ふれあい事業】 以下のア、イのいずれかの要件をア：(1)(2)共に該当する地域。 (1)環境創造区域 (2)地域住民等による土地改良施設等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが イ：林野率が50%以上であり、主傾斜1/100以上の農用地の面積が、当該集落の全農用地の50%以上を占 ●総事業費→1億円未満 ●受益地→1ha以上 ●受益者→農林漁業者3名以上	55	30	15		△	・土地改良法 ・農山漁村活性化法 ・農山漁村振興交付金実施要綱	農地整備課	一般補助施設整備等事業債（県営ふるさと水と土ふれあい事業）	農林水産業費・農地費	臨時特定
地域農業水利施設ストックマネジメント事業 (国) 農山漁村地域整備交付金・地域農業水利施設ストックマネジメント事業	農業水利施設の機能を効率的に保全する計画を作成し、施設の状況に応じた対策を講じる 1. 機能保全計画の作成 2. 対策工事の実施 3. 突発的事故に対する緊急工事	県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置づけられたもの 1. 受益面積→100ha以上 2. 受益面積→10ha以上 3. 施設の劣化に起因すると想定されるもの（1箇所工事費→400千円以上）	50～55/100	14/100	31～36/100		△	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・(国)農山漁村地域整備交付金実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産業費・農地費	臨時特定
(国) 農業水路等長寿命化・防災減災事業	1. 機能保全計画の作成 2. 対策工事の実施	1. 1ヵ年以内 2. 事業費200万円以上	定額 50～55/100	14/100	31～36/100		△	令和2年度農政環境部補助金交付要綱 (国)土地改良事業関係補助金交付要綱 (国)農業水利施設等長寿命化・防災減災事業実施要綱				

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
農業集落排水事業 (国)農山漁村地域整備 交付金	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設の整備又は改築を行う。	1. 瀬戸内海環境保全特別措置法で規定された区域内 2. 原則として農振地域内の農業集落を対象 3. 汚水処理施設は原則として対象人口概ね1000人程度以下 4. 受益戸数が概ね20戸以上 5. 改築の場合、費用が200万円以上であり且つ、 ①適正な維持管理が行われ、供用開始後7年以上経過していること ②供用開始後施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められることのいずれかに該当すること。	5/10		5/10		△	農山漁村地域整備交付金実施要綱(H22.4.1 21農振第2453号)	農地整備課	—	農林水産業費・農地費	臨時特定
(国)農山漁村地域整備	農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法を定めた構想計画の策定	6. 既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること。	10/10				△					
農業基盤整備促進事業 (国)農地耕作条件 改善事業 (国)農業水利施設等 長寿命化・防災減災事業 (国)農山漁村地域整備 交付金	定額助成 暗渠排水・畦畔除去・区画 拡大などの簡易な整備	1. 事業費200万円以上 2. 受益者が2戸	定額				△	令和2年度農政環境部補助金 交付要綱 (国)土地改良事業関係補助金 交付要綱 (国)農地耕作条件改善事業 実施要綱	農地整備課	公 共 事 業 等 債	農林水産業費 農 地 費	臨時特定
	定率助成 農業用排水路等の施設整備 及び区画整理事業及び 推進にかかる経費	上記と同じ	50～55/100	14/100	31～36/100		△	(国)農業水利施設等 長寿命化・防災減災事業 実施要綱 (国)農山漁村地域整備交付金実施要綱(H22.4.1 21農振第2453号)				
	定率助成 農業用排水路等の施設整備 及び区画整理事業及び 推進にかかる経費	上記と同じ 機能保全計画に基づく更新整備	50～55/100	14/100	31～36/100							
農業用施設災害関連事業 (国)団体営農業用施設 災害関連事業	異常な天然現象の発生により被害を受けた農業用施設の復旧と併せて行う被害原因に係る残存施設等の補強	工事費200万円以上でかつ災害復旧工事費を超えないもの、他に改良計画がなく事業効果が大きなもの	50/100		50/100		△	・農業用施設災害関連事業の実施について(S40.9.10.40農地D第1129号) ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	農地整備課	—	農林水産業費・農地費	臨時特定
国直轄事業負担金助成 事業	国直轄管理事業(加古川水系広域農業水利施設総合管理事業)にかかる市町負担に対する助成	前年度に国が行った事業にかかる地区別・市町別負担対象事業費に対して市町が17.5%以上負担すること。		10/10			×	令和2年度農政環境部補助金 交付要綱	農地整備課	—	農林水産業費・農地費	臨時一般

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
〔国〕農村地域防災減災事業	総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する	<p>①実施計画策定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画策定、耐震性点検、耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定、ため池群調査計画策定、ため池緊急防災対策情報整備のいずれかを実施する。 <p>②整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進計画に位置付けた事業である ・災害防除対策推進地域等であって、整備事業を実施する受益面積の合計が10ha以上 ・各々施設又は施設が一体となつてその効果を発揮する場合にあつてはその施設においてすべての効用がすべての費用を償ふことア) ため池整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ■ため池整備工事 ■ため池水質改善工事（注1） ※受益面積0.5ha以上10ha未満（5ha未満） ※括弧書きは中山間地域 ■総事業費800万円以上 （注1）工事費3,500万円以上 イ) 用排水施設等整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ■用排水施設整備事業 ※受益面積200ha以上(100ha以上) ※総事業費8,000万円以上 ウ) 農業用施設等災害管理対策事 <ul style="list-style-type: none"> ■危機管理情報システム整備 ■危機管理向上施設整備 ■簡易な施設整備 ※受益面積10ha以上 ■利活用保全、周辺環境整備 ※関連する土地改良施設の受益面 ※関連する土地改良施設がため池の場合、受益面積2ha以上 	<p>①実施計画策定等</p> <p>100/100</p>	<p>0/100</p>	<p>0/100</p>	<p>0/100</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法（昭和24年法律第195号） ・土地改良法施行令（昭和24年制令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号） ・農村地域防災減災事業実施要綱（H25.2.26 24農振第2114号） 	農地整備課	公共事業等債	農林水産業費・農地費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
		エ) 農村防災施設整備事業 ※災害防除対策推進地域等もしくは農村防災施設整備の受益地内か周辺地域であるもの ※調査計画事業で安全度評価 を実施し改修の必要が認められたもの ■緊急避難経路整備 ■緊急避難塔整備 ※受益面積60ha以上 ■防火水槽 ※受益面積40ha以上 ■緊急避難施設の耐農化 ※受益面積50ha以上 ■情報基盤施設整備 ※受益面積20ha以上 オ) ため池緊急防災環境整備事業 ■ため池の統廃合及び代替水源の ※防災重点ため池であって、想定被害額(農外)が500万円以上のもの ※統廃合に伴い代替水源を確保するための施設設備を伴うもの										
			(団体営) 100/100	0/100	0/100	0/100						
		カ) 農業用河川工作物応急対策事業 ※農業用河川工作物の改善措置をい洪水等からの安全を確保する ※総事業費 800万円以上5,000万円未満	50～55/100	32～42/100	3～18/100	0/100	△					
		キ) 特定農業用管水路等特別対策事業 ※石綿等が使用されている農業用管水路の撤去 ※受益面積10ha以上 ※総事業費800万円以上	50～55/100	18/100	25/100	2～7/100	△					
(国) 農業水路等長寿命化・防災減災事業		(事業共通) ・長寿命化・防災減災計画に位置付けた事業であること。 ・事業費の合計が200万円以上 ・受益農家2者以上(施設の廃止撤去は除く)										

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
	<p>【1】 1. 自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備に係る実施計画の策定</p> <p>2. 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域において実施する農業用排水施設の耐震性調査</p>	<p>【1】 農業水路等長寿命化・防災減災事業で実施する以下のいずれかの事業と併せ行うものであること。 ① ため池整備 ② 特定農業用管水路等特別対策 ③ 農業用河川工作物応急対策 ④ 利活用保全 ⑤ ため池の廃止</p>	100/100	—	—	—	△	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度農政環境部補助金交付要綱 (国)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱 	農地整備課	—	農林水産費 農地費	臨時特定
	<p>【2】 ため池整備（豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備）</p>	<p>【2】 施設が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池、又は、農用地に被害を与えるため池であること。</p>	50～55/100	18/100	27～32/100		△	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度農政環境部補助金交付要綱 (国)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱 	農地整備課	公共事業等債	農林水産費 農地費	臨時特定
	<p>【3】 ため池整備（耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修）</p>	<p>【3】 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがあるため池等を対象とし、過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域で行うものであること。</p>	50～55/100	18/100	27～32/100		△	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度農政環境部補助金交付要綱 (国)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱 	農地整備課	公共事業等債	農林水産費・農地費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分類 (款) (項)
	【4】 ため池整備（築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備）	【4】 ①ため池の浚渫工事にあつては、ため池の安全性を損なわないものとし、貯水量に対する堆砂率がおおむね10%以上であること。 ②ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であつて、次の要件のすべてに該当するものとする。 (a) 埋立てにより土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋め立てる場合を除く。 (b) 事業実施主体は、事業実施に先立ち、廃止後の維持管理を行う者と、次の事項を予め確認していること。 ①常時及び非常時の見回り方法 ②開削部等に異常が確認された場合の対応方法 (c) 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであつて、かつ、他の用途に使用していないものであること。	50～55/100	18/100	27～32/100	—	△	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・(国)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産費・農地費	臨時特定
	【5】 農業用河川工作物の整備補強、撤去又は撤去に伴う農業用排水施設の整備	【5】 以下のいずれかに該当するものとする。 ①工作物の構造が不適当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。 ②工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。	50～55/100	32～42/100	3～18/100	—	△	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・(国)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産費・農地費	臨時特定
	【6】 農業用排水施設の利活用保全のために必要な生態系保全施設、地域防災施設、渇水対策施設の整備	【6】 ため池整備と併せ行うものであること。	50～55/100	18/100	27～32/100	—	△	・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・(国)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産費・農地費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
	【7】 危機管理システム等整備 (a) 農業用排水施設等の 災害に係る危機管理のため に必要な情報に関するシス テムの整備 (b) 農業用排水施設にお ける危機管理向上施設の整 備 ①雨量計若しくは水位計 等の観測機器・緊急放流施 設・緊急排水ポンプ・安全 専排水路・洪水水位調節の ための施設又は装置・ポン プ若しくはゲート等の遠隔 操作装置・非常時の施設機 能維持のための非常用電源 装置又は防水対策施設等の 整備 ②農業用施設等の防災・ 減災のために必要な体制の 整備及び体制等に基づいて 行う行動		50～55/100	18/100	27～32/100		△	・令和2年度農政環境部補助 金交付要綱 ・(国)農業水路等長寿命化・ 防災減災事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産費・農 地費	臨時特定
	【8】 ため池の防災機能を確保す るために必要な、緊急時 に対応するための排水ポン プの設置等	【8】 防災重点ため池であること。	100/100	—	—	—	△	・令和2年度農政環境部補助 金交付要綱 ・(国)農業水路等長寿命化・ 防災減災事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産費・農 地費	臨時特定
	【9】 ため池の廃止	【9】 以下のすべての条件を満たす地区 であること。 ①防災重点ため池であって、想定 被害額(農外)が500万円以上のも の。 ②廃止に伴い水路等の施設整備を 伴うもの。 ③埋立てによる土地造成を行わな いもの。(堤体の掘削により生じる 発生土のみで埋立てる場合を除 く。) ④事業実施主体は、事業実施に先 立ち、廃止後の維持管理を行う者 と、次の事項を予め確認してい ること。 a. 常時及び非常時の見回り方法 b. 開削部等に異常が確認された場 合の対応方法。 ⑤従前に農業用水を貯留する施設 として利用されていたものであ つて、かつ、他の用途に使用してい ないものであること。	100/100	—	—	—	△	・令和2年度農政環境部補助 金交付要綱 ・(国)農業水路等長寿命化・ 防災減災事業実施要綱	農地整備課	公共事業等債	農林水産費・農 地費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考		
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別分類（款）（項）	経常臨時一般特定の別	
産地生産基盤パワーアップ事業 （主要農作物競争力強化対策事業、野菜産地総合整備対策事業、花き・果樹特産産地競争力強化対策事業）	T P P協定の大筋合意を踏まえ、農業の国際競争力強化を図るため、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を支援	・品目ごとの面積要件を満たすこと ・生産コスト低減、販売額増等の成果目標基準を満たすこと	1/2			1/2	△	産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱(R2.2.28付元生産第1695号)	農産園芸課	—	農林水産業費・農業費	臨時特定	
但馬牛繁殖経営安定対策事業補助金	但馬牛増頭のため、預託、導入等の施策を実施する市町又は団体に対し、経費の一部を補助するのに要する経費	市町又は団体が、但馬牛繁殖雌牛の預託又は導入農家への補助を行うこと		1/2以内 上限40千円		1/2以上	×	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	畜産課	—	農林水産業費・畜産業費	臨時特定	
但馬牛生産基盤強化整備事業費補助金（国事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業）	肉用牛増頭のため、市町等が整備する家畜飼養管理施設等の整備および家畜の導入に係る経費の一部を補助するのに要する経費	地域の収益性向上に寄与すること	1/2以内			7/100以内 ※ただし、但馬牛繁殖舎に限る	43/100以上	□	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	畜産課	—	農林水産業費・畜産業費	臨時特定
畜産競争力強化整備事業（国事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業） <R1繰越>	畜産クラスター計画に位置づけられた中心的経営体に対し、施設整備を支援	飼養規模の拡大と生産効率の向上	1/2以内				1/2以上	△	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱	畜産課	—	農林水産業費・畜産業費	臨時特定
県立但馬牧場公園管理運営費	兵庫県立但馬牧場公園の施設維持管理並びに運営を新温泉町を指定管理者とする	兵庫県立但馬牧場公園の管理に関する基本協定書及び年度協定書による	1/2以内	定額				×	・兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例 ・兵庫県立但馬牧場公園管理規則	畜産課	—	農林水産業費・畜産業費	臨時特定
造林事業推進費補助（H30繰越）	森林所有者等の造林事業に対する助成に要する経費 ①森林環境保全直接支援事業②環境林整備事業	事業規模0.1ha以上	3/10 3/10	2/10 1/10		5/10 6/10		△	森林環境保全整備事業実施要綱造林事業補助金交付規則	林務課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
			5/10 3/10 3/10	2/10 2/10 1/10		3/10 5/10 6/10							

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
造林事業推進費補助 (H31現年)	森林所有者等の造林事業に対する助成に要する経費 ①森林環境保全直接支援事業 ③森林空間総合整備事業 (農山漁村地域整備交付金) ④花粉発生源対策促進事業 (農山漁村地域整備交付金)	事業規模0.1ha以上	3/10 3/10 5/10 3/10 3/10	2/10 1/10 2/10 2/10 1/10	5/10 6/10 3/10 5/10 6/10		△	森林環境保全整備事業実施要綱 網造林事業補助金交付規則	林務課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
林業構造改善対策事業	森林・林業の再生の基盤となる施設・機械の整備等を推進するとともに、林業および木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進を図る。	①施設ごとに定められた指標について、県が定める目標を達成する取組であること。 ②施設ごとの採択基準をみたしていること。 ③施設ごとの建設費が上限範囲内であること。 ④受益者戸数が原則5戸以上であること。	15～50%	0～13.5%	78%～36.5%		△	林業成長産業化総合対策実施要綱 ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱	林務課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定
木の香るまちづくり事業	地域の自然や環境と調和する地域林を使用した、優良でシンボリックな木造公共施設等の整備	地域材利用のモデルとなるような ①公共建築物等 ②木造公共施設等 ③木質内装 ④CLTを構造耐力上主要な部分に活用する建築物 ⑤耐火建築物又は三階建て準耐火建築物 ⑥角材を活用した壁柱や重ね梁活用建築物	㉑15% ㉒3.75% ㉓50%		㉔85% ㉕96.25% ㉖50%		△	・林業成長産業化総合対策実施要綱 ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領 ・農山漁村振興交付金実施要綱 ・令和2年度農政環境部補助金	林務課	—		臨時特定
森林整備地域活動支援交付金（森林整備地域活動支援事業）	森林所有者による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査その他の地域活動に対する支援	市町長と森林所有者等間で締結される森林整備地域活動実施協定に基づき、森林整備地域活動支援交付金を交付する市町	1/2	1/4	1/4		△	・林業成長産業化総合対策実施要綱 ・林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱 ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領	林務課	—	農林水産業費・林業費	經常特定
森林整備地域活動支援推進交付金推進事務（森林整備地域活動支援推進事業）	森林整備地域活動支援交付金制度の実施に当たり、事業の適正かつ円滑な実施を推進する	—	1/2		1/2		△	・林業成長産業化総合対策実施要綱 ・林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱 ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱	林務課	—	農林水産業費・林業費	經常特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
重要水源林機能高度化事業費補助	重要水源地域の有する森林の水源かん養機能の拡充を図るため、森林の整備(枝打ち、機能増進保育、作業路開設)に対する経費補助	①枝打ち 1施行地0.1ha以上の3～6齢級の人工林において行う枝打ち。 ②機能増進保育 1施行地0.1ha以上の7～12齢級、又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の人工林において行う機能増進保育。 ③作業路 概ね1ha以上の区域において、要造林地用保育地の面積が2分の1以上ある団地で、これらの作業を実施するための必要な作業路。		4/10	6/10		×	重要水源林機能高度化事業補助金交付要綱	林務課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
針葉樹林と広葉樹林の混交整備事業	災害に強い森づくりを進めるため、高齢人工林において、部分伐採を促進し、広葉樹等を植栽する	概ね46年生以上の高齢人工林が大半を占める森林事業地の保全管理に関する協定を締結している、または見込の森林		10/10			×	・針葉樹林と広葉樹林の混交整備事業実施要領 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱	林務課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
美しい森林づくり基盤整備交付金	造林、間伐等の森林施業、並びに林道、作業道等の路網開設等に要する経費	間伐等促進法に基づくもの	5/10		5/10		○	美しい森づくり基盤整備交付金交付要綱	林 務 課	公共事業等債	農林水産業費・林業費	臨時特定
森林林業緊急整備事業費補助	生産性向上等の体質強化を図るための合板・製材工場等の整備とそれらに向けて、安定的に原木を供給する為の間伐材生産及び路網整備等を一体的に実施する 1.体質強化計画の策定 2.木材加工流通施設等整備 3.間伐材生産 4.林内路網整備 5.森林境界の明確化 6.高性能林業機械等の整備	—	定額				△	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	林務課		農林水産業費・林業費	臨時特定
緊急防災林整備	表土の流亡を防ぐため、伐倒木を利用した土留工等の設置等の施業に要する経費の助成	伐倒木を利用した土留工等の設置等に要する経費		10/10			×	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	豊かな森づくり課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
住民参画型森林整備	公益的機能が低下した広葉樹林や、野生動物被害が深刻な地域の集落等に近接する森林を、地域住民が自発的に整備するために必要な技術指導や機材費などの支援を行う。	①概ね2ha以上の森林 ②地域自治会や森林ボランティアが基本計画づくりを行う ③土地所有者との間に3年以上の管理協定を締結すること ※補助率:定額2,400千円/1箇所につき		10/10			×	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	豊かな森づくり課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
森林・山村多面的機能 発揮対策推進交付金 (市町分)	森林・山村多面的機能発揮 対策の適正かつ円滑な実施 に資するために、本対策に 取り組む市町に対して交付	市町が行う活動組織に対する推 進・指導等に要する経費 ※補助率:10/10(但し上限12万 円)	10/10					兵庫県森林・山村多面的機能 発揮対策推進交付金交付要綱 (県要綱)	豊かな森づくり課	—	農林水産業費・林 業費	経常特定
都市山防災林整備	人命・下流の住家等に被害 を及ぼす危険性が高い流域 の森林を対象に行う。本数 調整伐、土留工の設置、倒 木の危険性が高い大径木の 伐採にかかる経費の助成	①H26年8月及びH30年7月豪雨によ り災害が多発した地域の森林 ②治山ダム等が未整備の危険渓流 ③手入れがされず、過密で生長の 悪い防災機能が劣る森林 ※補助率:10/10		10/10				令和2年度農政環境部補助金 交付要綱	豊かな森づくり課	—	農林水産業費・林 業費	臨時特定
森林害虫予防事業	森林病虫害防除に要する費 用	松くい虫に対する予防対策							森林保全室	—		臨時特定
		①特別防除・地上散布事業(県実 施)		10/10			×	・松くい虫防除事業委託要綱 ・松くい虫防除事業損失補償 金交付要綱				
		②特別防除・被害防止対策費 1.地上散布事業(市町実施)		1/2	1/2		×	森林病虫害等防除事業補助金 交付規則				
		③樹幹注入剤による森林保全対策 事業(県実施)	1/2	1/2			△	・林業関係事業補助金等交付 要綱 ・松くい虫防除事業委託要綱				
④樹幹注入剤による松林保全対策 事業(市町実施)	1/2	1/4	1/4			△	・林業関係事業補助金等交付 要綱 ・令和2年度農政環境部補助 金交付要綱					
森林害虫駆除事業	森林病虫害防除に要する費	松くい虫に対する駆除対策							森林保全室	—	農林水産業費・林 業費	臨時特定
		①伐倒駆除		10/10			×	松くい虫防除事業損失補償金 交付要綱				
		②特別伐倒駆除・天敵利用型伐倒 駆除 ナラ枯れ被害等法定森林病害 虫に対する駆除対策	1/2	1/2			△	・林業関係事業補助金等交付 要綱 ・松くい虫防除事業損失補償 金交付要綱				
③その他法定森林病虫害駆除(県 実施)	1/2	1/2				△	・林業関係事業補助金等交付 要綱 ・松くい虫以外の森林病虫害 等防除事業委託要綱					
県単独松くい虫被害等 景観対策事業	森林病虫害被害による景観 対策に要する費用	松くい虫被害等による景観対策		1/2	1/2			令和2年度農政環境部補助金 交付要綱	森林保全室	—	農林水産業費・林 業費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
林道事業費補助	林道開設・改良事業等に要する経費	①森林管理道開設事業 ・過疎、振山	5/10	0.1/10	4.9/10		△	・森林法 ・民有林林道事業補助金交付規則	治山課	公共事業等債	農林水産業費・林業費	臨時特定
		②林業専用道開設事業 ・過疎、振山	5/10	0.1/10	4.9/10							
		③林道改良事業 1. 改良(1箇所につき9,000千円以上) ・幹線 ・その他 舗装 2. 舗装(総事業費が24,000千円以上) ・幹線 ・その他	5/10	0.1/10	4.9/10							
			3/10	0.1/10	6.9/10							
		④山村強靱化林道整備事業 1. のり面保全・局部改良(1箇所につき2,000千円以上) ・公道に2箇所以上接続する路線 ・上記以外 2. 舗装(総事業費が30,000千円以上) ・公道に2箇所以上接続する路線 ・上記以外 3. 上記以外の改良(1箇所につき9,000千円以上) ・公道に2箇所以上接続する路線 ・上記以外	5/10	0.1/10	4.9/10							
10/30	0.1/10	19.7/30										
林道事業費補助	保全事業等に要する経費	林道点検診断・保全整備事業	5/10	0.1/10	4.9/10		△	民有林林道事業補助金交付規則	治山課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
県単独治山事業補助	国庫補助の対象とならない山地の崩壊で、5戸未満の人家又は市町が管理する公共施設に係る山地の保全に要する経費	①山地災害復旧 1カ所→2,000千円以上70,000千円未満 ②林地荒廃防止施設災害復旧 1カ所→300千円以上 ③崩壊土砂等緊急除去対策 災害が発生し県で補正予算が編成された場合に限定		2/3	1/3		×	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	治山課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定
災害林道復旧事業費補助	林道施設災害の復旧に要する経費	1カ所→400千円以上					△	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	治山課	災害復旧事業債	災害復旧費・農林水産施設	臨時特定
		①奥地にかかるもの	6.5/10		3.5/10							
		②その他のもの	5/10		5/10							

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
林地崩壊防止事業費補助	激甚災害によって発生または拡大し、2戸以上の人家又は公共施設に直接被害を与える恐れのある林地の保全に要する経費	1カ所200万円以上で①②のいずれかに該当するもの ①その年の1月1日から12月31日までに発生した激甚災害によって発生、または拡大した林地の崩壊に係る当事業の事業費の総額300万円を超える市町 ②①の総額が前年度の標準税収入の10%をこえる市町	1/2	1/4	1/4		□	・林業関係事業補助金等交付要綱 ・林地崩壊防止事業補助金交付要綱	治山課	公共事業等債	農林水産業費・林業費	臨時特定
治山施設災害復旧事業	治山施設災害の復旧に要する経費	1カ所400千円以上 1. 災害復旧事業にかかるもの 2. 災害関連事業にかかるもの	6.5/10 5/10		3.5/10 5/10		△	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	治山課	災害復旧事業債	災害復旧費・農林水産業費	臨時特定
平成30年度県単独災害復旧治山事業補助	平成30年7月豪雨により発生した国庫補助の対象とならない山地の崩壊で、5戸未満の人家又は市町が管理する公共施設に係る山地の保全に要する経費	①山地災害復旧 1カ所2,000千円以上70,000千円未満 ②林地荒廃防止施設災害復旧 1カ所300千円以上 ③崩壊土砂等緊急除去対策		2/3	1/3		×	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	治山課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定
並型魚礁設置事業費補助 (国) 農山漁村地域整備交付金 (漁村再生交付金事業)	漁村再生計画に基づき、市町が実施する魚礁設置事業	漁村再生計画(概ね6カ年以内)期間内の総事業量5,000空m以上、総事業費1億円以上20億円以下 ①本土 ②離島	3/6 9/15	2/6	1/6 1/15		△	・農山漁村地域整備交付金交付要綱(R2.3.31元農振第2683号) ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱	水産課	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定
離島漁業再生支援交付金	離島漁業の再生及び活性化を目指した取組を行う漁業集落に対して交付金を交付	離島振興法で指定された離島における協定を策定した漁業集落 ①一般離島 ②特認離島	1/2 1/3	1/4	1/4 1/3		△	・水産関係地方公共団体交付金等交付要綱(R2.3.31元水港第2381号農林水産事務次官依命通知) ・兵庫県離島漁業再生支援交付金等交付要綱(R2.4.1)	水産課	—	農林水産業費・水産業費	臨時特定
離島漁業再生支援推進交付金	離島漁業再生支援交付金事業を実施する市町に対して、事業推進に必要な経費を交付金により交付	離島漁業再生支援交付金事業を実施する市町	1				△	水産関係地方公共団体交付金等交付要綱(R2.3.31元水港第2381号農林水産事務次官依命通知)	水産課	—	農林水産業費・水産業費	臨時特定
水産多面的機能発揮対	漁業者を中心とした活動組	水産多面的機能発揮活動を実施す	10/10				△	水産多面的機能発揮対策交付	水産課	—	農林水産業費・水産業費	臨時特定

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分類 (款) (項)
農山漁村地域整備交付金（漁港漁場機能高度化事業費）	漁村再生計画に基づき、地域の既存ストックの有効活用等を通じた漁業生産基盤及び漁村の生活環境施設の総合的な整備に要する経費の助成	計画事業費が1漁港につき5千万円以上20億円以下 ①本土 ②離島	1/2 6/10		1/2 4/10		農山漁村地域整備交付金交付要綱（H30.3.30 農林水産事務次官依命通知）平成30年度農政環境部補助金交付要綱	漁港課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費・水産業費	臨時特定	
水産流通基盤整備事業	第2種漁港、第3種漁港又は第4種漁港の整備、また当該事業が施行されている漁港と利用上密接に関連する漁場の施設整備に要する経費の助成。	計画事業費が1事業につき5億円を ①本土 ②離島 (外郭施設) (係留施設) (用地・輸送施設)	5/10 8/10 6/10 5.5/10		5/10 2/10 4/10 4.5/10		・漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号) ・水産基盤整備事業補助金交付要綱（H31.2.7 農林水産事務次官依命通知） ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱	漁 港 課	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定	
漁業構造改善事業費補助(国) ・浜の活力再生交付金 ・水産業強化支援事業 ・水産業競争力強化緊急施設整備事業	持続的な漁業生産体制を構築するのに必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備に要する経費の助成	沿岸漁業等に従事する受益者が ①5戸以上 ②事業メニューにより3戸以上	①1/3～ ②5.5/10	0.6/10～ 1.35/10	3.15/10～5.97/10		・水産関係地方公共団体交付金等交付要綱(H30.3.30農林水産事務次官依命通知) ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱	漁港課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費・水産業費	臨時特定	
港整備交付金（港整備事業）	地元の利用が主体となっている地方港湾と第一種及び第二種漁港において、共通の課題に対応する施設整備に必要な経費の助成	地域再生計画に基づくもの ■本土	1/2		1/2		・地域再生法（H17.4.1施行） ・地方創生港整備推進交付金交付要綱（H28.4.20 農林水産事務次官 ・国土交通事務次官通知） ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱	漁 港 課	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定	
農山漁村地域整備交付金（津波・高潮対策事業）	津波、高潮に関する危機管理対策として、海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進する事業	大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸	1/2		1/2		・農山漁村地域整備交付金交付要綱（H30.3.30 農林水産事務次官依命通知）	漁 港 課	—	農林水産業費・水産業費	臨時特定	
水産物供給基盤機能保全事業（漁港機能保全事業）	効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るため、漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断の実施及び機能診断結果に基づく機能保全計画の策定並びに機能保全計画に基づく漁港・漁場施設の保全工事に要する経費の助成	計画事業費が20億円未満のもの（漁港ごと） ①本 土 ②離 島 ※外郭施設 ※係留施設 ※用地・輸送施設	5/10 8/10 6/10 5.5/10		5/10 2/10 4/10 4.5/10		・漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号) ・水産基盤整備事業補助金交付要綱（H31.2.7 農林水産事務次官依命通知） ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱	漁 港 課	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定	

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
水産物供給基盤機能保全事業（漁港施設機能強化事業）	高潮や波高の増大又は地震や津波の発生等に対して十分に安全が確保されていない漁港施設について必要最低限の機能強化、防護対策を行う事業	計画事業費が20億円未満のもの（漁港ごと） ①本 土 ②離 島 ※外郭施設 ※係留施設 ※用地・輸送施設	5/10 8/10 6/10 5.5/10		5/10 2/10 4/10 4.5/10		・漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号) ・水産基盤整備事業補助金交付要綱（H31.2.7 農林水産事務次官依命通知） ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱	漁 港 課	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定	
農山漁村地域整備交付金（漁業集落環境整備事業）	水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の健全な発展に資する避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の衛生関連施設等の整備を行う事業	漁業依存度依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落	5/10		5/10		・農山漁村地域整備交付金交付要綱（H30.3.30 農林水産事務次官依命通知） ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱	漁 港 課	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定	
農山漁村地域整備交付金（効果促進事業）	農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となり、効果をより一層高める。	農山漁村実施計画の目標達成に必要な事業であること。	1/2		1/2		・農山漁村地域整備交付金交付要綱（H30.3.30 農林水産事務次官依命通知） ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱	漁 港 課	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定	
農山漁村振興交付金	地域資源を活用し地域の自立及び発展に資するための実践活動等の取組を支援	地域活性化計画の実現に必要な事業であること	1/2		1/2		・農山漁村地域整備交付金交付要綱（H30.3.30 農林水産事務次官依命通知）	漁港課	一般単独事業債	農林水産業費・農業費・水産業費	臨時特定	
水産生産基盤整備事業	浅海域における漁場、養殖場等と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設を一体的に整備する事業	計画事業費が、1事業につき3億円 ①本 土 ②離 島 ※外郭施設 ※係留施設 ※用地・輸送施設	5/10 8/10 6/10 5.5/10		5/10 2/10 4/10 4.5/10		補助金交付要綱（H31.2.7 農林	漁 港 課	公共事業等債	農林水産業費・水産業費	臨時特定	
漁港機能増進事業（漁村振興対策地方公共団体整備費補助金）	漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、漁港の利用者や生産者の就労環境の改善、安全性の向上及び漁港施設の有効活用など、漁港機能の増進を図るための施設整備を支援する事業	1地区あたりの計画事業費が 1千万円以上3億円未満であること など ①本 土 ②離 島 ※外郭施設 ※係留施設 ※用地・輸送施設 ※その他の施設	5/10 8/10 6/10 5.5/10 5/10		5/10 2/10 4/10 4.5/10 5/10		・漁港漁場整備法（昭和25年	漁 港 課	一般補助施設整備等事業債	農林水産業費・水産業費	臨時特定	

4 農政環境部所管（2）〔農林水産局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
県産和牛肉学校給食提供事業（国事業名：国産農林水産物等販売促進緊急対策事業）	①推進会議の開催に係る経費 ②食育活動の実施に係る経費 ③学校給食への県産和牛肉の提供に係る経費 ④推進事務費	県産和牛肉を学校給食に提供すること	10/10				△	令和2年度農政環境部補助金交付要綱 国産農林水産物等販売促進緊急対策事業実施要綱	畜産課	-	農林水産業費・畜産業費	臨時特定

4 農政環境部所管（3）〔環境創造局、環境管理局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
公害健康被害補償給付 支給事務費交付金	公害健康被害の被認定者に対する補償給付支給事業	1. 基準額と対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額 2. 1と総経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額	1/2		1/2		○	公害健康被害の補償等に関する法律 公害健康被害補償給付支給事務費交付金交付要綱	環境政策課	—	衛 生 費 保健衛生費	臨時特定
環境保全基金（再生可能エネルギー等導入推進基金）事業（公共施設再生可能エネルギー等導入事業）	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費・業務費	再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、低炭素な地域づくりを推進することに資する事業	10/10				▲	令和2年度農政環境部補助交付要綱	環境政策課	—	衛 生 費 保健衛生費	臨時特定
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業 地域循環圏・エコタウン 低炭素化促進事業 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 等	事務事業編の強化・拡充、事務事編に基づく省エネルギー設備導入食品、バイオマス等の素材に着目した地域循環圏プランを作成し、温暖化対策実行計画等へ位置付け等の事業 地域資源循環の高度化及び低炭素に資する事前調査・検討、事業計策定を行う事業	定額 定額 1/2				○	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱	温暖化対策課	—	衛 生 費 保健衛生費	臨時特定
水力発電の導入促進のための事業費補助金	水力発電の事業化を促進する際に必要な経費の補助等	自治体や地域住民等の水力発電に対する理解を促進する経費に対する事業等	10/10				○	水力発電の導入促進のための事業費補助金（地域理解促進等関連事業）交付規程	温暖化対策課	—	衛 生 費 保健衛生費	臨時特定
分散型エネルギーインフラプロジェクト	地域エネルギーを立ち上げ広域的な地域経済循環を創造するプランを策定し、事業化に向けて取り組む自治体を支援	事業化に向けたプロジェクト推進計画（マスタープラン）策定業務を委託	10/10				○	分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）募集要項	温暖化対策課	—	衛 生 費 保健衛生費	臨時特定
低公害車導入補助	低公害車、又はリースする経費の一部を補助	市町補助額の1/2		1/2	1/2		×	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	水大気課	—	衛 生 費 環境衛生費	臨時特定
運送事業者への低公害車普及促進事業補助金	低公害車を購入、又はリースする経費の一部を補助	市町補助額の1/2		1/2	1/2		×	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	水大気課	—	衛 生 費 環境衛生費	臨時特定
兵庫県大気汚染常時監視網管理運営委託金	大気汚染常時監視網の管理に要する経費（18市3町）	所要経費 大気汚染防止法により県が設置した大気汚染常時監視のための測定機の日常保守管理運営を市町に委託しており、それに要する経費 経費内訳 電気代 消耗品代		10/10			×	委託契約 大気汚染防止法第20条、第22条	環境影響評価室	—	衛 生 費 環境衛生費	經常特定

4 農政環境部所管（3）〔環境創造局、環境管理局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
地域創生！再エネ発掘プロジェクト事業	小水力発電の事業化検討に必要な立ち上げ時の取組等（勉強会、現地調査、先進地視察、基本調査等）	小水力発電の導入を検討している地域団体・市町 ①立ち上げ時の取組支援 補助上限額：300千円（定額） ②基本調査、概略設計等補助 補助上限額：5,000千円(補助率1/2)		10/10 1/2			×	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	温暖化対策課	—	衛生費 保健衛生費	臨時特定
地域バイオマス利活用推進事業	バイオマス利活用施設及びこれら施設の付帯施設の新設等に係る経費を補助	①固定価格買取制度利用補助率1/3 ②自家消費補助率1/2	1/3 1/2			2/3 1/2	○	農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱	温暖化対策課	—	衛生費 環境衛生費	臨時特定
近畿自然歩道管理委託費	自然歩道の草刈り、軽微な補修及び公衆トイレの維持管理業務	土木工事実施設計用積算基準等により算定した額		10/10			×	令和2年度近畿自然歩道管理委託事業実施要領要綱	自然環境課	—	商工費	經常特定
峰山高原滞在型中核施設整備事業	峰山高原滞在型中核施設整備にかかる償還金補助	町は起債により施設整備資金を調達。県は、起債充当外の金額と毎年の元利償還額から交付税措置された残額を補助。	交付税額				×	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	自然環境課	—	公債費	臨時特定
とのみね自然交流館管理運営事業	砥峰高原の保全管理や、高原で実施する自然体験学習活動等の支援施設である「とのみね自然交流館」の管理運営費にかかる委託金	■所要経費 前年度実績額及び見積により算定した額		10/10			×	令和2年度とのみね自然交流館管理委託契約書	自然環境課	—	土木費・公園費	經常特定
自然環境整備交付金	自然環境整備計画記載の自然公園施設整備	自然環境整備計画に記載された事業の事業主体となる市町 ①国立公園 ②国定公園等	50/100 45/100		50/100 55/100		△ △	・自然環境整備交付金交付要綱 ・令和2年度農政環境部補助	自然環境課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
アライグマ・ネオトリア捕獲わな購入支援	都市部生活被害に対応するため、捕獲従事者が使用するわな購入経費を支援	わなを購入する市町基準額（汎用）19千円/基 （専用）47,600円/基		25/100	75/100		×	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	自然環境課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
有害鳥獣捕獲として実施するシカ捕獲（シカ有害捕獲促進支援事業）	銃による有害捕獲を推進	銃による有害捕獲を実施する市町 ①日当制 活動費の上限：4,800円/人日 捕獲報償費の上限：2,500円/頭 ②頭数制 捕獲報償費（銃器）の上限：16千円/1頭 捕獲報償費（わな）の上限：8千円/1頭	①日当制 33/100	6.5/100	60.5/100		□	・鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般
有害鳥獣捕獲として実施するサル捕獲（サル出没対策事業）	追い払い効果のない個体に対する捕獲等を支援	サルの捕獲等を実施する市町 ■捕獲報償費（銃器）の上限10千円/1頭 ■捕獲報償費（わな）の上限3千円/1頭	80/100	2/100	18/100		□	・鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般

4 農政環境部所管(3) [環境創造局、環境管理局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
サル監視員の配置(サル監視員配置支援事業)	サル監視員配置に要する経費の支援	サルの追い払い等を実施する市町 ■事業費の上限:2,400千円/1人		10/100	90/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般
アライグマ・ヌートリアの捕獲・搬入・安楽死等処分(特定外来生物被害対策事業)	外来生物による農業被害、生活環境被害の低減を図るため、捕獲、搬入及び処分経費を支援	アライグマ、ヌートリアの捕獲・搬入・安楽死処分を実施する市町 ■捕獲費経費の上限:3千円/1頭 ■搬入経費の上限:1千円/1頭 ■殺処分経費の上限:3千円/1頭		25/100	75/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	自然環境課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般
鳥獣被害防止総合対策事業	鳥獣被害防止計画に基づく個体数調整、被害防除等の取組みを総合的に支援	鳥獣被害防止対策を行う地域協議会又はその構成員	50/100 ※55/100 【種の自力施工】	3.5/100 ※3/100	31.5/100 ※27/100	15/100 ※15/100	□	・鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般
		①侵入防護柵の設置・処理加工施設の整備等	10/10									
		②捕獲機材の購入・講習会への参加経費等	5/10									
		③有害鳥獣捕獲の捕獲経費支援	10/10 【採択基準3】 定額									
国庫事業の対象とならない野生鳥獣侵入防止柵の整備(野生動物防護柵集落連携設置事業)	国の鳥獣被害防止総合対策事業が活用困難な防護柵の復旧等について、県単独で支援	①侵入防護柵の設置等 ②市町実負担額の1/2		8.5/100 10/100	76.5/100 90/100	15/100	×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般
有害鳥獣捕獲として実施するシカ捕獲(シカ有害捕獲専任班によるもの) ※シカ有害捕獲専任班支援事業	平日を中心に、市町が銃等の技能に秀でた狩猟者によるシカ捕獲専任班を編成して捕獲を促進	シカ捕獲専任班を設置する市町捕獲経費 24,000円/1頭	33/100	6.5/100	60.5/100		□	・鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 ・令和2年度農政環境部補助金交付要綱 ・令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般
狩猟期間中に実施する緊急捕獲拡大対策(狩猟期シカ捕獲拡大事業)(狩猟期イノシシ捕獲拡大事業)	捕獲報償金制度により、狩猟者の捕獲を促進	狩猟期シカ捕獲拡大事業を実施する市町 ■捕獲経費(搬入なし)7,000円/1頭 (搬入あり)9,000円/1頭	10/10	10/100	90/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般
シカ捕獲個体保管用冷凍庫・冷蔵庫の整備	捕獲したシカをシカ肉処理加工施設等で処理するために、ストックポイントとして設置するコンテナ型冷凍・冷蔵庫の設置経費を支援	ストックポイントとして設置する保管用冷凍・冷蔵庫を整備する市町 ■基準額 2,000千円		10/100	90/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時一般
シカ肉処理加工施設等への捕獲個体の搬入経費支援	狩猟者が、捕獲したシカをシカ肉処理加工施設やストックポイントに搬入する運搬費に対して支援	狩猟者のシカ肉処理加工施設等への運搬に対して支援を行う市町 ■事業費の上限:2千円/1頭 (※義務化市町:3千円/1頭)		10/100	90/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時一般

4 農政環境部所管（3）〔環境創造局、環境管理局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別分類(款)(項)
シカ捕獲個体運搬用冷凍車・冷蔵車・移動式解体車の整備	狩猟者が捕獲したシカの運搬に使用する冷凍・冷蔵車のリース代・購入費及び移動式解体車の導入経費に対して支援	シカの運搬に利用する冷凍・冷蔵車、移動式解体車をリースもしくは購入する市町 【冷凍・冷蔵車】 基準額：リース代77千円/1か月 購入費：2,000千円/台 または6,000千円/台 【移動式解体車】 基準額・購入費：16,000千円/台		8/100	72/100	20/100	×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時一般
狩猟体験会等支援事業	今後、狩猟免許の取得を目指す者を対象に行う狩猟体験会等の開催を支援	狩猟体験会等を開催する市町 ■事業費の上限：100千円		10/10			×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定
シカ肉処理加工施設に	シカ肉処理加工施設が、捕獲したシカを捕獲場所またはストックポイントから回収するための経費に対して支援	シカ肉処理加工施設が捕獲したシカの回収に対して支援を行う市町 ■回収経費 ・捕獲場所から回収：4千円/1頭 ・ストックポイントから回収：2千円/1頭		8/100	72/100	20/100	×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定
イノシシ生活被害防止対策事業	生活被害の拡大増加地区を対象に、地元猟友会による有害イノシシ等の捕獲を支援	猟友会に委託して、イノシシ対策を実施する市町 ■事業費の上限：わな見回り2,400円/1日		25/100	75/100		×		鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定
シカ肉処理加工施設・減容化施設の整備	食肉・ペットフード併用型のシカ肉処理加工施設及び減容化施設の整備を支援	シカ肉処理加工施設、減容化施設の整備を実施する市町 ■シカ肉処理加工施設 基準額 中核施設：40,000千円/1箇所 一次処理加工施設：10,000千円/1箇所 ■減容化施設 基準額 10,000千円/1箇所	※合併特例債充当の場合 50/100 8.4/100 41.6/100 ※一般補助施設整備等事業債充当の場合 50/100 25/100 25/100				□	【シカ肉処理加工施設】 ・鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 ・令和2年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱 【減容化施設】 ・令和2年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
捕獲個体の適正処理の促進に向けた支援	腐敗等で搬入できない個体の埋却等適正処理に要する経費を支援	腐敗等で搬入できない個体の埋却等、適正処理に要する経費支援を実施する市町 ■対象経費：1千円/1頭		10/100	90/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定
減容化施設への搬入・回収に対する支援	狩猟者が減容化施設に搬入する経費及び市町が捕獲個体を民間委託により回収する経費を支援	①狩猟者による搬入 事業費の上限：2千円/1頭		10/100	90/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定
		②市町による回収 事業費上限：6,857千円/市町		10/100	90/100		×					
カワウ被害防止対策	繁殖時期におけるカワウ一斉捕獲や擬卵置換による繁殖抑制等を支援	カワウハンティングチームによる一斉捕獲、立木伐採、繁殖抑制を行う市町		10/100	90/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	一般単独事業債	農林水産業費・林業費	臨時特定

4 農政環境部所管（3）〔環境創造局、環境管理局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
	施設整備に関する計画支援事業	交付限度額 離島のみ（し尿処理及び廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業、漂流・漂着ごみ処理施設等に係るもの）	1/3		2/3							
	廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業	交付限度額	1/3		2/3							
循環型社会形成推進交付金（つづき）	浄化槽設置整備事業（循環型社会の形成に必要な個人設置型の浄化槽の整備を図る場合、循環型社会形成推進地域計画を策定し、環境大臣の承認得たものについて、交付金が交付される。）	基準額 ※浄化槽浄化槽の設置・変則浄化槽 (1) 5人槽:332 (352) 千円×基数 (2) 6～7人槽:414 (441) 千円×基数 (3) 8～10人槽:548 (558) 千円×基数 (4) 11～20人槽:939 (1,002) 千円×基数 (5) 21～30人槽:1,472 (1,545) 千円×基数 (6) 31～50人槽:2,037 (2,129) 千円×基数 (7) 51人槽～:2,326 (2,429) 千円×基数 ※（ ）内は豪雪地帯 基数については環境大臣が必要と認めた基数とする	1/3 1/2	※ただし、離島は	2/3 1/2		循環型社会形成推進交付金交付要綱					
	環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（個人型）	交付限度額	1/2		1/2							
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	エネルギー回収型廃棄物処理施設	交付限度額 エネルギー回収率22%相当以上ほか要件あり	1/3		2/3		二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金交付要綱	環境整備課	—	衛生費	臨時特定	
	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業	交付限度額 3%以上二酸化炭素が削減できるものほか要件あり	1/2		1/2							
	施設整備に関する計画支援事業	交付限度額	1/3		2/3							
	廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業	交付限度額	1/3		2/3							
廃棄物処理施設整備交付金	マテリアルリサイクル推進事業	交付限度額	1/3		2/3		廃棄物処理施設整備交付金交付要綱	環境整備課	一般廃棄物処理事業債	衛生費	臨時特定	
	エネルギー回収型廃棄物処理施設	交付限度額 エネルギー回収率24.5%以上ほか要件あり	1/3		2/3							
	エネルギー回収推進施設（H25年度以前に着手）	交付限度額	1/2		1/2							
	高効率ごみ発電施設（H25年度以前に着手）	交付限度額 発電効率23%相当以上ほか要件あり	1/3		2/3							
	最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	交付限度額	1/2		1/2							
	最終処分場再生事業	交付限度額	1/3		2/3							
	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業	交付限度額 3%以上二酸化炭素が削減できるものほか要件あり	1/3		2/3							
			1/2		1/2							

4 農政環境部所管（3）〔環境創造局、環境管理局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考							
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別						
廃棄物処理施設整備交付金（つづき）	施設整備に関する計画支援	交付限度額	1/3		2/3		○	廃棄物処理施設整備交付金交付要綱	環境整備課	一般廃棄物処理事業債	衛 生 費	臨時特定						
	廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業	交付限度額	1/3		2/3													
	災害廃棄物書影計画策定支援事業	交付限度額	1/3		2/3													
汚水処理施設整備交付金	浄化槽設置整備事業地域再生法に基づく地域計画の承認（内閣総理大臣）を得た市町が、公共下水道等の他種の生活排水処理施設の整備と連携し、個人設置型の浄化槽の整備を図る場合、交付金が交付される。	基準額 ※浄化槽浄化槽の設置・変則浄化槽 (1) 5人槽:332 (352) 千円×基数 (2) 6～7人槽:414 (441) 千円×基数 (3) 8～10人槽:548(558) 千円×基数 (4) 11～20人槽:939 (1,002) 千円×基数 (5) 21～30人槽:1,472(1,545) 千円×基数 (6) 31～50人槽:2,037(2,129) 千円×基数 (7) 51人槽～:2,326(2,429) 千円×基数 ※（ ）内は豪雪地帯 基数については環境大臣が必要と認めた基数とする	1/3		2/3		○	汚水処理施設整備交付金交付要綱	環境整備課	—	衛生費・清掃費	臨時特定						
災害等廃棄物処理事業費国庫補助金	災害等により被害を受けた市町及び一部事務組合	限度額以上である補助基本額	1/2		1/2								○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	環境整備課	—	衛生費・清掃費	臨時特定
廃棄物処理施設災害復旧事業費国庫補助金	災害により被害を受けた地方公共団体が設置した廃棄物処理施設	限度額以上である補助基本額	1/2		1/2													
コミュニティ・プラント基幹改修費補助	小規模なコミュニティ・プラントの基幹改修費（1.5億円未満）に対する補助	平成16年度までに市町が整備したコミュニティ・プラントを対象とする。		起債償還額の15%	県補助額以外		×	コミュニティ・プラント基幹改修事業費元利補給金交付要綱	環境整備課	一般廃棄物処理事業債	衛生費・清掃費	臨時特定						
ライクマ・ストア殺処分体制整備支援	市町が捕獲従事者に貸与するための処分箱や電殺器、市町が捕獲個体を焼却するまで保管するための冷凍庫等の整備経費を支援	処分体制を整備する市町 基準額（処分箱）54,000千円/基 （電殺機）48,600円/基 （冷蔵庫）33,600円/基		25/100	75/100								×	令和2年度農政環境部補助金交付要綱	自然環境課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時特定
獣害ベルト緊急整備事業	緩衝帯の整備、放任果樹等の除去または雑木林の刈り払い	見積もりにより算定した額	80/100	20/100	20/100													
鳥獣対策サポーター派遣支援事業	集落の鳥獣被害対策を進めるために、鳥獣被害対策技術等を有する民間事業者へ集落指導等を委託	見積もりにより算定した額	50/100	25/100	25/100		×	令和2年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	鳥獣対策課・市町振興課	—	農林水産業費・林業費	臨時一般						

5 県土整備部所管（1）〔県土企画局、土木局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
河川等災害復旧事業費補助・都市災害復旧事業費補助	法第3条に規定する河川等の公共土木施設に係る災害復旧事業	1. 次の、異常な天然現象に起因し市町が管理する公共土木施設に被害が発生したものであること。 (1)最大雨量80mm以上/日の降雨 ※河川にあっては、警戒水位以上に出水 (2)最大風速(10分間平均風速の最大)15メートル以上の風 (3)高潮、波浪又は津波 (4)地震、地すべり等 2. 工事費が60万円以上であること。	2/3以上		1/3以下		公共土木施設災害復旧事業費	技術企画課	災害復旧事業債	災害復旧費・公共土木施設災害復旧費	臨時特定	
災害査定用設計委託費補助	要綱第2第1号に規定する国土交通省水管理・国土保全局所管災害復旧事業の国庫負担申請に必要な査定設計に要した経費	要綱による	1/2以内		1/2以上		国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱	技術企画課	—	災害復旧費・公共土木施設災害復旧費	臨時特定	
<路線バスの運行：幹線系統(兵庫県市町振興支援交付金)>	支援対象系統の運行を行う民営の路線バス事業者に対して補助を行う市町に対する支援	1. 支援対象期間において、經常欠損を生じている系統 2. 複数市町にまたがり、平均乗車密度が5人以上。1日の運行回数が3回以上、1日の輸送量が15人以上150人以下の系統		1/3 (2/3)	2/3 (1/3)		・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 ・令和2年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	市町振興課・交通政策課	—	総務費・総務管理費	臨時一般	
<路線バスの運行：幹線系統(兵庫県市町振興支援交付金)>	支援対象系統の運行を行う民営の路線バス事業者に対して補助を行う市町に対する支援	1. 支援対象期間において經常欠損を生じている系統 2. 複数市町にまたがり、平均乗車密度が2人以上15人以下。1日の運行回数が10回以下、1日の輸送量が2人以上50人以下の系統		1/3 (2/3)	2/3 (1/3)		令和2年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	市町振興課・交通政策課	—	総務費・総務管理費	臨時一般	
コミュニティバス運行総合支援事業費補助 <コミュニティバスの運行(兵庫県市町振興支援交付金)>	コミュニティバスを運行する市町に対する補助 運行支援	運行支援		1/3 (1/2)	2/3 (1/2)		令和2年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	交通政策課・市町振興課	—	総務費・総務管理費	臨時一般	
<コミュニティバス運行>総合支援事業費補助	自主運行バス立ち上げ支援	自主運行バス立ち上げ支援		1/3 (1/2)	2/3 (1/2)		令和2年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	交通政策課・市町振興課	—	総務費・総務管理費	臨時特定	
<自主運行バスの車両購入(兵庫県市町振興支援交付金)>	自主運行バス車両購入	自主運行バス車両購入(更新含む) 1台あたり1,000千円を上限		1/3 (1/2)	2/3 (1/2)		令和2年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	交通政策課・市町振興課	—	総務費・総務管理費	臨時一般	
路線バスの車両購入	民営の路線バス事業者に対して車両購入の補助を行う市町に対する支援	車両購入費(車両減価償却費及び金融費用)		2/3	1/3		・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 ・令和2年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	交通政策課・市町振興課	—	総務費・総務管理費	臨時一般	
神戸空港整備事業費補助金	神戸空港建設事業に係る起債償還	神戸空港整備事業に係る前年度の神戸市実質負担額の1/2相当		1/3	2/3		県土整備部補助金交付要綱	空港政策課	—	土木費・空港費	臨時特定	

5 県土整備部所管（1）〔県土企画局、土木局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
大阪湾岸道路西伸部整備事業費補助	大阪湾岸道路西伸部整備に係る補助	大阪湾岸道路西伸部整備に係る起債充当残額及び起債元利償還のために要した神戸市実質負担額の1/2相当額		1/2	1/2			県土整備部補助金交付要綱	道路企画課	—	土木費・道路橋梁費	臨時特定
地方創生基盤整備事業推進費	地方創生道整備推進交付金	1.市町村が実施する市町村道の新設、改良及び修繕 2.豪雪地帯特別措置法、山村振興法、半島振興法、過疎地域振興特別措置法の規定による都道府県の権限代行事業	1/2		1/2			・地域再生法 ・地方創生道整備推進交付金交付要領	道路街路課	公共事業等債	土木費・道路橋梁費	臨時特定
社会資本整備総合交付金（効果促進事業）	基幹事業（砂防事業・地すべり対策事業・急傾斜地崩壊対策事業・総合流域防災事業）と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等	交付要綱による	1/2		1/2			社会資本整備総合交付金交付要綱	砂防課	公共事業等債	土木費	臨時特定
兵庫東（汚泥処理場）周辺整備事業	兵庫東汚泥処理場の地元対策として行う周辺整備事業	周辺整備に要した経費					▲	兵庫東流域下水汚泥処理事業に伴う周辺整備事業の再開に関する確認書	下水道課	—	土木費・都市計画費	—
港湾統計調査費	港湾統計調査事務（調査票の配布・回収・集計）	調査員数・申告義務者数	10/10					・統計法 ・港湾調査規則	港湾課	—	総務費・統計調査費	經常特定
県有資産所在市町交付金	県が所有する固定資産のうち県以外の者が使用しているものについて、当該固定資産の所在する市町に対して、固定資産税相当額を交付	交付金算定標準額（固定資産）の価格に100分の1.4を乗じた額を算定		10/10				国有資産等所在市町交付金法	港湾課	—	土木費・港湾費	經常一般
社会資本整備総合交付金・防災安全交付金＜道路事業＞	・道路事業 ・道路事業と一体的に実施する関連社会資本整備事業、または効果促進事業	交付要綱による	5.5/10		4.5/10			社会資本整備総合交付金交付要綱	道路街路課	公共事業等債	土木費・道路橋梁費・都市計画費	臨時特定
社会資本整備総合交付金・防災安全交付金＜住宅市街地基盤整備事業＞	1.公共施設整備	補助基本額	1/2		1/2			・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・住宅市街地基盤整備事業制度要綱	道路街路課・住宅政策課	一般補助施設整備等事業債	土木費・該当項目	臨時特定
社会資本整備総合交付金・防災安全交付金＜都市・地域交通戦略推進事業費補助＞ ＜都市基盤河川改修事業＞	都市交通システム整備事業〔都市基盤河川改修事業〕 東京都区部もしくは人口5万人以上の市にかかわる指定区間内の一級河川又は二級河川の改良工事	補助基本額	1/3		2/3			補助基本額→ ・都市・地域交通戦略推進事業制度要綱	補助基本額→ 道路街路課	補助基本額→ 地域活性化事業債	補助基本額→ 土木費・都市計画費	臨時特定
		(都市基盤河川改修事業) 流域面積が概ね30km ² 以下の区間(市街地の整備等と関連して、河川の改良工事を実施する場合にあっては、流域面積が30km ² を超える区間を含む)であること	1/3	1/3	1/3			河川改修→ ・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・地方財政法第16条	河川改修→ 河川整備課	河川改修→ 公共事業等債	河川改修→ 土木費・河川費	臨時特定
社会資本整備総合交付金・防災安全交付金＜総合流域防災事業＞	＜総合流域防災事業＞	交付要綱による	1/3		2/3			社会資本整備総合交付金交付要綱	河川整備課	公共事業等債	土木費・河川費	臨時特定

5 県土整備部所管（1）〔県土企画局、土木局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
社会資本整備総合交付金・防災安全交付金 ＜効果促進事業＞	＜効果促進事業＞	交付要綱による	1/2		1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	河川整備課	公共事業等債	土木費・河川費	臨時特定
社会資本整備総合交付金・防災安全交付金 ＜下水道事業＞	公共下水道の設置又は改築を行う	補助基本額 (管渠等) (処理場)	1/2 1/2・5.5/10		1/2 1/2・4.5/10		○ ○	・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・下水道法第34条	下水道課	下水道事業債	企業会計又は特別会計	臨時特定
社会資本整備総合交付金・防災安全交付金 ＜舗装補修事業＞	補助国道、都道府県道、市区町村道における道路舗装補修事業	地域経済の活性化等のために行われる地域交流を支援する道路網整備	1/2		1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱・道路局所管補助金等交付申請について	道路街路課	地方道路等整備事業債	土木費・道路橋梁費	臨時特定
社会資本整備総合交付金・防災安全交付金 ＜長寿命化修繕計画策定事業＞	老朽化する道路橋の増大に対応するため、従来の事後的な修繕及び架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えへと円滑な政策転換を図る。合わせて、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図りながら、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的として、道路橋の長寿命化修繕計画を策定する事業	橋梁の長寿命化のための計画策定	1/2		1/2		○	・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・長寿命化修繕計画策定事業費補助制度要綱	道路街路課	地方道路等整備事業債	土木費・道路橋梁費	臨時特定
総合治水条例ため池治水活用拡大促進事業	ため池管理者が行う期間放流の取組を円滑に実施できるよう支援	台風期に3,000m3以上の期間放流に取り組むため池管理者に対し市町が助成する額の1/2		1/2	1/2		×	県土整備部補助金交付要綱	総合治水課	—	土木費・河川海岸費	臨時特定
生野ダム小水力発電事業	県が所有する生野ダム小水力発電所について売電収入を配分	管理協定による		10/10			×	生野ダム小水力発電所の管理に関する協定	河川整備課	—	土木費・河川海岸費	臨時特定
県有資産所在市町交付金	県が所有する生野ダム小水力発電所について交付金を交付	固定資産価格の1.4%		10/10			×	国有資産等所在市町村交付金法	河川整備課	—	土木費・河川海岸費	臨時一般
無電柱化推進計画事業補助	無電柱化推進計画事業	1 「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業であって、「都道府県無電柱化推進計画等」に位置付けられている事業 2 低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により、低コスト化に取り組む事業	5.5/10		4.5/10		○	・無電柱化推進計画事業補助制度要綱 ・都市局所管国庫補助金交付申請等要領	道路街路課	公共事業等債	都市計画費	臨時特定

5 県土整備部所管（1）〔県土企画局、土木局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
道路交通安全施設等整備事業費補助	道路法（昭和27年法律第180号）第85条第1項及び第2項に規定する（道路の附属物の新設又は改築）事業のうち道路法（昭和27年法律第180号）第50条第1項及び第56条に規定する道路の改築として実施する事業。（2）道路法（昭和27年法律第180号）第50条第1項及び第56条に規定する道路の新設又は改築事業。	一定の区域において、関係行政機関等や関係住民の代表者等との間で合意に基づき、計画的かつ集中的に実施していく必要のある交通安全対策事業	5.5/10		4.5/10		○	・道路法第85条第1項及び第2項、第50条第1項、第56条 ・交通安全対策補助制度（地区内連携）要綱	道路街路課	公共事業等債	土木費・道路橋梁費	臨時特定
道路メンテナンス事業費補助	インフラの維持管理・更新等	1 点検を実施し、その診断結果が公表されている構造物であって、地方公共団体が策定する長寿命化修繕計画に基づいて実施される、次のいずれかに該当する事業及び長寿命化修繕計画の策定・更新にかかる事業であること。 (1) 構造物の性能・機能の維持・回復・強化を図る修繕 (2) 構造物の架替えや付替えなどにより、性能・機能の維持・回復・強化を図る更新 (3) 複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い実施する他の構造物の撤去（集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る）、または横断する道路施設等の安全の確保のために実施する構造物の撤去（改築または修繕と同時に実施する場合に限る） (4) 道路メンテナンス事業の実施に必要な点検	5.5/10		4.5/10		○	道路メンテナンス事業補助制度要綱	道路街路課		土木費 道路橋りょう費	臨時特定
<生活交通MaaSの実証実験>	MaaSを活用したデマンド型乗合交通の実証実験を行う市町に対する支援	MaaS志向のデマンド型運行を支援する電算装置を搭載した車両で行う乗合交通の実証実験に係る経費		1/3 (1/2)	2/3 (1/2)		×	令和2年度兵庫県市町振興支援交付金交付要綱	交通政策課 市町振興課	—	総務費 総務管理費	臨時一般

5 県土整備部所管（2）〔まちづくり局、住宅建築局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
県民まちなみ緑化事業 市町業務委託	県民まちなみ緑化事業にかかる ・市町緑化計画の作成 ・申請受付 など	緑化計画作成 1件/5千円 緑化計画変更 1件/2千円 助成完了 1件/2千円 助成中断 1件/1千円		10/10			×	・県民まちなみ緑化事業実施要綱 ・県民まちなみ緑化事業市町業務委託事務処理細則	都市政策課	—	土木費・都市計画費	臨時特定
土地利用規制等対策費 市町交付金	1. 土地取引の許可・届出制度に関する事業 2. 遊休土地の利用促進に関する事業 ※但しH22から「2」は該当なし	届出件数等により算定		10/10			×	土地利用規制等対策費市町交付金交付要綱	都市政策課	—	土木費・都市計画費	經常特定
人生いきいき住宅助成 事業補助金	高齢者等対応住宅への住宅 改造費助成事業	助成戸数等により算定 ■一般型 ■増改築・一般型 ■特別型(要介護認定者等) 1.生活保護世帯 2.市町民税非課税世帯等 3.市町民税所得割課税世帯 4.所得税課税世帯(所得税額7万円以下) 5.所得税課税世帯(所得税額7万円超) ■増改築・特別型 ■共同住宅(分譲)共用型	定額 3/20 3/40 1/6~1/2 1/2 4.5/10 1/3 1/4 1/6 1/6 定額	定額 11/120 11/120 1/6 1/2 4.5/10 1/3 1/4 1/6 1/6 定額	定額 11/120 1/6 1/6~1/2 1/2 4.5/10 1/3 1/4 1/6 1/6 定額	2/3 2/3 0~2/3 1/2 1/10 1/3 1/2 2/3 2/3 □	□ □ ×	・県土整備部補助金交付要綱 ・社会資本整備総合交付金交付要綱	都市政策課	—	土木費・住宅費	臨時特定
ユニバーサル社会づくり 推進地区整備事業費 補助	・アドバイザー派遣事業 ・ユニバーサルマップ活用 支援事業 ・事業プラン策定費助成事 業 ・活動費助成事業 ・PR案内板設置事業 ・施設改修等事業	・基本額 50千円 ・基本額 300千円 ・基本額 600千円(高齢者等支援 施設の誘致を含まない場合は450千 円) ・基本額 600千円 ・基本額 525千円 ■通常型 ・基本額 1,500千円 ■大規模型 ・基本額 20,000千円 (政令市、中核市の場合)	9/40 9/80 3/20 (9/80)	11/40 11/80 11/60 (11/80)	1/2 1/4 1/6 1/2	1/2 1/2 1/2 (1/2)	□	・県土整備部補助金交付要綱 ・社会資本整備総合交付金交 付要綱	都市政策課	—	民生費・社会福 祉費	臨時特定
六甲山遊休施設活用 等支援事業	遊休施設の利活用への改 修、建替費用の助成 賑わい施設への新設費用の 助成	交付要綱による 交付要綱による	3/9	1/9 2/9	2/9 4/9	3/9 3/9	×	県土整備部補助金交付要綱	都市政策課	—	土木費・都市計画 費	臨時特定
都市計画基礎調査委託 金	都市計画に必要な事項に関 する基礎調査(人口規模・ 市街地の面積・土地利用・ 開発動向等)	予算の範囲内		10/10			×	都市計画法第6条	都市計画課	—	土木費・都市計画 費	經常特定

5 県土整備部所管（2）〔まちづくり局、住宅建築局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	經常 臨時 一般 特定 の別
商店街シンボル建築物再生支援事業	商店街の歴史・文化を物語る建築物（シンボル建築物）を改修し、にぎわい・交流の拠点等として再生する取組を支援する	予算の範囲内	1/6	1/6	1/3	1/3	□	県土整備部補助金交付要綱	都市計画課	—	総務費・地域創生推進事業費	一般
市街地整備事業助成費	土地区画整理事業	重要な県道等の整備を土地区画整理事業の事業地区内で施行		定額			×	費用負担協定	市街地整備課	—	土木費・都市計画費	臨時特定
社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）	暮らし・にぎわい再生事業	交付要綱による	2/5 (1/3)		3/5 (2/3)		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	市街地整備課	—	土木費・都市計画費	臨時特定
住宅市街地総合整備事業	密集市街地総合防災事業	交付要綱による	1/2 (1/3)		1/2 (2/3)		○	・住宅市街地総合整備事業制度要綱 ・住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱	市街地整備課	—	土木費・都市計画費	臨時特定
老朽危険空き家除却支援事業補助金	老朽危険空き家への除却費支援	交付要綱による	通常 1/3	通常 1/6	通常 1/6	通常 1/3	◇	・県土整備部補助金交付要綱 ・住宅地区改良事業等補助金交付要領 ・住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱	住宅政策課	—	土木費・住宅費	臨時特定
空き家活用支援事業補助金（市町随伴補助）	一戸建て住宅の空き家や共同住宅の空き住戸を、住宅・事業所または地域交流拠点として活用しようとする者に対し、その改修工事費の一部を助成	1. 市街化区域内住宅型（一般世帯タイプ）	18/80	11/80	11/80	40/80	□	県土整備部補助金交付要綱	住宅政策課	—	土木費・住宅費	臨時特定
		2. 市街化区域内住宅型（若年・子育て世帯タイプ）	18/60	11/60	11/60	20/60	□					
		3. 市街化区域外住宅型（一般世帯タイプ）	27/80	22/80	11/80	20/80	□					
住宅災害復興融資利子補給金（H26・8月豪雨）	H26年8月豪雨等により被災を受けた住宅の再建等をする者の初期負担を軽減するため、利子補給を行う	1. 対象者 (1) 建設・購入：半壊以上で被災住宅を解体し、500万円以上の融資を受けて建設等する者 (2) 補修：床上浸水以上で、500万円以上の融資を受けて補修する者 2. 対象融資限度額 (1) 建設・購入 20,000千円 (2) 補修 10,600千円 3. 利子補給率 2.5%以内 ※ 2.5%、支援機構の災害復興住宅融資利率並びに実利率を比して最も低率の利率まで 4. 利子補給期間 5年間		2/3	1/3		×	・平成26年度災害に係る住宅災害復興融資利子補給制度要綱 ・県土整備部補助金交付要綱	住宅政策課	—	土木費・住宅費	臨時特定

5 県土整備部所管（2）〔まちづくり局、住宅建築局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
リノベーションまちづくり推進事業補助金	市町や事業者等が行う「リノベーションスクール」開催に要する経費を支援	交付要綱による	1/4	1/4	1/2		□	県土整備部補助金交付要綱	住宅政策課	—	総務費・企画費	臨時特定
住宅市街地総合整備促進事業費補助<地域居住機能再生推進事業>	地域居住機能再生推進事業	交付要綱による	1/2 もしくは 2/3		1/2 もしくは 1/3		○	・住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱 ・住宅市街地総合整備事業制度要綱	公営住宅課・住宅政策課	—	土木費・住宅費	臨時特定
公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	家賃の減額に関する補助	家賃限度額が負担能力を超える部分についての補助	1/2		1/2		○	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱	住宅管理課	—	土木費・住宅費	臨時特定
防災・安全社会資本整備交付金<住宅・建築物安全ストック形成事業> (ブロック塀等の安全確保に関する事業)	効果促進事業 (ブロック塀等の建替又は除却)	交付要綱による	1/2				○	社会資本整備総合交付金交付要綱	建築指導課	—	各該当項目	臨時特定
社会資本整備総合交付金<住宅市街地総合整備事業>	住宅市街地総合整備事業	交付要綱による関連公共施設整備	1/2		1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	市街地整備課	—	土木費・都市計画費	臨時特定
<都市再生整備計画事業>	都市再生整備計画事業	交付要綱による	2/5 または 4.5/10 または 1/2		3/5 または 5.5/10 または 1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	市街地整備課	一般補助施設整備等事業債	土木費・都市計画費	臨時特定
社会資本整備総合交付金<都市防災総合推進事業>	都市防災総合推進事業	交付要綱による	1/2 または 1/3		1/2 または 2/3		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	市街地整備課	一般補助施設整備等事業債	土木費・都市計画費	臨時特定
社会資本整備総合交付金<道路事業>	土地区画整理事業・市街地再開発事業	交付要綱による	1/2 または 5.5/10		1/2 または 4.5/10		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	市街地整備課	—	土木費・都市計画費	臨時特定
社会資本整備総合交付金<市街地再開発事業>	市街地再開発事業	交付要綱による ①公共団体施行 ②組合等施行	1/3 1/3 9/20		2/3 1/6 1/4	1/3 1/3 1/10	○ ◇	社会資本整備総合交付金交付要綱	市街地整備課	—	土木費・都市計画費	臨時特定
<市街地整備事業(都市再生区画整理事業)>	都市再生土地区画整理事業	交付要綱による	1/2 または 1/3		1/2 または 2/3		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	市街地整備課	—	土木費・都市計画費	臨時特定
<住宅市街地総合整備事業>	住宅市街地総合整備事業	1.市街地住宅等整備事業 2.居住環境形成施設整備 3.防災街区整備事業 ※ 4.都市再生住宅等整備事業 ※密集住宅市街地整備型に限る	1/3 1/2・1/3 1/3 1/3		1/3 1/2・1/3 1/3 1/3	1/3 -・1/3 1/3 1/3	○	・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・県土整備部補助金交付要綱	市街地整備課	公営住宅建設事業債	土木費・都市計画費	臨時特定

5 県土整備部所管（２）〔まちづくり局、住宅建築局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
	街なみ環境整備事業	1. 街なみ整備事業 2. 街なみ整備助成事業 その他交付要綱による	1/2 1/3		1/2 1/3	1/3	○	社会資本整備総合交付金交付要綱	市街地整備課	公共事業等債	土木費・都市計画費・住宅費	臨時特定
	公園事業・道路、街路事業	補助基本額	1/2・1/3		1/2・2/3		○	・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・住宅市街地総合整備事業制度要綱	市街地整備課 (全体とりまとめ)	一般補助施設整備等事業債	土木費・都市計画費	臨時特定
小規模再開発支援事業	優良建築物等整備事業	交付要綱による	1/3	1/6	1/6	1/3	◇	・県土整備部補助金交付要綱 ・社会資本整備総合交付金	市街地整備課	—	土木費・都市計画費	臨時特定
	住宅市街地総合整備事業 (密集市街地総合防災事業)	交付要綱による	2/3	1/6	1/6	-	◇	・県土整備部補助金交付要綱 ・住宅市街地総合整備事業制度要綱 ・住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱	市街地整備課			
街路交通調査費補助	土地区画整理事業	要綱による	1/3		2/3		○	土地区画整理事業調査要綱	市街地整備課	—	土木費・都市計画費	
住宅市街地総合整備事業	空き家対策総合支援事業	要綱による	1/3 2/5 2/5		1/3 2/5 3/5	1/3 1/5	○	・住宅市街地総合整備事業制度要綱 ・住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱	市街地整備課		土木費・住宅費	臨時特定
<社会資本整備総合交付金>	都市公園等事業	1. 都市公園事業 2. 公園施設長寿命化対策支援事業	1/2・1/3 1/2		1/2・2/3 1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	公園緑地課	—	土木費・都市計画費	臨時特定
<防災・安全社会資本整備交付金>	都市公園等事業	1. 都市公園事業 2. 公園施設長寿命化計画策定調査 3. 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 4. 公園施設長寿命化対策支援事業	1/2・1/3 1/2 1/2・1/3 1/2		1/2・2/3 1/2 1/2・2/3 1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	公園緑地課	公共事業等債		臨時特定
防災・安全社会資本整備交付金	都市公園等事業	都市公園ストック再編事業	1/2・1/3		1/2・2/3		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	公園緑地課	公共事業等債	土木費・都市計画費	臨時特定
社会資本整備総合交付金<住宅市街地基盤整備事業>	住宅市街地基盤整備事業	交付要綱による	1/2		1/2		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	住宅政策課 (全体とりまとめ)		土木費・住宅費	臨時特定
防災・安全社会資本整備交付金<住宅・建築物>	建築物の耐震化の支援に関する事業（公共）	交付要綱による	1/3		2/3		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	建築指導課		各該当項目	臨時特定
	建築物の耐震化の支援に関する事業（公共）（要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物）		1/2		1/2		○					
	建築物の耐震化の支援に関する事業（民間）		1/2		1/2		○					
	緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断に関する事業（民間）		1/2		1/2		○					
	避難路沿道等の住宅及び建築物等の耐震改修等に関する事業（公共）		11.5%		88.5%		○					
	避難所等の耐震改修等に関する事業（公共）		1/3		2/3		○					
防災・安全社会資本整備交付金つづき<住宅・建築物安全ストック形成事業>	アスベスト含有調査等に関する事業（公共・民間）		10/10				○					

5 県土整備部所管（2）〔まちづくり局、住宅建築局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
防災・安全社会資本整備交付金 ＜地域住宅計画に基づく事業＞ ※簡易耐震診断推進事業（県補助金名）	住宅・建築物安全ストック形成事業（簡易耐震診断推進事業）	交付要綱による	1/2	1/4	1/4		◇	・社会資本整備総合交付金交付要綱（住宅・建築物安全ストック形成事業対象要綱） ・県土整備部補助金交付要綱	建築指導課	—	各該当項目	臨時特定
防災・安全社会資本整備交付金 ＜地域住宅計画に基づく事業＞ ※ひょうご住まいの耐震化促進事業（県補助金名）	効果促進事業（ひょうご住まいの耐震化促進事業）	交付要綱による	1/2 1/2	1/2 1/4	1/4		◇ ◇	社会資本整備総合交付金交付要綱 ・県土整備部補助金交付要綱	建築指導課		各該当項目	臨時特定
防災・安全社会資本整備交付金 ＜地域住宅計画に基づく事業＞ ※防災ベッド等設置助成事業（県補助金名）	効果促進事業（防災ベッド等設置助成事業）	交付要綱による	1/2	1/4	1/4		◇	・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・県土整備部補助金交付要綱	建築指導課	—	各該当項目	臨時特定
防災・安全社会資本整備交付金 ＜住宅・建築物安全ストック形成事業＞ ※中規模多数利用建築物等耐震化助成事業（県補助金名）	住宅建築物安全ストック形成事業（中規模多数利用建築物等耐震化助成事業）	交付要綱による	1/2	1/4	1/4		◇	・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・県土整備部補助金交付要綱	建築指導課	—	各該当項目	臨時特定
防災・安全社会資本整備交付金 ＜住宅・建築物安全ストック形成事業＞ ※緊急輸送道路沿岸建築物耐震化助成事業（県補助金名）	住宅建築物安全ストック形成事業（緊急輸送道路沿岸建築物耐震化助成事業）	交付要綱による	1/2	1/4	1/4		◇	・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・県土整備部補助金交付要綱	建築指導課	—	各該当項目	臨時特定
地域公共交通確保維持改善事業費補助金	地域交通バリアフリー化調査事業	交付要綱による	1/2		1/2		○	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱	都市政策課	—		
社会資本整備総合交付金＜狭あい道路整備等促進事業＞	地方公共団体が行う狭あい道路整備等促進事業及び狭あい道路拡幅整備事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業	交付要綱による	1/2 (1/3)		1/2 (2/3)		○	社会資本整備総合交付金交付要綱	建築指導課	公共事業等債	土木費・道路橋梁費	臨時特定
防災・安全社会資本整備交付金 ＜住宅・建築物安全ストック形成事業＞ ※大規模多数利用建築物等耐震化助成事業（県補助金名）	住宅・建築物安全ストック形成事業（大規模多数利用建築物等耐震化助成事業）	交付要綱による	1/2	1/4	1/4		◇	・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・県土整備部補助金交付要綱	建築指導課	—	各該当項目	臨時特定
	住宅・建築物安全ストック形成事業（大規模避難施設耐震化助成事業）	交付要綱による	1/2	1/4	1/4		◇	・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・県土整備部補助金交付要綱	建築指導課	—	各該当項目	臨時特定

5 県土整備部所管（2）〔まちづくり局、住宅建築局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
国際競争拠点都市整備事業	市街地再開発事業	交付要綱による	1/3	1/6	1/6	1/3	◇	都市再生推進事業制度要綱 都市再生推進事業費補助交付要綱	市街地整備課	—	土木費・都市計画費	臨時特定
特殊地下壕等対策事業	特殊地下壕等対策事業	実施要領による	1/2		1/2		○	国土交通省所管特殊地下壕対策事業実施要領	市街地整備課	—	土木費・都市計画費	臨時特定
都市構造再編集中支援事業補助金	都市構造再編集中支援事業	交付要綱による	1/2		1/2		○	都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱 都市構造再編集中支援事業費補助交付申請等要領	市街地整備課	—	土木費・都市計画費	臨時特定
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修支援事業	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅とする場合に改修費の一部を補助	交付要綱による	1/3	1/6	1/6	1/3	◇	県土整備部補助金交付要綱	住宅政策課		土木費・住宅費	臨時特定
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に係る家賃を低減するため、その経費の一部を補助	交付要綱による	1/2	1/4	1/4		◇	県土整備部補助金交付要綱	住宅政策課		土木費・住宅費	臨時特定
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃債務保証料低廉化事業	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に係る家賃債務保証料を低減するため、その経費の一部を補助	交付要綱による	1/2	1/4	1/4		◇	県土整備部補助金交付要綱	住宅政策課		土木費・住宅費	臨時特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
へき地児童生徒援助費等補助金												
(1) スクールバス、ボート等購入費	【スクールバス・ボート購入費】 市町村が、へき地学校及び学校統合・過疎地域による遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和を図るために通行するスクールバス、ボートを購入する事業	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2		○	へき地教育振興法第6条(昭和29年法律第143号)へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	財務課	・学校教育施設等整備事業債(過疎対策事業債 ・辺地対策事業債)	教育費・小学校費 ・中学校費	臨時特定
(2) 遠距離通学費等補助	【遠距離通学費】 市町村が、学校統合に伴う通学費を負担する場合に遠距離通学児童生徒に要する交通費を負担する事業(小→4km以上)(中→6km以上)	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2		—	—	—	—	—	經常特定
(3) 保健管理費	【医師等派遣事業】 市町村が、医療機関までの距離が4km以上あるへき地学校において、学校保健法に基づく健康診断等を行う場合における医師等を派遣する事業	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2		—	—	体育保健課	—	—	—
	【心臓検診事業】 市町村が、へき地学校等の小学校第1学年並びに中学校第1学年の児童生徒を対象として行う心電図検診事業	限度額及び予算の範囲内	1/3		2/3		—	—	—	—	—	—
(4) 離島高校生修学支援費	【遠距離通学費】 市町村が、本土と橋梁等で繋がっていない離島の中に高等学校が設置されていない地域の通学に要する交通費等を援助する事業	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2		—	—	財 務 課	—	—	—
要保護児童生徒援助費補助金	要保護児童生徒の学用品費等を補助する事業(学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代など)	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2		○	・就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関法律第2条(昭和31年法律第40条) ・要保護児童生徒援助費補助金交付要綱	財 務 課	—	教育費・小学校費 ・中学校費	經常特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
特別支援教育就学奨励 費補助金（特別支援学 級分）	特別支援学級の児童生徒の 学校給食費、交通費、学用 品費修学旅行費等、小中 学校の特別支援学級への就学 の特殊事業に鑑みこれらの 学校への児童・生徒の就学 による保護者等の経済的負 担を軽減し、学校教育普及 奨励を図る	限度額及び予算の範囲内	1/2		1/2		○	・特別支援学校への就学奨励 に関する法律(昭和29年法律第 144号) ・特別支援教育就学奨励費補 助金交付要綱	財 務 課	—	教育費・小学校 費・中学校費・保 健体育費	経常特定
高等学校等就学支援金 交付金	高等学校等における教育に 係る家庭の経済的負担軽減 を目的とし、公立高等学校 等の生徒の授業料について 一定額を助成するもの（公 立高等専門学校分を含む）	事業に要する経費	10/10				△	・公立高等学校に係る授業料 の不徴収及び高等学校等就学 支援金の支給に関する法律 ・高等学校等就学支援金交付 金交付要綱 ・高等学校等就学支援金交付 要綱	財 務 課	—	教育費・高等学 校費	臨時特定
高等学校等就学支援金 事務費交付金	高等学校等就学支援金に関 する事務の、円滑な実施に 資することを目的として交 付される経費	予算の範囲内で事業に要する経費	10/10				△	・高等学校等就学支援金の支 給に関する法律 ・高等学校等就学支援金事務 費交付金交付要綱	財 務 課	—	教育費・高等学 校費	臨時特定
被災児童生徒就学支援 等事業交付金	東日本大震災又はその他大 規模等により被災し、就学 困難な状況になった児童生 徒の学用品費等を補助する 事業（学用品費、通学用品 費、校外活動費、通学費、 修学旅行費、体育実技用具 費、新入学児童生徒学用品 費）	限度額及び予算の範囲内	10/10 (2/3)		(1/3)		△	・被災児童生徒就学支援等事 業交付金交付要綱 ・被災児童生徒就学支援等事 業実施要領（東日本大震災） ・被災児童生徒就学支援等事 業実施要領（大規模災害等）	財 務 課	—	教育費（該当項 目）	臨時特定
高等学校等修学支援事 業費補助金(家計急変 世帯への支援)	高等学校等就学支援金の対 象にならない世帯が、倒産 や失業などで家計に影響が 出たなどの経済的理由で授 業料の納付が困難となった 場合、道府県民税所得割及 び市町村民税所得割額に反 映されるまでの間、各自治 体が授業料減免制度により 支給した額を補助するもの	予算の範囲内で事業に要する経費	1/2		1/2		○	・高等学校等修学支援事業費 補助金（家計急変世帯への支 援） ・交付要綱	財 務 課	—	教育費・高等学 校費	臨時特定
高等学校等修学支援事 業費補助金（学び直し への支援）	高等学校等を中途退学した 後、再び高等学校等で学び 直す者に対して、高等学校 等就学支援金の支給期間の 経過後も継続して高等学校 等就学支援金に相当する金 額を支給するもの	予算の範囲内で事業に要する経費	10/10				△	・高等学校等修学支援事業費 補助金（学び直しへの支援） ・交付要綱	財 務 課	—	教育費・高等学 校費	臨時特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
公立学校施設整備費負担金		【算出根拠式】 国庫負担面積×補助単価 ＝補助工事費A A×1/100＝事務費B (A+B)×補助率						・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 ・離島振興法 ・過疎地域自立促進特別措置法	学 事 課	学校教育施設等整備事業債(過疎対策事業債)(辺地対策事業債)	教育費(該当項目)	臨時特定
	(1) 公立小、中、義務教育 学校校舎の新增築	(一般) (離島)	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10		○					
	(2) 公立小、中、義務教育 学校屋内運動場の新增築	(一般) (離島)	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10		○					
	(3) 公立小、中、義務教育 学校統合校舎等の新增築	(一般) (離島・過疎)	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10		○					
	(4) 併設型中学校、中等教育 学校(前期課程)の新增築	(一般) (離島)	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10		○					
(5) .特別支援学校(小・中学 部)の新增築	(一般) (離島)	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10		○						
理科教育設備整備費等補助金	(1) 理科教育等設備整備費補助小・中・特別支援学校及び高等学校の理科、算教数学教育設備整備	補助金限度基礎額の範囲内補助金(政令で定める額)	1/2		1/2		○	理科教育振興法第9条	義務教育課	—	教育費(該当項目)	臨時特定
	(2) 理科観察実験支援事業観察実験アシスタントを学校に配置	補助金限度基礎額の範囲内補助金(政令で定める額)	1/3		2/3		○	理科教育振興法第9条	義務教育課	—	教育費(該当項目)	臨時特定
トライやる・ウィーク推進事業交付金	公立中学校2年生が行う、自律性を高め「生きる力」を育むことを目指す学校教育活動に対する補助	事業に要する経費 1学級当たり/ 政令指定都市 100千円 その他 150千円		定額			×	令和2年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱	義務教育課	—	教育費、中学校費	臨時特定
環境体験事業及び自然学校推進事業交付金	小学校3年生が行う体験型環境学習及び小学校5年生が行う集団宿泊活動に対する補助	事業に要する経費		定額			×	令和2年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱	義務教育課	—	教育費、小学校費	臨時特定
「わくわくオーケストラ教室」事業バス利用補助	県立芸術文化センターで開催される「わくわくオーケストラ教室」に参加する中学校がバスを借り上げた場合にかかる経費を一部補助	事業に要する経費	1/3		2/3		×	令和2年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱	義務教育課	—	教育費、社会教育費	臨時特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
ひょうごがんばりタイム～放課後における補充学習等推進事業～	全国学力・学習状況調査結果の分析・検証に基づき、学力向上に向けて、市町が提案する方法により、小中学校において、地域人材を活用した放課後の学力向上方策に取組む。	事業に要する経費	1/3	2/3			☆	・教育支援体制整備事業費補助金（補修等のための指導員等派遣事業）交付要綱 ・ひょうごがんばりタイム～放課後における補充学習等推進事業～実施要項	義務教育課	—	教育費、小学校費、中学校費	臨時特定
幼小の円滑な接続推進事業	小学校との円滑な接続に向け、確かな幼児理解につながる視点・方法の明確化・共有化、家庭や小学校との効果的な連携について、実践研究する。幼児期の教育の質の確保・向上を図るとともに、その成果を普及啓発するための事業。	事業に要する経費		10/10			×	令和2年度幼小の円滑な接続推進事業実施要綱	義務教育課	—	教育費・幼稚園費・民生費・児童福祉費	臨時特定
キャリア教育充実事業	キャリア発達を促すキャリア教育の視点を盛り込んだ兵庫型「体験教育」の在り方、各教科との関連等の実践方法を検討し、体系的・系統的にキャリア教育を推進。	事業に要する経費		定額			×	キャリア教育充実事業実施要綱	義務教育課	—	教育費、小学校費、中学校費	臨時特定
市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業	社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを学校に配置するための事業に要する経費の一部を補助	限度額:1中学校区/ 328千円	1/9	2/9	6/9		△	令和2年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱	義務教育課	—	教育費・中学校費	臨時特定
伝統文化の学びの充実事業	ふるさと・ひょうごを愛する心を育むため、地域に伝わる伝統文化に関して、小中学校での教育課程に位置付けた学習を充実させる。	事業に要する経費		定額			×	伝統文化の学びの充実事業実施要綱	義務教育課	—	教育費、小学校費、中学校費	臨時特定
道徳教育実践研究事業委託金	道徳教育について実践研究を行う推進地域を指定し、学校・地域の課題に合わせた取組等の実践を行い、普及・啓発を行う	県内7地域	10/10				×	令和2年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱	義務教育課	—	教育費、小学校費、中学校費	臨時特定
プロから学ぶ創造力育成事業	様々な分野で活躍するクリエイター等を学校に派遣し講話や実演に要する経費の一部を補助	限度額 1校/@50千円		1/2	1/2		×	令和2年度兵庫県教育委員会交付金交付要綱	義務教育課	—	教育費、小学校費、中学校費	臨時特定
教育支援体制整備事業補助金（特別支援教育体制整備の推進分）	障害のある幼児児童生徒の支援のため、関係機関との連携、学校への巡回相談や専門家チームによる支援、研修体制の整備・実施等により、特別支援教育の体制整備を推進する	限度額の範囲内	1/3		2/3		○	教育支援体制整備事業補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）交付要綱	特別支援教育課	—	教育費、教育総務費、特別支援学校費	臨時特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分類 (款) (項)
公立社会体育施設災害 復旧事業補助金	「激甚災害」を受けた社会 体育施設の災害復旧事業 1. 建物 2. 建物以外の工作物 3. 土地 4. 設備	災害復旧事業査定額	2/3		1/3		○	激甚災害に対処するための特 別の財政援助等に関する法律	体育保健課	災害復旧事業債	災害復旧事業、そ の他	臨時特定
兵庫県立宍和野高原野 外教育センター指定管 理業務委託金	施設の管理運営事業	事業に要する経費及び予算の範囲 内		10/10			×	・地方自治法 ・公の施設の指定管理者の指 定等に関する条例	体育保健課	—	教育費、保健体育 費	經常特定
安全教育総合支援事業 委託金	①市町が実施する学校安全 推進のための取組を支援 ②実践委員会の開催 ③学校安全対策合同会議の 開催	事業に要する経費及び予算の範囲 内	10/10				△		体育保健課	—	教育費、社会教育 費	臨時特定
中学校部活動指導員配 置事業	専門的な技術指導を受けら れない生徒の技術向上を図 るとともに、未経験競技な どの指導による教員の心理 的負担の軽減ため、部活動 指導員を配置する経費の一 部を補助する。	国が示すガイドラインを遵守する ことを前提とした上で予算の範囲 内	1/3	1/3	1/3		△	令和2年度兵庫県教育委員会 交付金交付要綱	体育保健課	—	教育費、保健体育 費	臨時特定
オリンピック・パラリ ンピック・ムーブメン ト展開事業	児童生徒がオリンピック・ パラリンピック選手等の トップアスリートの技術や 経験、人間的な魅力に触れ ることにより、スポーツに 親しむ態度や規範意識の涵 養、ノーマライゼーション や国際理解の促進などを図 る。	予算の範囲内	10/10				△	オリンピック・パラリンピッ ク・ムーブメント全国展開事 業委託要項	体育保健課	—	教育費、保健体育 費	臨時特定
学校施設環境改善交付 金(体育施設)	①地域スポーツ施設(社会 体育施設)耐震化事業	①【算出式】 交付対象面積×建築単価 対象面積： 補強を要する建物面積 @32,800 円/㎡ ※ 工事費は1施設あたり2億円を 限度とする。	1/3		2/3		○	・スポーツ基本法・学校施設 環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業 債	教育費、中学校 費、高等学校費、 特別支援学校費 幼稚園費	臨時特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
②中学校武道場建設事業	②【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■各対象面積 ・新築 ・改築 (1)柔道場 250㎡限度 (2)剣道場 300㎡限度 (3)柔剣道場 450㎡限度 (4)相撲場 250㎡限度 (4)なぎなた場 300㎡限度 ×@131,000円/㎡(建築単価) (5)弓道場 文部科学大臣が必要と認める額	1/3		2/3		○	・スポーツ基本法・学校施設 環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業 債	教育費、中学校 費、高等学校費	臨時特定	
③学校水泳プール耐震補強事業	③文部科学大臣が必要と認める額	1/3		2/3			・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交 付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業 債	教育費、中学校 費、高等学校費	臨時特定	
④学校水泳プール(屋外)建設事業	④【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■対象面積：400㎡限度 ■建築単価 (1)一般 @179,300円/㎡ (2)耐震強化 @208,600円/㎡ (3)浄水型 @221,000円/㎡	1/3		2/3			・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交 付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業 債	教育費、中学校 費、高等学校費、 特別支援学校	臨時特定	
⑤学校水泳プール上屋建設事業	⑤【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■対象面積：600㎡限度 ■建築単価：@78,200円/㎡	1/3		2/3			・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交 付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業 債	教育費、中学校 費、高等学校費、 特別支援学校	臨時特定	
⑥学校水泳プール(屋内)建設事業	⑥【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■対象面積：400㎡限度 ■各建築単価 (1)一般 @793,000円/㎡ (2)耐震強化 @822,500円/㎡ (3)浄水型 @837,100円/㎡ ※地震防災対策特別措置法第4条の 規定の適用を受ける浄水型水泳プール	1/3		2/3	※1/2		・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交 付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業 債	教育費、中学校 費、高等学校費、 特別支援学校	臨時特定	

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
⑦地域屋外スポーツセンター	⑦【算出式】 交付対象面積×建築単価	1/3		2/3			・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、保健体育費	臨時特定	
												<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象面積</th> <th>単 価 ②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 運動場</td> <td>5,000㎡～ 10,000㎡</td> <td>2,800/㎡</td> </tr> <tr> <td>(2) 運動場のクラブハウス</td> <td>330㎡限度</td> <td>81,200/㎡</td> </tr> <tr> <td>(3) 運動場の照明施設 (200Lux以上)</td> <td>5,000㎡～ 10,000㎡</td> <td>5,100/㎡</td> </tr> </tbody> </table>
種別	対象面積	単 価 ②										
(1) 運動場	5,000㎡～ 10,000㎡	2,800/㎡										
(2) 運動場のクラブハウス	330㎡限度	81,200/㎡										
(3) 運動場の照明施設 (200Lux以上)	5,000㎡～ 10,000㎡	5,100/㎡										
⑧地域武道センター	⑧【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■対象面積 550～2,100㎡ ■建築単価@127,600円/㎡ 弓道場 文部科学大臣が必要と認める額	1/3		2/3			・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、保健体育費	臨時特定	
⑨地域水泳プール(屋内)建設事業	⑨【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■交付対象水面積：600㎡限度 ■各建築単価 (1)談話室等 @123,000円/㎡ (2)一般 @793,300円/㎡ (3)耐震強化 @822,500円/㎡ (4)浄水型 @837,100円/㎡ ※地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プール	1/3		2/3			・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、保健体育費	臨時特定	
⑩地域スポーツセンター建設事業 ※地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンター	⑩【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■対象面積：550～2,100㎡ ■建築単価：@179,100円/㎡	1/3		2/3			・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、保健体育費	臨時特定	

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
	①地域水泳プール(屋外)建設事業	①【算出式】 交付対象面積×建築単価 ■対象面積(屋外地域スイミングセンター) 水面積：600㎡限度 ■各建築単価 (1)談話室等 @123,000円/㎡ (2)一般 @221,000円/㎡ ■対象面積(屋外地域スイミングセンター) 水面積：400㎡限度 (3)浄水型 @ 221,000円/㎡ ※地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プール ※1/2	1/3		2/3			・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課	学校教育施設等整備事業債	教育費、保健体育費	臨時特定
学校施設環境改善交付金(給食施設)	[小・中学校分] 1. 学校給食施設の新増築 (1) 単独校調理場施設	【算出式】 施設基準面積×建築単価 ■設備基準金額 ■各施設建築単価 R 237,900円/㎡ S 211,100円/㎡ W 237,900円/㎡	1/2		1/2			・スポーツ基本法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	体育保健課		教育費、保健体育費	臨時特定
	(2) 共同調理場施設	【算出式】 施設基準面積×建築単価 ■設備基準金額 施設建築単価 R 299,500円/㎡ S 265,900円/㎡ W 299,500円/㎡	1/2		1/2							
	2. 炊飯給食施設の新増築 (1) 単独校調理場	施設基準面積×建築単価 設備基準金額	1/2		1/2							
	(2) 共同調理場	施設基準面積×建築単価 設備基準金額	1/2		1/2							
	3. 学校給食施設の改築 (1) 単独校調理場	【算出式】 施設基準面積×建築単価 ■設備基準金額 ■各施設建築単価 R 237,900円/㎡ S 211,100円/㎡ W 237,900円/㎡	1/3		2/3							

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
	(2)共同調理場	【算出式】 施設基準面積×建築単価 ■設備基準金額 ■各施設建築単価 R 299,500円/㎡ S 265,900円/㎡ W 299,500円/㎡	1/3		2/3							
学校施設環境改善交付金(校舎耐震など)	へき地学校分	【へき地の学校に係る補助率】 ①新增築事業の補助率 (補助率1/2のもの) ②改築事業の補助率 (補助率1/3のもの)	①2/3 ∫ 5.5/10		①1/3 ∫ 4.5/10							
	(1)危険建物の改築 ●小、中、義務教育 ●中等教育学校(前期課程) ●特別支援学校の小中学部	(一般) 1/3 離島・山村(財政力0.4未満)・過疎 5.5/10	1/3 5.5/10		2/3 4.5/10		○	・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 ・離島振興法 ・過疎地域自立促進特別措置法 ・山村振興法 ・へき地教育振興法公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 ・地震防災対策特別措置法 ・地震財政特別措置法 ・学校施設環境改善交付金交付要綱	学事課	学校教育施設等整備事業債	教育費・小学校費・中学校費・特殊学校費・幼稚園費	臨 時 特 定
	(2)不適格建物の改築 ●小、中、義務教育 ●中等教育学校(前期課程) ●特別支援学校の小中学部	(一般) 1/3 (離島) 5.5/10 (一般) 1/3 離島・山村(財政力0.4未満)・過疎 5.5/10	1/3 5.5/10 1/3 5.5/10		2/3 4.5/10 2/3 4.5/10							
	(3)津波移転改築 ●幼、小、中、義務教育 ●中等教育(前期課程) ●特別支援学校	(一般) 1/3 (離島) 5.5/10 (津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に限る) 1/2	1/3 5.5/10 1/2		2/3 4.5/10 1/2							
	(4)地震改築事業 ●幼、小、中、義務教育 ●中等教育(前期課程) ●特別支援学校	(一般) 1/3 (地震防災緊急事業五箇年計画に基づくものでI s 値0.3未満であるもの) 1/2	1/3 1/2		2/3 1/2							
	(5)不適格改築事業 ●幼、小、中、義務教育 ●中等教育(前期課程) ●特別支援学校(幼・小中学)	(一般) 1/3 (地震防災緊急事業五箇年計画に基づくものでI s 値0.3未満かつ補強が困難であるもの) 1/2	1/3 1/2		2/3 1/2							

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
	6. 耐震補強事業 ●幼、小、中、義務教育 ●中等教育(前期課程) ●特別支援学校 ●小、中、義務教育、中等教育学校(前期課程)の非木造校舎・屋体 ●幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校	耐震補強 (地震防災緊急事業五箇年計画に基づくもののうちI s 値0.3未満等のもの)	1/3 1/3 1/3 1/2		2/3 2/3 2/3 1/2							
	7. 長寿命化改良事業 (幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)	構造体の劣化対策を要する建築後40年を経過したもの 予防改修については、建築後20年以上40年未満であるもの又は長寿命化事業後20年以上経過したもの	1/3		2/3							
学校施設環境改善交付金(つづき)	8. 大規模改造事業 (幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)	老朽改造については、建築後20年を経過したもの	1/3 2/7		2/3 5/7						財政力指数が1.00を超える市町村	
	9. 学校統合に伴う施設改修 (小、中、義務教育学校)	(一般) (離島・過疎)	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10							
	10. 特別支援学校整備事業 ①特別支援学校 改修 ②特別支援学校(幼・高等部) 新増築	改築、改造 改修 新増築	1/3 1/2 1/2		1/3 1/2 1/2							
	11. 公害防止工事 (幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)	(一般) (離島)	1/3 5.5/10		2/3 4.5/10							
	12. へき地寄宿舎・教員宿舎	(へき地) (離島・過疎)	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10							

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
	13. 屋外教育環境整備事業 (幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)		1/3		2/3							
	14. 木の教育環境整備事業 (幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)		1/3		2/3							
	15. 地域・学校連携施設整備 (幼、小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校)	複合化推進型	1/3		2/3							
	16. 幼稚園施設整備事業 (幼稚園)	新增築、改築、改造	1/3		2/3							
	17. 防災機能強化事業 ①小、中、義務教育、中等教育(前期課程)、特別支援学校	防災機能強化に資する工事等	1/3		2/3							
	②高校・中等教育学校(後期課程)	防災機能強化に資する工事のうち、屋外防災施設のみ	1/3		2/3							
	18. 太陽光発電等導入事業 (幼、小、中、義務教育中等教育(前期課程)、高校(産業教育施設のみ)、特別支学校、共同調理場)		1/2		1/2							

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
学校施設環境改善交付金 大規模改造（質的整備）	建物等並びに共同調理場の 大規模改造で次に掲げる質 的整備に要する経費（幼稚 園にあつてはアに掲げるも ののうち学習系ネットワー ク円滑化整備工事を除き、 共同調理場にあつてはエに 掲げるものに限る。アに掲 げるもののうち学習系ネッ トワーク円滑化整備工事に ついては令和2年度補正予 算（第3号）に係る事業に 限る。） ア教育内容及び方法の多様 化等に適合させるための建 物の内部改造に係る工事 イ法令等に適合させるため の施設整備工事 ウスプリンクラーの設置 （特別支援学校の寄宿舎に 係るものに限る。） エ空調設置工事 オ障害児等対策施設整備工 事 カ防犯対策施設整備工事 その他文部科学大臣が特に 認めるもの	事業に要する経費	1/3		2/3		○	学校施設環境改善交付金交付 要綱	教育企画課		教育費、小学校 費、中学校費、特 別支援学校費	臨 時 特 定
地域に学ぶ人権学習推 進事業費補助金	市町が実施する人権課題解 決についての学習活動に要 する経費	一講座/@80千円を限度		1/3	2/3		×	令和2年度兵庫県教育委員会 交付金交付要綱	人権教育課	—	教育費、社会教育 費	臨時特定
外国人児童生徒等に対 する教育支援事業（公 立学校における帰国・ 外国人児童生徒等に対 するきめ細かな支援事 業	日本語指導が必要な外国人 児童生徒に対する支援に要 する経費	予算の範囲内	1/3	1/3	1/3		△	令和2年度兵庫県教育委員会 交付金交付要綱・教育支援体 制整備事業費補助金交付要綱	人権教育課	—	教育費・教育総務 費	臨時特定
日本語指導支援推進校 事業	日本語指導が必要な外国人 児童生徒に対し、日本語指 導支援員を配置し、日本語 指導の実施に要する経費の 一部を補助	予算の範囲内		1/2	1/2		×	令和2年度兵庫県教育委員会 交付金交付要綱	人権教育課	—	教育費・教育総務 費	臨時特定
補習等のための指導員 等派遣事業	スクール・サポート・ス タッフ配置事業	予算の範囲内	1/3	2/3			△	教育支援体制整備事業費補助 金（補修等のための指導員等 派遣事業）交付要綱	教職員課	—	教育費・教育総務 費	臨時特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
ネットワーク環境施設整備費補助金	情報通信ネットワーク環境施設を整備するために必要とする経費を地方公共団体に対して補助	校内LANを新設又は更新するために必要な経費 電源キャビネットを校内LAN整備と一体として新設又は更新するために必要な経費 (補助対象となる工事費の上限を3,000万円(学校単位)、下限を400万円(学校設置者単位)とする。)	1/2		1/2		○	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金交付要綱	教育企画課		教育費、小学校費、特別支援学校費、高等学校費	臨時特定
公立学校情報機器購入事業	地方財政措置算定分(児童生徒3人に1台)を超え、児童生徒1人1台分(児童生徒3人に2台)の学習者用コンピュータ等の新規整備又は更新に要する経費 ※情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む	事業に要する経費 1台4,5万円を上限(1台4,5万円を下回る場合は実費)とする。	定額				○	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	教育企画課		教育費、小学校費、特別支援学校費	臨時特定
公立学校情報機器リース事業	地方財政措置算定分(児童生徒3人に1台)を超え、児童生徒1人1台分(児童生徒3人に2台)の学習者用コンピュータ等の新規整備又は更新に要する経費 ※情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む	事業に要する経費 1台4,5万円を上限(1台4,5万円を下回る場合は実費)とする。	定額				○	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	教育企画課		教育費、小学校費、特別支援学校費	臨時特定
家庭学習のための通信機器整備支援事業	児童生徒が、学校教育活動の一環として行う家庭における学習活動等において、インターネットを利用するために必要となるインターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器(モバイルWi-Fiルーター、USB型LTEデータ通信機器(USB Dongle)、SIMカード)の貸与を目的とした購入費 ※初期設定費を含む	事業に要する経費 1式1万円を上限(1式1万円を下回る場合は実費)とする。	定額				○	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	教育企画課		教育費、小学校費、特別支援学校費	臨時特定
学校からの遠隔学習機能の強化事業	遠隔学習を行うために使用する設備(カメラ、マイク、これらの付属品。)の購入費 ※設備の運搬費、設置・据え付け費を含む	事業に要する経費	1/2		1/2		○	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	教育企画課		教育費、小学校費、特別支援学校費	臨時特定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
GIGAスクールサポーター配置促進事業	ICT 環境整備の設計や使用マニュアル(ルール)の作成などを行うためのICT技術者の配置に要する経費(人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費等)	事業に要する経費	1/2		1/2		○	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	教育企画課		教育費、小学校費、中学校費、特別支援学校費	臨 時 特 定
修学旅行のキャンセル料等支援	学校の一斉臨時休業期間中に予定していた修学旅行を、中止したり延期したりすることにより発生したキャンセル料等について、本来保護者が負担することとなる経費を学校設置者が負担した場合、その経費を補助する。	児童生徒一人当たり12,060円を上限	定額				○	学校保健特別対策事業費補助金交付要綱	義務教育課		教育費、小学校費、中学校費	臨 時 特 定
学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業	感染リスクを最小限にししながら学校を再開し、十分な教育活動を継続するため、感染症対策を徹底しながら児童及び生徒の学びの保障をするための取組に必要な経費を補助する。	児童生徒の人数に応じた補助上限額の範囲内	1/2		1/2		○	学校保健特別対策事業費補助金交付要綱	義務教育課		教育費、小学校費、中学校費	臨 時 特 定
感染症対策等の学校教育活動継続支援事業	教育活動を継続するため、感染症対策等を徹底する取組、教職員の研修を支援する取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組に必要な経費を補助する。	児童生徒の人数に応じた補助上限額の範囲内	1/2		1/2		○	学校保健特別対策事業費補助金交付要綱	義務教育課		教育費、小学校費、中学校費	臨 時 特 定
特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業	特別支援学校のスクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、学校設置者が実施する取組に係る経費を補助する。	事業に要する経費	1/2		1/2		○	学校保健特別対策事業費補助金交付要綱	特別支援教育課		教育費、特別支援学校費	臨 時 特 定
公立学校入出力支援装置購入事業	障害により情報機器の入出力自に困難を抱えた児童生徒のための支援装置の整備に要する経費で大臣が認める経費	事業に要する経費 ・個別の入出力支援装置の下限額を1万円とする。	定額				○	公立学校情報機器整備費補助金交付要綱	特別支援教育課		教育費、小学校費、中学校費、特別支援学校費	臨 時 特 定
公立幼稚園感染拡大防止対策事業	新型コロナウイルス感染症対策として、国公立幼稚園に配布する保健衛生用品の購入に要する経費の一部を補助する	事業に要する経費 ・上限50万円/園	10/10				△	・教育支援体制整備事業費交付金 ・新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱	義務教育課		教育費、幼稚園費	臨 時 特 定

6 教育委員会所管

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
学習指導員配置事業費補助	新型コロナウイルス感染症による臨時休業に伴う未指導分の補修等を支援するため、学習指導員（地域人材）の配置に要する経費を補助する。	事業に要する経費	1/3	2/3			△	・教育支援体制整備事業費補助金（補修等のための指導員等派遣事業）交付要綱 ・新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱	義務教育課		教育費、小学校費、中学校費	臨 時 特 定
学習評価を通じた授業改善研究事業	採点システムを活用したテストの採点結果のデータ化による生徒のつまずきの客観的な把握・分析及びそれに基づく授業改善や支援方法について研究を行う。	事業に要する経費		10/10			×	学習評価を通じた授業改善研究事業実施要項	義務教育課		教育費、中学校費	臨 時 特 定
英語教育改善プラン推進事業	言語活動を中心とした効果的な指導方法及び「小学校外国語教育指導用映像資料」を活用した効果的な校内研修等のあり方について研究を行う。	事業に要する経費		10/10			×	英語教育改善プラン推進事業実施要項	義務教育課		教育費、中学校費	臨 時 特 定
感染症対策のためのマスク等購入支援事業	新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品の購入	事業に要する経費	1/2		1/2		○	学校保健特別対策事業費補助金交付要綱	体育保健課		教育費、保健体育費	臨 時 特 定